第三節

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能

民法編

(法 律 八 九 号)

第一編 総則

第

音

(基本原則

第一条 ① 私権は、 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わな 公共の福祉に適合しなければならない。

ければならない。 権利の濫用は、これを許さない

3

(解釈の基準

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨と して、解釈しなければならない。

第一節 権利能力

第三条 ① 私権の享有は、出生に始まる。

除き、私権を享有する。 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を

節

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。 力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。 ては、この限りでない。 (後見開始の審判の取消し

(未成年者の法律行為

第五条 ① 未成年者が法律行為をするには、その法定代理 者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分 処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年 又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

(未成年者の営業の許可

を許した財産を処分するときも、同様とする。

第六条① の営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。 限することができる。 ができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編 (親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えること 一種又は数種の営業を許された未成年者は、そ

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況 後見開始の審判をすることができる。 保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、 等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、 にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親

(成年被後見人及び成年後見人)

これに成年後見人を付する。 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、

(成年被後見人の法律行為

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。 ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為につい

第一〇条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁 後見人及び成年後見人をいう。 以下同じ。)、後見監督人 判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年

> なければならない。 じ。) 又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さ (未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。 以下同

第一一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく は、この限りでない。 できる。ただし、第七条に規定する原因がある者について 人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることが 四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督 不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、 (保佐開始の審判

(被保佐人及び保佐人)

第一二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、こ れに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第一三条 ① 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その 保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただ し書に規定する行為については、この限りでない。

元本を領収し、又は利用すること。

不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的と 借財又は保証をすること。

百三十八号) 第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。) する行為をすること。 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第 訴訟行為をすること。

相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の

をすること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受け た被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてする 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成

家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若

(管理人の職務)

る

- しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲だし、第九条ただし書に規定する行為については、この限だし、第九条ただし書に規定する行為については、この限だし、第九条ただし書に規定する行為については、この限がしくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲りてない。 る行為については、この限判をすることができる。たれであってもその保佐人の同いできる。たいできる。たい、被保佐人が前項各号に掲
- 3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人の同意を得なければならない行為であって、そのり、保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消可意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。 4

(保佐開始の審判等の取消し)

- 第四四 らない 察年官後 は 祭官の請求により、平後見人、未成年後 この請求により、保佐開始の審判を取り消さなければなら見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成1条 ① 第十一条本文に規定する原因が消滅したとき
- |項の審判の全部又は一部を取り消すことがで家庭裁判所は、前項に規定する者の請求によ の請求により、 きる。 前条第

- 十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、及は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。本人の同意がなければならない。本人の同意がなければならない。本人の同意がなければならない。 第一五条 0 障害により事 理を弁識す 、る能力が

第一六条 (被補助-人及び補助

補助開始の審判を受けた者は、

被補助人とし、

n に補助人を付す

第一七条 (補助人の同意を要する旨の審判等)

被保佐人であるときについて準用する

2

- 第一七条 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する行為の一部に人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、そのればならない旨の審判をすることができる。ただし、そのればならない旨の審判をするにはその補助人の同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十五条第一項本文に規定す第一七条 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定す 限る。 第二〇条 ① 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能第二〇条 ① 制限行為能力の制限を受けない者をいう。 力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。 となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる行為能力者の相手方は、その制限行為能第二〇条 ① 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能 第二〇
- (3)

た場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発し対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をし対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発した場合において、これらのとみなす。

4

を取り消したものとみなす。 特別の方式を異備した旨の通知を発しないとその方式を具備した旨の通知を発しないとないとまる、同項後段と同様とする。

いときは、その行為、前二項の期間内に

3

(補助開始の審判等の取消し)

第一八条 ばならない。は検察官の請求により、 の請求により、補助開始の審判を取り消さなけれた人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又於、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、の第十五条第一項本文に規定する原因が消滅し

(1874章月老の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその追認を得なべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得なべき旨の催告をすることができる。この場合に対しては、第一項の期間内に項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内に

- 2
- 3 判を取り消さなければならない。

 別を取り消さなければならない。

 東京、一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。
 一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(審判相互の関係)

- 第一九条 ばならない 大会の保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなけれ本人に係る保佐開始又は補助人であるときは、家庭裁判所は、その一九条① 後見開始の審判をする場合において、本人が一九条
- 2 始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくはが成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開》 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人

第二条 (制限行為能力者の詐術)

できない。せるため詐術を用っ 影評術を用いたときは、その行為を取り消すことが制限行為能力者が行為能力者であることを信じさ

第四節

(住所)

第二二条 各人の生活の本拠をその者の住所とす

(居所)

す。第二三条

1

住所が知れない場合には、

居所を住所とみな

2 て権利を失う。ただし、現に利益を受けて、失踪の宣告によって財産を得た者は、そに影響を及ぼさない。 りてい いる限度に 度にお

第六節 同時死亡の推定

ò

その財産を返還する義務を負

でないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推の一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明ら第三二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのう す のと推定が明らか うち

第三章 法人

より、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与え② 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情にについて相当の担保を立てさせることができる。第二九条 ① 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還第二九条 ② 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還(管理人の担保提供及び報酬)

第三四条 款で定められた目的の範囲内にお三四条 法人は、法令の規定に従 (法人の能力) いて、権利を有しい、定款その他の こし、義務にの基本約

(外国法人)

2

第三六条 法人及び外国法人は、 の法律その 他の法令 の定

第三一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものの宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものの宣告を受けた者は (失踪の宣告の効力)

人又は検察官の請求により、管理人を改任すること者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利第二六条 不在者が管理人を置いた場合において、そ

ことができ

った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。 戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去 亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、 いかに陥れた者、沈没した船舶の中に在った者その他死

(管理人の改任)

第二七条 ① 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管第二七条 ① 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管 第三二条 しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力取り消さなければならない。この場合において、その取消判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告をと異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁 (失踪の宣告の取消し)

でき埋人にも、前項の目録の作成を命ずることができ置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができ置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができては検察官の請求が明らかでない場合において、利害関係人る。

法

民

(3)

煎 一項に定め るもの つのほか、 家庭裁判所は、 管理人に対

(法人の成立等)

により、その命令を取り消さなければならない。 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、

第三〇条

不在者の生 利害関係人の請望

の請求により、失踪が七年間明らかでも

失踪な

峫の宣告をす

(失踪の宣告)

ることができる

家庭裁判所は、利

第二五条

(不在者の財産の管理)

第二四条

ある行

は、その

、仮住所を住所とみなす。 いて仮住所を選定したときは、

そ

必要とするときも、同様とする。 必要とするときも、同様とする。 不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為を必要とするときも、同様とする。

第二八条

(管理人の権限)

(仮住所)

行為に関しては、

第五節

不在者の財産の

管理及び失踪の宣告

2

の住所地法によるべき場合は、この限りでない。 住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いそののいずれであるかを問わず、日本における居所をその者のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者。

者の人

ができて

不在者の財産の る。

保存に必要と認める処分を命ずること

- 第三三条 法人は、 この法律その他の法律の規定によら
- 法学りれば、①

第三五条

- 第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社

(登記)

二 目的 タ巨浪人(第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人の設立の準拠法 - 外国法人の設立の準拠法 - 小国法人の設立の準拠法 - 小国法人の設立の準拠法

六五四三二一 名称

2

四 事務所の所在場所四 事務所の所在場所 ることができな

日まる。 用する。 に 付ま者の職務の執行を停止し、若しくはでの規定を準 ればならない。この場合においては、前項後段の規定を準 ればならない。この場合においては、前項後段の規定を準

する。 たときは、 たときは、登記の期間は、その通知が到達した日前二項の規定により登記すべき事項が外国にお から起算いて生じ

務所 外国法人が初 の所在地において登記するまでは、国法人が初めて日本に事務所を設け 本に事務所を設け 第三者は、 そそのの 法事

間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならは三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四は三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四人の成立を否認することができる。 13 務所を移転したと な週て

きは、五十万円以下の過料に処する。
⑧ 外国法人の代表者が、この条に規定する
® 外国法人の代表者が、この条に規定する。

る登記を怠ったと

第三八条から第八四条まで

(定義) この法律にお

第四

臺

物

第八五条

(不動産及び動産) いて 物 とは、

有体物をい

第九二条

(任意規定と異なる慣習)

思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。ある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意ホ九二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習が

② 不動産以外の監第八六条 ① 土は の物は、すべて動産とする土地及びその定着物は、モ 不動産とする

(心裡留保)

第二節

意思表示

② 従物は、主物の処分に従う。 (主物及び従物) (主物及び従物) そ

② 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第 を知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げ られない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意 ではないことを知り、又は知ることができたときは、その 意思表示は、無効とする。

(天然果実及び法定果実)

第八八条 。 1 0 物の 対価として受けるべ 用法に従 is 収取す き金銭その他の物を法定 る産出物を天然果実と

2 果実とする。

(果実の帰属

れを収取する権利を有する者に帰属する。第八九条 ① 天然果実は、その元物からな 元物から分離する時に、

(錯誤)

2 日割計算によりこれを取得する。
法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、

第五章 法律行為

第一節 総則

効とする。 第九○条 公 (公序良俗) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、

(任意規定と異なる意思表示)

規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。第九一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない

無

3

第九四条 とする。 前項の規定による意思表示の無効は、 ① 意 相手方と通じてした虚偽の

善意の第三者に対

意思表示は、

抗することができな

(虚偽表

三者に対抗することができない。

に照らして重要なものであるときは、取り消すことができあって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念第九五条 ① 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくもので る。

表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認意思表示に対応する意思を欠く錯誤

に限り、 ・ 前項第二号の基礎とされていることが表示されてが法律行為の基礎とされていることが表示されて融が真実に反する錯誤 することができる。 その事情 いたとき

過失によって知らなかったとき。 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、消しをすることができない。 次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合に 取は

又は重大な

(4) 失がない第三者に対抗することができない。
 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でよれ、事意でよる意思表示の取消しば、善意でもない。 善意でかつ 過

第九六条 とができる。 詐欺又は強迫による意思表示は、 取り 消す

(5)

(詐欺又は強迫)

- ができたときに限り、その意思表示を取り消すことができ場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることの 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った る
- (3) 意で ※でかつ過失がない第三者に対抗することが前二項の規定による詐欺による意思表示の かできない。 善

(意思表示の効力発生時期等)

第九 七条 意思表示は、 その通知が相手方に到達した時

) 相手方が正当な理由なく意思表示からその効力を生ずる。

- 2 に到達したものとみなすを妨げたときは、その诵 その通知は、 通常到達すべい。 ハ到達す っること
- (3) そのためにその効力を妨げられない。 力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであ が意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、 意思能 意思能

による意思表示)

第九 万き元 ず八っ 、条

第九八条 ① 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示のきず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報の人の掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらの掲載に代えて、表意者が相手方を知ることができずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることがで きる。

96条~106条

(3) 相の **和手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方い掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はそ**

法

民

4

を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失 ・ な示に関する手続は、相手方の所在を知ることができない場合 には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合 には表意者の住所地の、相手方を知ることができない場合 には表意者の住所地の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属 があったときは、到達の効力を生じない。

ればならない。裁判所は、 表意者に、 公示に関する費用を予納させなけ

3

(意思表示の受領能力)

第九八条の二 相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその成年後の人であったとき、それのでは、大い名の 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時 がその意思表示を知った後は、この限りでない相手方に対抗することができない。ただし、次 相手方の法定代理人

意思能力を回復 又は 行為能力者となっ た相手方

第三節 代理

ることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその第九九条 ① 代理人がその権限内において本人のためにす(代理行為の要件及び効果) 効力を生ずる。

ついて準用する。 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示に

2

(本人のためにすることを示さない意思表示)

第一〇〇条 ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。 た意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、た意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、 保理人が本人のためにすることを示さないでし

(代理行為の瑕疵)

第 ことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無ていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があった力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っカ・0一条 ① 代理人が相手方に対してした意思表示の効・○一条 ① 代理人が相手方に対してした意思表示の効

2

合には、その事実の有無は、代理人について決するものとことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったを受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったは、代理人について決するものとする。 する

が過失によって知らなかった事情についても、同様とす。理人が知らなかったことを主張することができない。本為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について、特定の法律行為をすることを委託された代理人がその 内様とする。 ない。本人 について代

(代理人の行為能力)

第一〇二条 した行為については、この限りでない。 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理√ 為能力の制限によっては取り消すことができない。 は、利限行為能力者が代理人としてした行為については、この限りでない。 **者の法定代理人としてとができない。ただし、としてした行為は、行**

(権限の定めのない代理人の権限)

みをする権限を有する。 第一○三条 権限の定めの 権限の定めの ない代理人は、 次に掲げ る行為の

にお において、その利用又は改良を目的とする行為代理の目的である物又は権利の性質を変えな保存行為

選任することができない。 (任意代理人による代理人は、本人の許諾を得たとき、(任意代理人による代理人は、本人の許諾を得たとき、(任意代理人による復代理人の選任) 復代理人を

あるときは、本人に対してその選任及び監督についての責ることができる。この場合において、やむを得ない事由が第一〇五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任す(法定代理人による復代理人の選任) 任のみを負う。

(復代理人の権限等)

第 八〇六条 本人を代表する 1 復代 一理人は、 その 権限 内 の 行為に 0 V

本人及び第三者に対して、

義務を負う。 その権限の範囲

第一〇八条 理権を有しない者がした行為とみなす。 的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目標一〇七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代 及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限り権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理R一〇八条 ① 同一の法律行為について、相手方の代理人 (自己契約及び双方代理等)

いては、この限りでない。 為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為につ為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、代理権を有しない者がした行が相反する行為については、代理権を有しない者がした。 でない

第一〇九条 ① 第三者に対して他人に(代理権授与の表示による表見代理等)

- り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでな第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知ぎ三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第表示Ⅰ○允条 ① 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を 14
- 人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、人の代理権があると信ずべき正者がその行為についてその他外の行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場外の行為をしたときは、第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、② 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、 そ人外ののの 行為についての責任を負う。

(権限外の行為の表見代理)

の行為をした場合において、第三者が代理人の権限がある(一一〇条)前条第一項本文の規定は、代理人がその権限外

と信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

常□ 一一条 ① 代理 (代理権の消滅事由)

- 代理権は、 次に掲げる事由によって消滅す
- 本人の 死亡

る

- 任の終了によって消滅する。
 一 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若は後見開始の審判を受けたこと。
 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、
- (2) のほか、 委

権消滅後の 表見代理等

- 2
- 第一一二条 ① 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅第一一二条 ① 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。とれば前項の規定によりその責任を負う。ただし、第三者が過失にとすれば前項の規定によりその責任を負う。とがしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

第一一三条 (無権代理

- R 一三条 ① 代理権を有しない者が他人の代理人として との効力を生じない。
- 2 事実を知ったときは、 相毛 事実を知ったときは、この限りでない。 相手方に対抗することができない。ただし、 追認又はその拒絶は、相手方に対してした。 でのタブネノー・・ し、相手にしなけれ ń 方がそのれば、その

(無権代理の相手方の

て、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶確答すべき旨の催告をすることができる。この場合におい相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを第一一四条 前条の場合において、相手方は、本人に対し、

したものとみなす

(無権代理の 相手方の取消権)

(無権代理行為の追認)

- 利を害することはできない。 時にさかのほってその効力を生ずる。ただし、第三者の 第一一六条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約
- (無権代理人の責任)
- 償の責任を負う。 き、相手方の選択に従い、の代理権を証明したとき、 **松沢に従い、相手方に対して履行又は損害賠別したとき、又は本人の追認を得たときを除したとと、又は本人の追認を得たときを除他人の代理人として契約をした者は、自己**
- 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、ことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、ことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、 しんの代理人として契約をした者が代理権を有しない。 一 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限をことを知っていたときは、この限りでない。 他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がない。
- 受けていたとき。

三

(単独行為の無権代理)

第一一八条 単独行為については、その行為の時において、相手方が、代理人と称する者が代理権を争わないったときにすることに同意し、又はその代理権を争わなかったときに限り、第百十三条から前条までの規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、 第

第四節 無効及び取消し

って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知第一一九条 無効な行為は、追認によっても、その効力を生 (無効な行為の追認)

(取消権者)

- 第一二〇条 代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力きる行為は、制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定・第一二〇条 ① 行為能力の制限によって取り消すことがで とができる者に限り、取り消すことができる。 者を含む。) 又はその代理人、承継人若しくは同意をするこ
- 継人に限り、 は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行 取り消すことができる。 承為

(取消しの効果)

のとみなす。 取り消され た行為は、 初 8 から無効であ いったも

(原状回復の義務)

- 給付を受けた者は、 第一二一条の二 ①
- 第一二一条の二 ① 無効な行為に基づく債務の履行として第一二一条の二 ① 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。治が無効であること(給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。であること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に意思能力を有しなかった者についても、同様とする。 (2) 第一二六条 取消権は、(取消権の期間の制限)

取り 消すことができる行為の追認)

い。 定する 名二二二条 |者が追認したときは、以後、取り消入。 取り消すことができる行為は、 消すことが 第百二十 で条に な規

法

第

民

- (取消し及び追認の方法)
- 第一二三条 思表示によ いって には、その取消し又は追認は、相手方に対する意取り消すことができる行為の相手方が確定して

(追認の要件)

- 第一二四条 ① 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有すしの原因となっていた状況が消滅した後にすることを関った後にしなければ、その効力を生じない。っていた状況が消滅した後にすることを要しない。った定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。 第一二四条
 - 2
- 制限行為能力者(成年被後見人を除く。) が法定代理人、

(法定追認)

人又は補助人の

同意を得て追認をする

- 第一二五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、 この限りでない。 一 全部又は一部の履行 一 履行の請求 第一二五条

更改

- 五四 部又は **記**又は一部の譲渡 取り消すことができる行為によって取得 担保の供与 した権利の全
- 六 強制執行

ら二十年を経過したときも、司兼こよう。 行為の時か間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時か『二二六条』取消権は、追認をすることができる時から五年

(条件が成就した場合の効果)

停止条件付法律行為は、

停止条件が成就し

第一二七条 1

からその効力を生ずる。

- 2 効力を失う 解除条件付法律行為は、た時からその効力を生ずる 解除条件が成就した時からその
- う。 前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時 その意思に従
- ずべき相手方の利益を害することができない。 定である間は、条件が成就した場合にその法律行為かに二八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成不(条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の 条件の成否が未 禁止)

第

(条件の成否未定の間におけ 権利の処分等)

第一二九条 利義務は、 保存し、 又はそのために担保を供することができる。は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは本 条件の成否が未定である間における当事者の権

(条件の成就の妨害等)

条件が成就することによって不利益を受け妨害等)

第一三〇条 ① 条件が成就することによって不利益を受け、 る当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。 にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

- ② 条件が成就しないことが法律行為の時に既第一三一条 ① 条件が停止条件である は無条件とし、その条件が解除条件であるは無条件とし、その条件が解除条件である。 竹であるときはその法律行めるときはその法律行いに成就していた場
- 2 法律行為は無条件とする。 律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはそた場合において、その条件が停止条件であるときはその: 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定して)
- 八条及び第百二十九条の規定を準用する。 たこと又は成就しなかったことを知らない間は、 前二項に規定する場合において、当事者が条件 当事者が条件が成就し

る旨の通知が書面でされたときは、

ヶ書面でされたときは、その通知の時方から相手方に対して協議の続行を

から六

たないものに限る。)を定めたときは、

1、その期間を経過し行う期間(一年に満

その合意において当事者が協議を行う期間その合意があった時から一年を経過した時

されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予た再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成が猶予と再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成が猶予されている間にされ箇月を経過した時

不法な行為をしないことを条件とするもの*(一三二条) 不法な条件を付した法律行為は、

Ł

無効とする。 同様とする。

第一三二条

(不能条件)

第一三三条 とする 不能の解除条件を付した法律行 1 不能 0 停止条件を付した法律行為は、

為は、

無条件とす

(随意条件)

の意思のみに係るときは、第一三四条 停止条件付法 **いに係るときは、無効とす停止条件付法律行為は、** 、その 条件が単に債務者

(期限の到来の効果)

第一三五条 **ができない。** 期限が到来するまで、これを請求す法律行為に始期を付したときは、そ んこと ō 法律

2 期限が到来した時に消滅する 法律行為に終期を付したときは、 そ の法律行為の効力は、

弗一三六条 ① 期 (期限の利益及び) その 棄

第

と推定する。 債務者 の利益 の ために定め たも

(2) よって相手方の利益を害することはできない) 期限の利益は、放棄することができる。た ただし、 これに

第一三七条 次に掲げる場合には、 主張することができない 債務者が担保を滅失させ債務者が破産手続開始の の決定を受け 債務者は、 たとき。 期限の利益を

(期限の利益の喪失)

 \equiv とき を供しな 債務者が担保を供する義務を負う場合にお いとき 損傷させ、 いて、 これ た

第六章 期間の計算

(期間の計算の通則)

第一三八条 に特別 場合を除き、 の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令 この章の規定に従う

第一四五条

時効は、

第三取得者その他権利の消滅について正当な時効は、当事者(消滅時効にあっては、保証人

保証人、

| 保証人、

(期間の起算)

無効

第一三九条 即時から起算す 時間によって期間を定めたときは、 その 対間は、

第四四

六条

時効の利益は、

あらかじめ放棄することができ

(時効の利益の放棄)

によって裁判をすることができな

利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれ

な

第一四〇条 から始まるときは、この限りでない。 期間の初日は、算入しない。ただし、 パ一四○条 日、週、月又は年によって **、しない。ただし、その期間が午前零時月又は年によって期間を定めたときは、**

(期間の満了)

第 - 匹七条 ① 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。 一 裁判上の青ド

第一四一条が ź 前条の場合には、 期間は、 その末日 ō 終了をも

第一 合に限り、期間は、その翌日に満了する。 休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場体日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場に 一年に 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律

民事訴訟法第二百七十五条第

項

の和

)若しくは家事事和解又は民事調停

(暦による期間の計算)

2

第一四三条

第一四三条 ① 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。 かいときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日が自日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。 2

第

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

ポー四八条 ① 次に掲げる事由がある場合には、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時は、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時は、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時は、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、その事由がある場合には、その事由がは、完成しない。

第七章 時効

又は減少させ

第一節 総則

(時効の

(時効の援用)

第一四四条 時効の効力は、 その起算日にさかの ぼる。

「『)易合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了四、民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続に規定する担保権の実行としての競売の例による競売に規定する担保権の実行としての競売の例による競売工 担保権の実行

2

四

三三

強制執行

ない

又は後見人に対して権利を有するときは、 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理す その未成年者若 る父、 法

(承認による時効の更新)

第一五二条 権利の承認があったときは、 その

第一五九条

是姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、夫婦の一方が他の一方に対して有する権利につ

(夫婦間の権利の時効の完成猶予)

つき行為能力の制限を受けていないこの 前項の承認をするには、相手方の権等 一五二条 ① 時効は、権利の承認が第一五二条 ① 時効は、権利の承認が 2 とを要しない いこと又は権限がの権利についての 欧があるこ

(時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の (範囲)

を有する。

2

(3) 、み、その効力を有する。更新の事由が生じた当

第一五四条 第百四十八条第一項各号又は第百四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対し四十八条又は第百四十九条の規定による時効の完成猶予又四十八条又は第百四十九条各号第一五四条 第百四十八条第一項各号又は第百四十九条各号

第一五五条から第一五七条まで

(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

間にされた催告についても、同様とする。 有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されて有しない。同項の規定により時効の完成猶予の効の項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予されている間にされるとができない。 れているの効力を 第一五八条 成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未元二五八条 ① 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成

2

ない

度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有り、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再

第|五|条

でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの二五一条 ① 権利についての協議を行う旨の合意が書

間面

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

は、

時効は、

完成しない

第一五〇条

(催告による時効の完成猶予)

経過するまでの間は、時効は、完成しない 経過するまでの間は、時効は、完成しない

時から六箇月

を

第一四九条

した時から六箇月を経過するまでの間は、四九条 次に掲げる事由がある場合には、

時効は、完成

(5)

みなして、前三項の規定を適用する。

前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する

(仮差押え等による時効の完成猶予)

しない

仮処分

仮差押え

その事由が終了した場合は、この限りでない。下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによっした時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての

て取

第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的)第一項の合意がその内容を記録であって、電子計算機によっては認識すること方式、磁気的方式での他人の知覚によっては認識すること方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること方式、磁気的方式その他人の知覚によってされたものとう。

(4)

生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力る時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が第一五三条 ① 第百四十七条又は第百四十八条の規定によ

法

民

その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの 完成し 間は、

その権利について、時効は、完成しない。 定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は とは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の

時効は、 完成しない。 婚姻の解消の時から六箇月を経過す

ら六箇月を経過するまでの間は、時効は理人が選任された時又は破産手続開始の一六○条 相続財産に関しては、相続人 、相続財産に関する時効の完成猶予 、時効は、完成しない。 統開始の決定があった時か 、相続人が確定した時、管

(天災等による時効の完成猶予)

第一六一条 を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 に終 時別の期間の満了の時に当たり、天災その他避に十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うは第百四十八条第一項各号又は多百四十七条第一項各号又は一次一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避

第一節

(所有権の取得時効)

かつ、公然と他人の第一六二条 ① 二十 する。 物を占有した者は、その所有年間、所有の意思をもって、 の所有権を取得って、平穏に、

り、かつ、過5人の物を占有る 過失が 所有 失がなかっ の意思をもって、 9 その占有 たときは、 は、その所有権を取得する。 有の開始の時に、善意であ 、平穏に、かつ、公然と他

(所有権以外の財産権の取得時効)

第一六三条 所有権以外の が財産権を、 自己の ためにする意思

れたときは、

をもって、 別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得すをもって、平穏に、かつ、公然と行使する者は、前条の区

(占有の中止等による取得時効の中断)

意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪第一六四条 第百六十二条の規定による時効は、占有者が

第一六五条 前条の規定は、 第百六十三条の場合につ

第三節

(債権等の消滅時効)

- 第一六六条 て消滅する。 債権者が権利を行使することができることを知った時 債権は、 次に掲げる場合には、 時効によっ
- から五年間行使しないとき。 権利を行使することができる時から十年間行使しない
- 威する。 できる時から二十年間行使しないときは、 できる時から二十年間行使しないときは、権利を Jきは、時効によって消 権利を行使することが
- ③ 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取りを占有する第三者のために、その占有の開始の時から取りを対している。 (3) 滅する。

効 (人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅 嵵

第一六七条 いては、同号中の消滅時効につい **『号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。** 劝についての前条第一項第二号の規定の適用につ 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

(定期金債権の消滅時効)

第一六八条 1 定期金の債権は、 次に掲げる場合には、 眛

効によって消滅する

- った時から十年間行使しないとき。 付を目的とする各債権を行使することができることを知 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給
- 前号に規定する各債権を行使することができる時から

わ任

2

きる。 でも、その債務者に対して承認書の交付を求めることがで定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつ二十年間行使しないとき。

(判決で確定した権利の消滅時効)

- 第一六九条 効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十るものによって確定した権利については、十年より短い時るものによって確定した権利については、十年より短い時代一六九条 ① 確定判決又は確定判決と同一の効力を有す 年とする。
- 2 については、適用しない。) 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権

第一章 総則

第一七五条 創設することができな

(物権の設定及び移転)

(不動産に関する物権の変動の対抗要件

第一七〇条から第一七四条まで 削除

(物権の

物権は、 この法律その他の法律に定めるもの

によって、その効力を生ずる第一七六条 物権の設定及び移 転は、 当事者の 意思表示のみ

第一七七条 三者に対抗することができない。登記をしなければ、第 する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第 する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産

(動産に関する物権の譲渡の対抗要件) 動産に関する物権の譲渡は、その

10

がなければ、 動 第三者に対抗することができな 動産の引渡し

- 目的であるとき
- 前二項の規定は、占有権については、適用しない。合においては、前項ただし書の規定を準用する。 人に帰属したときは、当該他の権利は、消滅する。この場人に帰属したときは、当該他の権利は、消滅する。この場別の有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一 場

第二章 占有権

節 占有権の取得

(占有権の取得)

所持することによって取得する 一八〇条 占有権は、 自己のためにする意思をもって物を

(代理占有)

第一八一条 占有権は、 代理人によって取得す ることが

(現実の引渡し及び簡易の引渡 占有権の譲渡は、

第一八二条

占有物の

引渡しによって

- 2 する。 ができる 占有権の譲渡は **戸有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすること譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、**

(占有改定)

する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権第一八三条 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有 を取得する。

(悪意の占有者による果実の返還等)

第一八四条

第三者は、占有権を取得する。 ることを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、そのの代理人に対して以後第三者のためにその物を占有すがその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有する場合において、本人

- 第一九〇条 ホー九○条 ① 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は収取を怠った果実の代価を償還する義務を負う。 かつ、
- 2

(占有者による損害賠償)

より更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原にされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に第一八五条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものと

(占有の性質の変更)

第一九一条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって減失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその減失りは損傷によって現に利益を受けている占有者はその減失又は損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない。 滅失し、マ

即

占

(2)

有は、その間継続したものと推定する。) 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

第一八六条

1

占有者は、

所有の意思をもって、

善意で、

(占有の態様等に関する推定)

占有の性質は、

変わらない

第一 は、即時にその動産について行使する権利を取得する。の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がない。一九二条 取引行為によって、平穏に、かつ、公然となった。 、過失がないときかつ、公然と動産

(盗品又は遺失物の回復)

の占有

の瑕疵

(占有の承継)

をも承継する

- ら二年間、占有者に対してその物の回復を請求することがであるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時か第一九三条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物 できる。 ら二年間、
- 第一九四条 者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復するこら、善意で買い受けたときは、被害者又は遣失者は、占有の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人かの市場において、又はその物と同種の物を販売する商人か とができない

(動物の占有による権利の

そ 回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使の動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、そ第一九五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占

法

2

の訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。) 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、

取得する。

1

善意の

占有物

から生ずる果実を

(善意の占有者による果実の取得等)

民

184条~200条

に有するものと推定する。 第一八八条 占有者が占有物につ

(占有物につ

いて行使する権利の適法の推定

いて

行使する権利は、

適法

第

一節

占有権の効力

する権利を取得する

(占有者による費用の償還請求)

- 第一九六条 ① 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることができる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常の必要費は、占有者の負担に帰する。
 ② 占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益質については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の財政と行うによい。 与することができる。、回復者の請求により、

(占有の訴え)

有をする者も、同様とする。い、占有の訴えを提起することができる。い、占有の訴えを提起することができる。 こる。他人のために占二条までの規定に従

(占有保持の訴え)

持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求す第一九八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保 ることができる。

(占有保全の訴え)

償の担保を請求することができる。 第一九九条 占有者がその占有を妨害の予防又は損害賠

- 第二〇〇条 ることができる。 回収の訴えにより、 (占有回収の訴え) 、その物の返還及び損害の賠償を禁行者がその占有を奪われたときは、 賠償を請求す
- の事実を知っていたときは、この限りでない。 して提起することができない。ただし、その承継人が侵奪 して提起することができない。ただし、その承継人に対

(占有の訴えの提起期間

分担しなければなら

ない

益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の)前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、

の費用

を利

201条~217条 第二〇一条

第二〇一条 ① 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、の消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、上書手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。
② 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができる。この場合において、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、前項ただし書の規定を準まった。 用する。

(3) 起しなければならない。 (本権の訴えとの **ない。** は、占有を奪われた時, から一年以内に提

第

判をすることができない。
出有の訴えは占有の訴えを妨げない。
本権の訴えは占有の訴えを妨げない。 また、

2 いて裁

第三節 占有権の消滅

(占有権の消滅事

第二〇三条 者が占有回収の訴えを提起したときは、この限りでな占有物の所持を失うことによって消滅する。ただし、占有物の所持を失うことによって消滅する。ただし、 ない。 占 又は

(代理占有権の消滅事由

第二〇 権は、

② 占有権は、代理権の消滅のみによっては、消滅しない。
一 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。
一 本人が代理人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこと。
三 代理人が占有物の所持を失ったこと。
三 代理人が占有物の所持を失ったこと。

第四節

第二一一条

第二〇五条 て財産権の行使をする場合について準用する。 二〇五条 この章の規定は、自己のためにする意思をもっ

第三章 所有権

第節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲

(所有権の内容)

所有物の使用、 第二〇六条 所有 収益及び処で |処分をする権利を有す||令の制限内において、 白 Ź 日由にその

土地の上下に及ぶ。 第二〇七条 土地の所 (土地所有権の範囲) が所有権 は 法令の 制限内にお いて、 その

第二〇八条 削除

款

(隣地の使用請求)

第二〇九条 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、そのでなければ、その住家に立ち入ることはできない。がなければ、その住家に立ち入ることはできない。かなければ、その住家に立ち入ることはできない。というには 土地の所有者は、境界又はその付近においた コールス (単元) は 東京 (東京) は 東京 (東京) は 東京 (東京) は 東京 (東京) に 東

2 償金を請求することができる

第二一〇条 所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土二一〇条 ① 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の

2 い高低差があるときも、前項と同様とする。
地を通行することができないとき、又は崖があって土地と公道とに著しことができないとき、又は崖があって土地と公道に至る地を通行することができる。

(公道に至るための他の土地の通行権)

ればならない。
の土地のために損害が最も少ないものを選ばなけかつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなけかつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなける。
同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、
同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、
同条の規合には、通行の場所及び方法は、

は、通路を開設することができる。前条の規定による通行権を有する者は、 必要があるとき

12

第二一二条 するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができばならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなけれに一二条 第二百十条の規定による通行権を有する者は、 る

第二一三条 ① 分割によって公道に通じない土地が生じたまは、その土地の所有者がその土地の一部を譲り渡ては、償金を支払うことを要しない。
② 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。 第二一三条

2

(自然水流に対する妨害の禁

から 水が自然

然に流

れて来

るのを妨げてはならない。 第二一四条 土地の所有者は、

(水流の障害の 除去)

第二一五条 とができる。 の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をするこより低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己二一五条 水流が天災その他避けることのできない事変に

(水流に関する工作物の修繕等)

去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることが当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、れた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及第二一六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けら できる。

(費用の負担についての慣

第二一七条 の慣習があ 前二条の 8るときは、その場合にお. の慣習に従う。おいて、費用のな 負担につ いて別

(3) ③ 前条第二項のこ 規定は、前項の場合について準用する。とができる。 Ź

の屋根その他の工作物を設けてはならない2二一八条 土地の所有者は、直接に雨水を(雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

直接に雨水を隣地に注ぐ構造

(境界標の設置)

第二三三条 境界標を設けることができる二二三条 土地の所有者は、 きる 隣地の 所有者と共同の費用で、

(境界標の設置及び 存の 黄用)

の す。 更してはならない。 更してはならない。 ではならない。 ではならない。

の水路又は幅員を変の所有者は、対岸の

第二一九条

(水流の変更)

第二二四条 狭に応じて分担する。なり割合で負担する。な 負担する。ただし、測量の環境界標の設置及び保存の要) 費用 用 はは 相隣者が等し

(囲障の設置)

あるときは、

その慣習に従

③ 前二項の規定と異なる慣習があるが隣地と交わる地点において、

者は、

侃が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなけれ、水路及び幅員を変更することができる。ただし、両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所

戻さなけれ ただし、水 での所有

(3)

高さ二メートルのものでなければならない。
② 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀切りであって、かつ、同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。 第二二五条 二棟の建物がその所有者を異にし、 かつ、 か板塀

2

(囲障の設置及び保存の 費用

第二二〇条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

第二二〇条

等しい割り 割合で負担する。
発 前条の囲障の設置及び保存の費用 は 相隣者が

第二二一条

高地又は低地の所有者が土地の所有者は、そ

設けの所

た工が有地

工作物を使用す地の水を通過さ

(通水用工作物の

ることができる。

第二二七条 て生ずる費用の増加額を負担しなければならない。を増して囲障を設けることができる。ただし、これによっする材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さい二二七条 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定(相隣者の一人による囲障の設置)

(囲障の設置等に関す ,る慣習)

第二二八条 慣習に従う 前三条の 規定と異なる慣習があるときは、

てる

第二二九条 堀は、 相隣者の **腾者の共有に属するものと始境界線上に設けた境界標、** と推定す 囲障、 障壁、 溝及び

法

第二二条 ① 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある はならない。

なけれ

(境界標等の共有の推定)

第二三条

民

2

の土地の所有者は、

水流地の

部がその所有に属す

- 第二三〇条
- 第二三○条 ① 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。 整についても、前項と同様とする。ただし、防 を超える部分についても、前項と同様とする。をだし、防 を超える部分についても、前項と同様とする。 ・たし、防

(共有の障壁の高さを増す工事)

- を増した部分は、その工事をした者の単独の所有に ② 前項の規定により障壁の高さを増したときは、そ 改築しなければならない。 ② 前項の規定により障壁の高さを増したときは、そ 改築しなければならない。 第二三一条 、又はその障壁を工事に耐えないと
- 所有に属する。 その高さ
- 第二三二条 その 償金を請求することがで 前条の場合において、 隣人が損害を受けたとき きる

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

- 第二三三条 ○ 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切りその竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。○ 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、
- 2 取ることができる 切り

(境界線付近の建築の制限)

- 第二三四条
- 過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみ。 (②) 前項の規定に違反して建築を中止させ、又は変更させは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築をしようとする者があるときが項の規定に違反して建築をしようとする者があるとき第二三四条 ① 建物を築造するには、境界線から五十セン第二三四条 ① 建物を築造するには、境界線から五十セン 2 をすることができる
- 第二三五条 **日隠しを付けな側(ベランダを** の距離において
- 前項の距離は、 窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直

線によって境界線に至るまでを測定して算出す

慣習に従う 二三六条

$\tilde{\sigma}$

前 一条の規定と異なる慣習があるときは、 建築に関する慣習)

る

発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得

(境界線付近の掘削の制限

第二三七条 ればならない。 めを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなけ掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だ2二三七条 ① 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを

ただし、一メートルを超えることを要しないらその深さの二分の一以上の距離を保たなけら不の深さの二分の一以上の距離を保たなけらい。 の距離を保たなければならなしくは堀を掘るには、境界線 いか

(境界線付近の掘削に関する注意義務

の工事をするとき

要な注、

第二三九条 常二三八条 境界線の付近において前条の工事をする 上砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必 までしなければならない。 (無主物の帰属) 第一節 ① 所有者のない動産は、所有の意思をして、その所有権を取得する。 所有権の取得 Ē 5 7

第二四〇条 (遺失物の拾得)

占有することに

第二四一条 権を取得する。所有者が判明し 所有する物の中から発見された埋蔵物については、これをれを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人のれを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人のたした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、ことに従い公告 (埋蔵物の発見 汽有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所つ)の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にそ一四○条 遺失物は、遺失物法(平成十八年法律第七十一四○条 遺失物は、遺失物法(平成十八年法律第七十 有の主

動産の付合)

そ

第二四二条 を附属させた他人の権利を妨げない。 した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物に四二条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合

(動産の (付合)

第二四三条 離するのに過分の費用を要するときも、同様とする。の合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。損傷しなければ分離することができなくなったときは、損傷しなければ分離することができなくなったときは、担 付合により、 分そ

る価格の割 の当ないと 、割合に応じてその合成物を共有する。 、ときは、各動産の所有者は、その付合の 付合した動産について主従の区別をす 時におけ

(混和)

て識別することができなくなった場合について準用する。第二四五条 前二条の規定は、所有者を異にする物が混和

② 前項に現定する場合において「加工者」という。)があるときは、加工者で生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。ただし、工作によった者に帰属する。ただし、工作によった者に帰属する。ただし、工作によった者において「加工者」という。)があるときは、その加工物のにおいて「加工者」という。)があるときは、その加工物のにおいて「加工者」という。)があるときは、その加工物のが表現して、 第二四六条

2

合 混和又は加工の効果)

(加工)

の加工物の所有権を取得する。ときに限り、加工者がそものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者がそものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。

権利も、消滅する。 第二四七条 ① 第二百四十二条から前条までの規定により 前項に規定する場合におい利も、消滅する。

2 いて、 物の所有者が、 合成物、

他の権利は以後その持分について存する。合成物等の共有者となったときは、その物に他の権利は以後その合成物等について存し、 合成物等の共有者となったときは、その物について存する他の権利は以後その合成物等について存し、物の所有者がう。)の単独所有者となったときは、その物について存するえれ和教又は加工物(以下この項において「合成物等」とい

14

(付合、 混和又は加工に伴う償金の請求)

第二四八条 に従い、 (失を受けた者は、第七百三条及び第七百四条の)条 第二百四十二条から前条までの規定の適用 その償金を請求することができる。 規定によ

第三節 共有

に応じた使用をすることができる。第二四九条 各共有者は、共有物の 共有物の全部につ いて、 その持分

第二五〇条 (共有持分の割合の推定) 各共有者の 持分は、

相等し

v, もの

と推定する。

第二五一条 (共有物の変更) 同意を得なけ

共有物に変更を加えることができな 二五一条 各共有者は、他の共有者 いめ

(共有物の管理)

第二五二条 ただし、 ŧ, だし、保存行為は、、各共有者の持分の五二条 共有物の管 、各共有者がすることができる。の価格に従い、その過半数で決する。管理に関する事項は、前条の場合を必 場合を除

(共有物に関する負担)

第二五三条

の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得すの共有者は、相当の償金を支払い、その他共有物に関する負担を負う。 ときは、他を支払い、その他共有物に関する負担を負う。 ることができる。

(共有物につ いての債権)

第二五四条 共有者の一人が共有物につ いて他の共有者に対

とができる して有する債権は、 その 特定承継人に対して も行使するこ

第二五五条 (持分の放棄及び共有者 あ

は死亡して相続人がないときは、二五五条 共有者の一人が、その の持分を放棄したとき、 その持分は、 他の共有者

(共有物の分割請求)

第二五六条 **》 前項ただし書の契約は、更新することができる。をしない旨の契約をすることを妨げない。** することができる。ただし、3二五六条 ① 各共有者は、 各共有者は、 五年を超えない期間内は分割いつでも共有物の分割を請求

2 その期間は、 更新の時から五年を超えることができな ただし、 13

第二五七条 物につ ついては、適用しない七条(前条の規定は、 第二百二十九条に規定する共

(3)

第二五八条

第二五八条 ① 共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させきないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。ができる。 2

第二五九条 でき共有物の部分をもって、その弁済に充てることができ、関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属す、関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属す、関する債権を有するときは、分割に廃して まんしょうご

求することができる 共有物の部分を売却する必要が) 債権者は、前項の弁済を受け あるときは、その売却を請るため債務者に帰属すべき

(共有物の分割への参加)

民 法

第

者の債権者は、 二六〇条 自己の費用で、分割に参加することがで共有物について権利を有する者及び各共 分割に参加することができ

(地代)

る

2 の分割は、その請求をした者に対抗することができない。その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、そ》 前項の規定による参加の請求があったにもかかわらず、

に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用② 地代については、前項に規定するもののほければならない場合について準用する。 規定は、地上権者が土地の所有者に定期の地

、賃貸借に関する規定を準用する。

する。

その

性質 わ ゔ な

第二六六条

1

第二百七十

·四条から第二百

七

六条ま

地代を支払

(分割における共有者の担保責任)

任を負う。 条 ういて、 だ有者は、 売主と同じく、 ごじく、その持分に応じて担保の責他の共有者が分割によって取得し

が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者につる。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物権者間又は地上権者と土地の所有者との間について準用す第二六七条 前章第一節第二款(相隣関係)の規定は、地上

(相隣関係の規定の準用)

第二六二条

第二六二条 ① 分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物に関する証書を保存しなければならない。 取得した物に関する証書は、その物の最大の部分を取得した者が保存しなければならない。 2

③ 前項の場合において、最大の部分を取得した者がきは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。故きは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。故を使用させなければならない。 8る。協議が調した者がないと

その 証書

4

(共有の性質を有する入会権)

第二六三条 の慣習に従うほか、この節の規定を適用す二六三条 共有の性質を有する入会権につ るい ては、

第二六四条 があるときは、このであるときは、こので 、この限りでない。ついて準用する。ただし、法令にの節の規定は、数人で所有権以外 法令に特の権以外の

别財 別の定め (準共有)

第四章 地上権

(地上権の内容)

木を所有するため、第二六五条 地上権者 上権者は、 その)土地を使用する権利を有する。 他人の土地において工作物又は竹

(地上権の存続期間)

いて準用する

② 地上権者が前項の規定により、二十年以上五十年以上五十年以いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の到来していない一年分の地代を支払わなければならない。 と 世上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないとき 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないとき 地上権の (1) 設定行為で地上権の (1) おいました。 2 第二六八条

物等の収去等)

第二六九条 がなければ、これを拒むことができない。 地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれきる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれが はいなければ、これを拒むことができない。

前項の規定と異なる慣習があるときは、 その慣習に従う。

(地下又は空間を目的とする地上権)

その土地の使用に制限を加えることができる。め、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。 地下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。 地下又は空間は、工作物を所有するた

第五章

永小作権

第二七〇条 (永小作権の て耕作又は牧畜をする権利を有する。 七〇条 永小作人は、小作料を支払って他人の土地に (内容)

きない損害を生ずべき変更を加えることができな第二七一条 永小作人は、土地に対して、回復する (永小作人による土地の変更の制限)

ることの

V.

きは、この限りでない。 ただし、設定行為で禁じたと地を賃貸することができる。ただし、設定行為で禁じたと地を賃貸することができる。ただし、設定行為で禁じたと第二七二条 永小作人は、その権利を他人に譲り渡し、又は (永小作権の譲渡又は土地の賃貸)

(賃貸借に関する規定の準用

賃貸借に関する規定を準用する。 設定行為で定めるもののほか、そ 第二七三条 永小作人の義務につい 第二七三条 その いては、 くは、こので 及しない限り、の章の規定及び

を受けたときであっても を受けたときであっても 第二七四条 永小作人は、 第二七五条 を得たときは、その権利: 以上全く収益を得ず、又: 第二七五条 永小作人は、| (永小作 権の放棄) その権利を放棄することができる。と得ず、又は五年以上小作料より少ない小作人は、不可抗力によって、引き続き も、小作料の免除又は減額を請求すい、不可抗力により収益について損失 き続き三 収三益年

(永小作権の消滅請求)

の目的とすることができない。
地役権は、要役地から分離して譲り渡し、

又は他の権利

16

第二七六条 ことができる。 ったときは、土地の 第二七六条 永小作人 土地の所有者は、 所有者は、永小作権の消滅を請求するが引き続き二年以上小作料の支払を怠

(永小作権に関す ,る慣習)

第二七七条 習があるときは、 第二百七 日七十一条から前 条から前条までの規定と異なる慣 ★ニハ二条 ① 土地の共有者の一人は、その持分につき、その土地のために又はその土地について存する。ただし、減させることができない。
 ② 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部のために又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、地役権がその性質により土地の一部のみに関するときは、

(永小作権の存続期間)

お

第二七八条 ○ 永小作権の設定は、更新することができる。ただし、そであっても、その期間は、五十年とする。○ 以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたとき以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたとき

2 い。の存続期間は、 更新の時から五十年を超えることができな

第二八三条

)時効取

とができる。

識することができるものに限り、時効によって取得するこに1八三条 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認

3 その期間は、 この期間は、別段の慣習がある場合を除き、設定行為で永小作権の存続期間を定めなか ~ったときは、 三十年とす る

第二八

Î 一作物等の 収 去等

用する。 第二七九条 第二百六十九 条の 規定は、 永小作権につ いて準

3 2

第二八四条 ① 土地の共有者の一人が時効によって地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人の、世校権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の完成猶予の事由があっても、時効は、各共有者のために進行する。

第六章 地役権

(地役権の内容)

第二八〇条 するものに限る。)に違反しないものでなければならない。し、第三章第一節(所有権の限界)の規定(公の秩序に関し、第三章第一節(所有権の限界)の規定(公の秩序に関人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有する。ただ二八〇条 地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、他

(地役権の付従性)

第二八一条 りでない。 る。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限又は要役地について存する他の権利の目的となるものとすて、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。)て、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。)、二八一条 ① 地役権は、要役地(地役権者の土地であっ

(用水地役権)

第二八五条 だし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでな活用に供し、その残余を他の用途に供するものとする。た足するときは、その各土地の需要に応じて、まずこれを生同じ。において、水が要役地及び承役地の需要に比して不上地であって、要役地の便益に供されるものをいう。以下土地であって、要役地の便益に供されるものをいう。以下 V 用水地役権の承役地(地役権者以外の 者の

は なら 同一 ら後のの の地役権者は、並の承役地についる 前の地役権者の水の使用を妨げてはて数個の用水地役権を設定したとき

2

(承役地の所有者の工作物の設置義務等)

第二八六条 者の特定承継人も、その義務を負担する。 又はその修繕をする義務を負担したときは、承役地の所有 有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、 有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、 を

第二八 土地

(承役地の所有者の工作物の使用)

- 前項の場合こよ、Kセリーが範囲内において、その行使のために承役地の上に設けい範囲内において、その行使のために承役地の上に設けい範囲内において、その行使のために承役地の行使を妨げ らな
- 2 n 割合に応じて、 **耐合に応じて、工作物の設置及び保存の前項の場合には、承役地の所有者は、** ばならない。 その 費用 を分担しな 利益を受け ける

(承役地の時効取得による地役権の消滅)

- 第二八九条 する占有をしたときは、 こしたときは、地役権は、これによって消滅する。承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備
- 第二九〇条 者がその **|権利を行使することによって中断する。| | 前条の規定による地役権の消滅時効は、** 地役権

(地役権の消滅時効)

- の行使を妨げる事実が生じた時から起算する。の時から起算し、継続的に行使される地役権については最後は、継続的でなく行使される地役権については最後第二九一条 第百六十六条第二項に規定する消滅時効 の行使の行使
- 第二九二条 を生ず のの を生ずる。 の完成猶予又は更新は、 の一人のために時効の中 要役地が数人の共有に属する場合にお 、他の共有者のためにも、その対完成猶予又は更新があるときは、 いて、 · 効 そ 、 力 そ そ
- 第二九三条 のみが時効によって地役権者がそのな の権利の一 一部を行使しないとき

法

民

- (共有の性質を有しない入会権)
- 方の慣習に従うほか、この第二九四条 共有の性質を有 この章の規定を準用する。質を有しない入会権については、 各地

第七章 留置権

(留置権の内容)

にないときは、この限りでない。 他人の物の占有者は、その物を留置することができる。ただし、その債権の弁済。 のかを留置することができる。ただし、その債権を有するときは、その情権の対し、 第二九五条 その債権の弁済を受けるまで、そのの占有者は、その物に関して生じ その債権が弁済期

2 は は、適用しない。 前項の規定は、 占有が不法行為によって始まった場合に

(留置権の不可分性)

第二九六条 留置物の全部についてその権利を行使することができる。二九六条 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、

- 第二九七条 し、他の債権者に先立って、人人の債権者による果実の収取) 当することができる。 、これを自己の債権の 風権の弁済に充りる果実を収取
- るときは元本に充当しなけ 前項の果実は、まず債権の n ればならない。い利息に充当. なお残余があ

(2)

(留置権者による留置物の (保管等)

第二九八条 **) 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を占有しなければならない。** 留置権者は、 善良な管理者の注意をもって、 留置物を使用

3 2 その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、 留置権の消滅を請求することができる。)留置権者が前二項の規定に違反したときは、 債務者は、

二九九条 ① 留置権者は、留置(留置権者による費用の償還請求)

2 第二九九条) 智量 ① 留置権者は、 は、留置物について有益費を支出したとき♪ 所有者にその償還をさせることができる。 予留置権者は、留置物について必要費を≯ いて必要費を支出 したときは、

> 償還について相当の期限を許与することができができる。ただし、裁判所は、所有者の請求に択に従い、その支出した金額又は増価額を償寢択に従い、その支出した金額又は増価額を償寢り、 ただし、裁判所は、所有者の請求により、そのを出した金額又は増価額を償還させること 所有者の選

(留置権の行使と債権の消滅時効)

第三〇 な 0条 留置権の行使は、 債権の消滅時効の進行を妨げ

(担保の供与による留置権の消滅)

第三〇一条 を請求することができる 債務者は、相当の 担保を供 して、 留置権 0 消滅

(占有の喪失による留置権の消滅)

によって、消滅する。ただし、第二百九十八条第二項の規第三〇二条 留置権は、留置権者が留置物の占有を失うこと この限りでない。 貸し、又は質権の早。ただし、第二百+ 目的としたとき

第八章 先取特権

第 節 総則

(先取特権の内容)

自己の債権の弁済を受ける権利を有する第三○三条 先取特権者は、この法律その 他の債権者に先立ってての他の法律の規定に

(物上代位)

第三〇四条 ① 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅 失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に 大工は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。 その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。 である。ただし、先取特権者は、 その払渡して間接とする。

(先取特権の不可分性)

第三〇五条 第二百九十 六条の規定は、 先取特権につ いて準

죾

動産売買の先取特権)

その利息に関し、第三二八条 不動産

不動産の売買の

その不動産について友性の売買の先取特権は、

いて存在

不動産

の代価及び

先取特権の種類

第一款 一節

般の先取特権

四三二 日用品の供給 雇用関係

(共益費用の先取特権

第三〇七条 ① 共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。 に関する費用について存在する。 に関する費用について存在する。 債権者に対してのみ存在する。 保存、清算又は配当は、各債権者の共同

第三〇九条 (葬式費用の先取特権)

する。 用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在用人との間の雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使生三〇八条 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使

第三〇八条

(雇用関係の先取特権)

三一〇条 日用品の供給(日用品供給の先取特権)

第三一〇 在する。在する。在する。毎日間の飲食料品、燃料及び電気の供給について存後の六箇月間の飲食料品、燃料及び電気の供給に必要な最養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最養すべき同居の供給の先取特権は、債務者又はその扶寒三一○条 日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶寒三一○条 日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶寒三十○

(動産の

第二款

動産の先取特権

条

は

債務者の特定の 動産について先取特権を有する。、

- 旅館の 不動産の賃貸借 宿泊
- 六 五 四 三 二 動産の保存 運輸

たの

にした葬式の費用のうち相当な額についても存在する。

」前項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族のためされた葬式の費用のうち相当な額について存在する。
をこのた外で、の費用の方を相当な額について存在する。

2

죾 動産賃貸の先取特権

八七

工業の労務 農業の労務

以下同じ。)の供給 種苗又は肥料動産の売買

(蚕種又は蚕の

飼養に供した桑葉を含む。

大の動産について存在する。 その他の賃貸借関係から生じた賃借人の債務に関し、賃借第三一二条 不動産の賃貸の先取特権は、その不動産の賃料

第三 - 三条 ① 土地の賃貸人の先取特権は、その土地の果実利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。 第三

けた動産について存在す 建物の賃貸人の先取特権は、 る 賃借人がその 建物に備え付

転貸人が受けるべき金銭についても、同様とする。 取特権は、譲受人又は転借人の動産にも及ぶ。譲渡人又は 第三一四条 賃借権の譲渡又は転貸の場合には、賃貸人の先

(不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲

第三一五条 賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃第三一五条 賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃

(旅館宿泊の先取特権)

第三 荷物につ 宿泊料及び飲食料に関し、三一七条旅館の宿泊のな いて存在 、その旅館に在るその宿泊客・先取特権は、宿泊客が負担す の手

(運輸の先取特権)

第三一八 る。 付随の費用に関し、運送人の占有する荷物について存在す付随の費用に関し、運送人の占有する荷物について存在す付随の費用に関し、運送人の占有する荷物に運送賃及び

(即時取得の規定の準用)

第三百十二条から前条までの規定による先取特権につ第三一九条 第百九十二条から第百九十五条までの規定 準用する。 いな

(動産保存の先取特権)

行のために要した費用に関し、その動産について存在す要した費用又は動産に関する権利の保存、承認若しくは第三二〇条 動産の保存の先取特権は、動産の保存のため のため は実に Ź

(動産売買の先取特権)

利息に関し、 、その動産について存在す動産の売買の先取特権は、 動産の 代価及びそ

(種苗又は肥料の供給の先取特権)

第三二条 種苗又は肥料の供給の先取特権は、種苗又は肥料の代価及びその利息に関し、その種苗又は肥料を用いた生の飼養に供した桑葉の使用によって生じた物を含む。)に 番の飼養に供した桑葉の使用によって生じた物を含む。)に かいて存在する。

(農業労務の先取特権)

者の最後の一年間の賃金に関し、その労務によって生じた第三二三条 農業の労務の先取特権は、その労務に従事する

者に対して優先する効力を有する。
との優先権の順位は、第三百六条各号に掲げる順序に従う。一般の先取特権と、その利益を受けたすべての債権共益の費用の先取特権と特別の先取特権と修立る。ただし、特別の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、第三百六条各号に掲げる順序に従う。

2

第三

三二四条 工業の労務(工業労務の先取特権)

果実について存在する

た製作物について存在する。 者の最後の三箇月間の賃金に関し、A 配工工四条 工業の労務の先取特権は、

その労務によって生じ、その労務に従事する

先取特権の順位)

第三三〇条 の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存序に従う。この場合において、第二号に掲げる動産の保存序に従うする場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順に競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順三三〇条 ① 同一の動産について特別の先取特権が互い 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権者が前の保存者に優先する。

第三二五条

次に掲げ

不動産について先取特権を有す る原因によって生じた債権を有する者

Ź

(不動産の先取特権)

第三款

不動産の

 \equiv 二 - は

、債務者の特定の不 不動産の保存 不動産のに事

- 動産の保存の先取特権
- 三 動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権 (②) 前項の場合において、第一順位の先取特権者があることを知っていたときは、これらの者に対して優先権を行使することができない。第一順位の先取特権者がためを行使することができない。第一順位の先取特権者のために物を保存した者に対しても、同様とする。 (3) 果実に関しては、第一の順位は農業の労務に従事する者に、第二の順位は種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工土地の賃貸人に属する。 (3) (2)

順位)

第三二七条 ① 不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その不動産について存在する。

(2)

第三二七条

第三二六条

くは実行のために要した費用に関し、その不動産についめに要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若8三二六条 不動産の保存の先取特権は、不動産の保存の(不動産保存の先取特権)

てした

存在する

第三三一条 ① 同一の不動産について特別第三三一条 ① 同一の不動産について売買が順次された。 同一の不動産について売買が順次された。 日本日間における不動産売買の先取特権の優相互間における不動産売買の前後による。 第三三一条 、その優先権の順位は、不動産について特別の先 は、第三百二十の先取特権が互

で優先権の の順位は、売主

2

(同一順位の先取特権)

じて弁済を受ける。 数人あるときは、各先取特権者は、そ第三三二条 同一の目的物について同一 その債権額の割合に応ご一順位の先取特権者が

法

듨節

民

第三二九条

(1)

般の先取特権が互

いに競合する場合には

般の先取特権の順位

第四節 先取特権の効力

(先取特権と第三取得者)

の第三 取得者に引き渡した後は、その の第三 取得者に引き渡した後は、その の動産について行使すの目的である動産をそ

(先取特権と動産質権との 競合

第三三四条 権者と同一の権利を有する。 産質権者は、第三百三十条の規定による第 産の機と動産質権とが競合する。 **ポー順位の先取特ッる場合には、動**

(一般の先取特権の効力)

第三三五条 ○ 一般の先取等権当よ、、、」… から弁済を受けることができない。 産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産 産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産 の財

- 13 0) 目的とされていないものから弁済を受けた一般の先取特権者は、不動産については、 いなければなられ、まず特別担信 な保
- ③ 一般の先取特権者は、前二項の規定に従って配当に加入することを怠ったときは、その配当加入をしたならば弁済することを受けることができた額については、登記をした第三者に対してその先取特権を行使することができない。
 ④ 前三項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動産の代価に先立って不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適別担保の目的に対している。

般の先取特権の対抗力

第三三六条 いる。 ただし、 にし、登記をした第三者に対しては、この限りでな特別担保を有しない債権者に対抗することができ、 一般の先取特権は、不動産について登記をしな

第三三七条 不動 第三三七条 不動 (不動産保存の先取特権の登記) **|行為が完了した後直ちに登記をしなければなら不動産の保存の先取特権の効力を保存するため**

第三六三条

削除

(債権を目的とする質権の対抗要件)

質)

の規定を準用す

裁判所が選任した鑑定人に評価させなけい。工事によって生じた不動産の増価額は、

ければならない。は、配当加入の時に、

338条~358条 を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在ければならない。この場合において、工事の費用が予算額ためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しない。 (不動産工事の先取特権の登記)

第三三九条 **抵当権に先立って行使することができる。** 三三九条 前二条の規定に従って登記をした先取特権は (登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権)

(不動産売買の先取特権の登記)

第三四〇条 がされていない旨を登記しは、売買契約と同時に、不 いない旨を登記しなければならない。
「契約と同時に、不動産の代価又はその利息の不動産の売買の先取特権の効力を保存するた 弁め

第三四一条 を準用する。 その性質に反しない限り、状先取特権の効力については、 抵当権に関する規定 この

(抵当権に関する規定の準用)

第九章 質権

第一節 総則

(質権の内容)

の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有す三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他第三四二条 質権者は、その債権の担保として債務者又は第 る

第三四三条 哲(質権の目的) とすることができな 質権は、 い譲 り渡すことができない物をその É 的

(質権の設定)

第三四四条 質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡す ことによって、 その効力を生ずる

(質権設定者による代理占有の禁止)

第三四五条 の占有をさせることができない。 質権者は、 質権設定者に、 自 三に代わ · つ て質物

(質権の被担保債権の 範囲

第三四六条 行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。 瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、設定用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた別での決条 質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費

(質物の留置)

第三四七条 できな までは、 は 自己に対して優先権を有する債権者に対抗することがは、質物を留置することができる。ただし、この権利日生条 質権者は、前条に規定する債権の弁済を受ける

(転質)

司の責任で、 第三四八条 哲 いては、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。の場合において、転質をしたことによって生じた損失につ己の責任で、質物について、転質をすることができる。こ己三四八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自

(契約による質物の処分の禁止

第三四九条 質権設定者は、 ることを約することができない。せ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させせ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させ契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得さ製に回九条 質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の

(留置権及び先取特権の規定の準用)

第三五〇条 条の規定は、 第二百九 質権について準用する 六条から第三百条まで及び第三百四

(物上保証人の求償権)

を弁済し、又は質権の実行によって質物の所有権他人の債務を担保するため質権を設定した者は、

法に従い、

その債務を弁済し、第三五一条 他人の債

対して求償権を有する を失ったときは、保証債務に関する規定に従い、 債務者に

20

節

(動産質の対抗要件)

第三五二条 その質権をも もって第三者に対抗することがで動産質権者は、継続して質物を占 2対抗することができない。継続して質物を占有しなけ ń ば

(質物の占有の回復)

できる。 「大有回収の訴えによって 第三五三条 動産質権者は の訴えによっての動産質権者は、 ō いみ、その質物を回復することが質物の占有を奪われたときは、

、動産質権の実行

第三五四条 物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求すは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従三五四条 動産質権者は、その債権の弁済を受けない め、その請求をする旨を債務者に通知しなければならなとができる。この場合において、動産質権者は、あらか かじ Ź い質

(動産質権の順位)

第三五五条 きは、その質権の順位は、三五五条 同一の動産につ 設定の前後による。ついて数個の質権が認 質権が設定されたと

第三節 不動産質

(不動産質権者による使用及び収益)

その使用及び収益をすることがで不動産質権者は、質権の目的であ の目的である不動産の用 きる

(不動産質権者による管理の費用等の負担)

第三五七条 不動産に関する負担を負う 不動産質権者は、 管理の費用を支払い、

(不動産質権者による利息の請求の 禁止)

とができない。 第三五八条 不る 不動産質権者は、 その債権 の利息を請求するこ

第三六五条

(質権者による債権の取立て等)

第三七二条

第二百

六条、

第三百四条及び第三百五十一

(留置権等の規定の準用)

条の規定は、

抵当権について準用す

第三五九条 前三条の規定は、設定行為に別段の定めがある を改する担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、又は担保不動産収益執行(民事執行法(昭和五十四 とき、とは、適用し

第三五九条

三五九条 前三条の規定は、設定行為(設定行為に別段の定めがある場合等)

第三六六条 取り立てることができる。 質権者は、 質権 .の目的である債権を直接に

- 2 る 権額に対応する部分に限り、 債権の目的物が金銭であるときは、質権者は、 これを取り立てることができ 自己の債
- を供託させることができる。 たときは、 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来し **セることができる。この場合において、質権は、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額**

第三六〇条

不動産質権の存続期間は、

·年を超えるこ

(3)

(不動産質権の存続期間

その存続期間は、更新の時から十年を超えることができなであっても、その期間は、更新することができる。ただし、であっても、での期間は、十年とする。 ただし、とができない。設定行為でこれより長い期間を定めたとき

て受けた物について質権を有する。
) 債権の目的物が金銭でないときは、その供託金について存在する。 質権者は、 弁済とし

第三七四条

(抵当権の順位の変更

たときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。 第三七三条 同一の不動産について数個の抵当権が設定され

(抵当権の順位)

第一節

抵当権の効力

4

第三六七及び第三六八条

第十章 抵当権

準用する。 第三六一条

その性質に反しない限り、次一条 不動産質権については、

次章 この

の節に定

世)の規定とめるもの

をの

(抵当権の規定の準用

第節 総則

(抵当権の内容)

第三六二条

(1)

質権は、

財産権をその目的とす

ることがで

(権利質の目的等)

第四節

権利質

きる。

の性質に反しない限り、並前項の質権については、

前三節

この節に定め (総則、

動産質及びで

不動 か、

産そ

2 第三六九条

2

第三七〇条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、そ第三項に規定する許害行為取消請求をすることができるの定めがある場合及び債務者の行為について第四百二十四の目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加の目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加の目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加の目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加の目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に対している。 第三七〇条

第三七一条 あったときは、* 一権は、 その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。 その担保する債権につ

いて不履行が

法

民

(抵当権の被担保債権の範囲)

その効力を生じない

第三七五条 げない ときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨ときは、その登記の時からその抵当権を行使することができる。ただし、る権利を有するときは、その満期となった最後の二年分にとる権利を有するときは、その満期となった最後の二年分に 抵当権者は、 利息その他の定期金を請求す

金と通算して二年分を超えることができない。 の二年分についても適用する。ただし、利息その他の定期の二年分についても適用する。ただし、利息その他の定期 損害の賠償を請求する権利を有する場合におけるその最後

(抵当権の処分)

- 第三七六条 ることができる。 にその抵当権若 ·抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放又は同一の債務者に対する他の債権者の利益の父条 ① 抵当権者は、その抵当権を他の債権の 棄た担保
- の順位は、抵当権の登記にしを 権の処分をしたときは、その でいる がいてい がい かんしん いっぱん いっぱん はいてい 抵当 **記にした付記の前後による。** い、その処分の利益を受ける者の権 、抵当権者が数人のためにその班 権担当

当権を有する場合において、. ① 債権の負担を按分する。

を配当すべきときは、

その各不動産の価額に応じて、

そ

ò

ない。

そ

ò

が相当の

第三七七条 (抵当権の処分の対抗要件)

することができない

ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得》 主たる債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾

(代価弁済

消滅する。 の代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のための代価を弁済したときは、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にのため、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にの、抵当不動産について所有権又は地上権を買い にそ受

(抵当権消滅請求)

第三七九条 定めるところにより、 抵当 不動産 抵当権消滅請求をすることができる。の第三取得者は、第三百八十三条の

は、抵当権消滅請求をする第三八〇条 主たる債務者、 ることができな ることができない。、保証人及びこれな °B Ó 治の 承継人

第三八一条 とがで 止条件の成否が未定である間は、 抵当不動産の 停止条件付第三取得者は、 抵当権消滅請求をするこ

(抵当権消滅請求の時期

第三八二条 請求をしなければならない。 ての競売による差押えの効力が発生する前に R三八二条 抵当不動産の第三取得者は、抵当 権 抵当権消遣 滅し

(抵当権消滅請求の手続

一 取得の原因及び年月日、譲渡人及びRを送付しなければならない。 を送付しなければならない。 第三八三条 抵当不動産の第三取得者は、M 第三八三条 ざ、抵当 次に掲げる書面
抵当権消滅請求を

住所並びに抵当不動産の性質、 譲渡人及び 所在及び代価その他取得以人及び取得者の氏名及び

- (現に効力を有す
- (責権至う・・ しときは、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定する代価又は特に指定した金額を債権の順位に従って弁済し又は供託すべき旨を記載した書面

(債権者のみなし承諾)

第三八四条

ð

四三

三 第一号の申立てを却下する旨の決定を除く。が確定したとき。 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定 (民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。が確定したとき。

第三八五条 なければならない。 間内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知し 間内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知し 大債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期 た債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期 た債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期 を通知し

(抵当権消滅請求の効果)

又は供託したときは、抵当権は、消滅する。 変の第三取得者がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し 取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動 取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動 第三八六条

(抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力)

2 第三八七条 ることができる。 意の登記があるときは、 した抵当権を有するす 登記をした賃貸借は、その **、その同意をした抵当権者に対抗すべての者が同意をし、かつ、その同** し、かつ、その同の登記前に登記を

を受けるべき者の承諾を得なければならない。 する権利を有する者その他抵当権者の同意によって不利益 、抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的と

(法定地上権)

第三八八条 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、地上権が設定されたものとみなす。こその建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合において、地上権が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の請求により、裁判所が同一の所有者に定める。 第三八九条 たときは、 一地の 上の建物の競売) 抵当権の

抵当権者は、抵当権の 土地の代価についの建物を競売する

これ、適用しない。 カカし その優先権は、土地の代価について抵当権者に対抗することができる権利を有するについて抵当権者に対抗することができる。

(抵当不動産の

第三九〇条 買受人となることができる。 抵当不動産の第三取得者は、産の第三取得者による買受け その が競売にお

(抵当不 動産の 当不動産の第三取得者は、抵当不動第三取得者による費用の償還請求)

第三九一条 別に従い、抵当不動産の代価から、他のて必要費又は有益費を支出したときは、 の償還を受けることができる 抵当 、他の債権者より先にそきは、第百九十六条の区者は、抵当不動産につい

(共同抵当における代価の配当)

第三九二条 動産につき抵当権を有する場合において、同時にその完三九二条 ① 債権者が同一の債権の担保として数個 代価の不

期間内に履行がな い場合には、 適用

(抵当権の消滅時効)

第三節

抵当権

あ

第三九六条 その担保すっ する債権と同時で 抵当権は、債款 E時でなければ、時効によって消滅し債務者及び抵当権設定者に対しては、

(抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

は、抵当権は、これによって消滅する。 について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたとき第三九七条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産

権を行使する者は、第三九三条が発力

,る者は、その抵当権の登記に前条第二項後段の規定により

にその代位を付記すり代位によって抵当

(共同抵当に

おける代位の付記登記)

ることができる

(抵当権の目的で ある地上権等の放棄)

受けない債権の部分についてのみ、他の第三九四条 ① 抵当権者は、抵当不動産

の財産から弁済を受産の代価から弁済を

(抵当不動産以外の財産からの

弁済)

けることができる。

て抵当権者に対抗することができない。権者又は永小作人は、その権利を放棄しても、第三九八条 地上権又は永小作権を抵当権の目: 的と これ れをもっ

第四節 根抵当

求をいる

することができる。 ま 当月更直の代価に先立って他の財産で、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済で、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済で、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済

第三九八条の二

2 類の取引によって生ずるものに限定して、

債権とすることができる。じ。)は、前項の規定にかかわらず、に規定する電子記録債権をいう。・ じ。)は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべきに規定する電子記録債権をいう。次条第二項において同(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項権、手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権。等形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権。

法

2

者に対し相当の期間を定めてその一箇月分以上の支払の催の使用をしたことの対価について、買受人が抵当建物使用の使用をしたことの対価について、買受人が抵当建物で割が強にした賃貸借により使用又は収益をする者 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続 競売手続の開始前から使用又は収益をする者

393条~398条の6

第三九五条

物使用者の引渡しの猶予

第三九五条 ① 抵当権者に対抗することができない賃貸借にり抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者でという。は、その建物の競売における買受人の買受けの時という。は、その建物の競売における買受人の買受けの時から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡から、

民

(根抵当権の被担保債権の範囲)

賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の第三九八条の三 ① 根抵当権者は、確定した元本並びに利 を行使することができる。 根抵当権者は、

切手上の請求権又は電子記録債権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、ても、その事由を知らないで取得したものについては、こても、その事由を知らないで取得したものについては、これを行使することを妨げない。 一 債務者の支払の停止 債務者との取引によらないで取得す る手 形上 葀 行きべは

- 債務者についての破産手続開始、 再生手続開始、 更生
- 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による手続開始又は特別清算開始の申立て

(根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更)

- の変更についても、同様とする。 担保すべき債権の範囲の変更をすることができる の変更についても、同様とする。 根抵当権 債 0
- 者の承諾を得ることを要しない。
 前項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三の変更についても、同様とする。

2

3 Jきは、その変更をしなかったものとみなす。 第一項の変更について元本の確定前に登記をしなか 0

(根抵当権の極度額の変更)

第三九 する者の承諾を得なけ三九八条の五 根抵当 を得なければ、する。根抵当権の極度額の することができょ aない。 利害関係を有

(根抵当権の元本確定期日の定め)

② 第三百九十八条の四第二項の規定は、前項の場合にその確定すべき期日を定め又は変更することができる第三九八条の六 ① 根抵当権の担保すべき元本につい

て準用する。 うい

3 内でなければならない。 した日から五年以

. つでも、

^べき元本の

保す

9べき元本は、

場合

担保は

定する。

のがあるときは、適用しな ③ 前二項の規定は、担保することができる。この場 その請求の時に確定する。 この場

週用しない 担保すべ

き

元本

ல்)確定す

ベ

き期

Ħ

ö

定

ときは、担保すべき元本は、その変更前変更についてその変更前の期日より前に

398条の7~398条の15 (根抵当権の被担保債権の譲渡等)

期日に確定す

2 代わって弁済をした者も、同様とする。 水得した者は、その債権について根抵当権を行使す取得した者は、その債権について根抵当権を行使す取得した者は、その債権について根抵当権者から 元本の (務者に 一人ること

者は、) 元本の確定前に免責とができない。 引受人の債務について、その根抵当権を行の確定前に債務の引受けがあったときは、 その根抵当権を行使するこ 根抵当権

③ 元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負担する債務に移すことができない。おける更改前の債権者は、第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。かわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。かわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。かりず、根抵当権を引受人が負担する債権者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。

債務者の相続)

た相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。情権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存す第三九八条の八 ① 元本の確定前に根抵当権者について める相

2

時に確定したもの 時に確定したものとみなす。 内に登記をしないときは、担保す のを記をしないときば、担保す す。、担保すべき意について知 き相続 元本は、相続開始の概の開始後六箇月間 の以

債務者の合併)

第三九八 八条の九 1 元本の 確定前に根抵当権者につ どって 合

> ほか、 合併後存続する **りる法人又は合併によって設立された法根抵当権は、合併の時に存する債権の**

る法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担す根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続す根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続す人が合併後に取得する債権を担保する。 合併後存続す

(3) る債務を担保する。

いて、その債務者が根抵当権設定者であるときは、この限いて、その債務者が根抵当権設定者は、前項の場合にお前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本

りでな

(5)

様とする。 とができない。合併の日から一箇月を経過したときも、同ったことを知った日から二週間を経過したときは、するこは、合併の時に確定したものとみなす。

(根抵当権者又は債務者の 会社分割

第三九八条の一〇 有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会有する権利義務の全部又は一部をした会社がその事業に関して立された会社又は当該分割をした会社及び分割により設時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設する会社とする分割があったときは、根抵当権は、分割のする会社とする分割があったときは、根抵当権者を分割を完三九八条の一○ ① 元本の確定前に根抵当権者を分割を

部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担すがあったときは、根抵当権は、分割の時に存する債務の全か、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当か、分割をした会社がでの事業に関して有する権利義務のほか、分割をした会社がでの事業に関して有する権利義務のほれが分割後に取得する債権を担保する。 る債務を担 一保する。

(3) いて準用す 前条第三項から第五項までの á 規定は、 前 項 の場合につ

(根抵当権の 処分

をすることができない 第三九八条の一一 ① こない。ただし、その根抵当権を他の債権-六条第一項の規定による根抵当権の処分① 元本の確定前においては、根抵当権

> 2 お の担保とすることを妨げない いて元本の 第三百七十 確定前にした弁済につ 七条第二項の 規定は、 いては、 前 いては、適用しない。即項ただし書の場合に

> > 24

(根抵当権の譲渡)

渡すことができる。 八条の 根抵当権設定者の 1 **石の承諾を得て、** 元本の確定前に 確定前に そお のい の根抵当権を譲りいては、根抵当権

3 とする権利を有する者の承諾を得なければならない。) 前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的り渡した根抵当権について消滅する。 て、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。て、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。 根抵当権者は、 その 根抵当権を一 個 の根抵当権に分割っ 譲

菂

(根抵当権の一部譲渡)

…… : ノ w o - ニー 元オの葡先萬においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡 をすることができる。

(根抵当権の共有)

第三九 従う 立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定

とができ 九十 ル十八条の十二年 根抵当権の共 八条の る 第 有者 項のは、 の規定によりその地の共有者の関 ō 同意を得て、 権 利を譲り 第三百 渡すこ

(抵当権の順位の 譲渡又は放棄と根抵当権 0 譲 脳渡又は

は、譲受人は、その 抵当権者が、その 譲渡) 、の順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。)根抵当権の譲渡又は一部譲渡をしたとき 抵当権の順位の譲渡又は放棄を受けた根

の登記をした場合に限り、適用する。の登記をした数個の不動産につき根抵当権が設定されの担保として数個の不動産につき根抵当権に同一の決定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の決別の一六(第三百九十二条及び第三百九十三条 百四条の規定による差押えを申し立てたとき。動産収益執行又は第三百七十二条において準用 元する第三

第三九八条の一六

のの程は、

(共同根抵当の

)変更等)

一 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押押えがあったときに限る。 競売手続若しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差

されの条

た債権の規

間を経過したとき。滞納処分による差地 M処分による差押えがあっ 根抵当権者が抵当不動産に ったことを知った。 た時 0 別から二週の開始又は

債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始 (i))決定を受

労てはの

第三九八条の一七 ① 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての不動産について登記をしなければ、その効力を生じない。

② 前項第三号の競売手続の開始若しくは差押え又は同項第 ② 前項第三号の競売手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保 四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保 四号の破産手続の関始者しくは差押え又は同項第 けたとき。

か生じた場合に

(根抵当権の極度額の 減額請求)

きる。 について、各極度について、各極度について、各極度

各極度額に至るまで優先権を行使すら九十八条の十六の場合を除き、各不の一八 数個の不動産につき根抵当権

行使することがで、各不動産の代価

(累

お

こ

設定者は、その5 履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の額設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額 求することができる。

(2) ちの一個の不動産についてすれば足りる。) 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当 き権の極

本は、その請求の時から二週間を経過するこ前求することができる。この場合において、の時から三年を経過したときは、担保すべき第三九八条の一九 ① 根抵当権設定者は、根

9ることによっいて、担保すび9べき元本ので は、根抵当権の

よって確 の確定を 権の設定

(根抵当権の元本の確定請求)

(根抵当権の消滅請求)

第三九八条の二二 ① 元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者又は抵当不動産について所有権、地上権、永小作権若しくは第三者に対抗することができる賃借権を取得した第三者は、他人の債務を補当する金額を払い渡し又は供託して、その根抵当権の消滅請求をすることができる。この場合において現に存する債によれてより、よれては、 ・ 第三百九-は、 八条の十六の登記がされて、弁済の効力を有する。

2 個の不動産について前項の消滅請求があった三月ナイノ条の十六の登記がされている る根抵当権は、 たときは、 消

3

民 法

一 根抵当権者が抵当不動産に 保すべき元本は、確定する。第三九八条の二○ ① 次に掲げ

0

13 , て競売若.

しくは担保

芣

(根抵当

の元本の確定

事

る場

合に

は

根

抵当

扣

滅す á

動産収益執行手続の開始又は差えを申し立てたとき。ただし、

3 滅請求につ 第三百八十 いて準用す 条及び第三百八十 Ź 条 0 規定は、 第 項 の消

第三編 債権

第 一章 総則

第一節 債権の目的

(債権の目的

第三九九条 ě, 債権は、 的とすることができる。 \$

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

の注意をもって、その物を保存しなければならない。 原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生務と、債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債

物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。おいて、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。
② 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべきないときは、債務者は、中等の品質を有力の場合に必要している。 (種類債権)

(金銭債権)

用の効力を失っているときは、この限りでない。ときは、この限りでない。ときは、この限りでない。 る。ただし、特定の様の一条 ① 債権の の種類の通貨の給付を債権の目的い、各種の通貨で弁済をすること権の目的物が金銭であるときは、 **慎権の目的とした** をすることができ

③ 前二項の規定は、 をしなければならな 用の効力を失ってい (、債類 務通 は、近貨が 他弁 心の通貨で弁済が済期に強制通

日の通貨の 給付 で債権 0 首 的とした

403条~414条 場合について準用する

することができる。 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者第四○三条 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者

第四○匹多 (京における法定利率による。 京における法定利率による。 「『の規定にかかわらず、 「『の規定にかかわらず、 6、その利率は、その利息利息を生ずべき債権につ 忌が生じた最短 いて別段の5 初のの 時表

定により変動するものとする。 るところにより、三年を一期とし、 三年を一期とし、 法定利率 一期ごとに、半は、法務の

公務省令

次項

項の定

規め

1)て法務大臣が告示するものをいう。 -セント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と\合計を六十で除して計算した割合(その割合に○・一パ

(利息の元本への

して法務大臣が告示するもの

債権者が催告をしても、第四〇五条 利息の支払が きは、 利息の支払が一 これを元本に組み入れることができるい支払が一年分以上延滞した場合におい 。とて

る選択権の帰属)

定まるときは、第四○六条 債権 その目 0 の選択権は、債務者に日的が数個の給付のよ 債務者に属する。

> 第四〇七条 (選択権の行使) 前条の選択権は、

> > 相手方に対する意思表示

2 によって行使する。 相手方 承諾を得 なけ 撤

ることができない。
迎 前項の意思表示は、

方に移転する。
東四○八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から
第四○八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から

第四〇九条

第四〇九条 ① 第三者が選択をすべき場合には、選択権ができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択をすることができず、又は選択をする意思表示によってする。は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。 2

ものであるときは、債権は、その残存するものについて存場合において、その不能が選択権を有する者の過失による第四一〇条 債権の目的である給付の中に不能のものがある(不能による選択債権の特定)

(選択の

第四一 **力を生ずる。** 条 ただし、 は、 し、第三者の発生 権利を害す 0 時にさ か することはできなかのぼってその効

第二節

第一款 債務不履行の 責任等

(履行期と履行遅滞)

7

② 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。第四一二条 ① 債務の履行について確定期限があるときは、

債権の効力

責任を負う 限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその

26

は、履行の請求を受けな 債務の履行について問 マけた時から遅滞のて期限を定めなか のか の責任を負う。

によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。② 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能債権者は、その債務の履行を請求することができない。債権者は、その債務の履行を請求することができない。債権の履行が契約その他の債務の発生第四一二条の二 ① 債務の履行が契約その他の債務の発生 原因及び取引上の原因及び取引上の

2

きは、その増加額は、債権者の負担によう。 と同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。と同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。と同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。 した時からなど、のり渡しをするまで、「これ」というするのときは、債務者は、履行の提供をが特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供を又は受けることができない場合において、その債務の目的7四一三条 ① 債権者が債務の履行を受けることを拒み、(受領遅滞)

(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)

とみなす の履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものい事由によってその債務の履行が不能となったときは、そを負っている間に当事者双方の責めに帰することができない」三条の二 ① 債務者がその債務について遅滞の責任

債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。 の債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、 当事者双方の責めに帰することができない事由によってそ とができない場合において、履行の提供があった時以後に 債権者が債務の履行を受け ることを拒み、 又は受け るこ

(履行の強制)

第四一四条 1 債務者が任意に債務 の履行をしな いときは、

い。 (番の性質がこれを許さないときは、この限りでだし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでだし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでだし、債務がは、民事執行法その他強制執行の手続に関する法 はりでない他の方 のもの方

前項の規定は、 損害賠償の 請求を妨げな

履行による損害賠償

ないと ないと 入 八 八 五 入 不 ア 一 五 条 ア 第四 い。とができない事由によるものであるときは、この限りでなとができない事由によるものであるときは、この限りでなとび取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することだし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因 これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、5四一五条 ① 債務者がその債務の本旨に従った履行を1 債務の本旨に従った履行をし

- ② 前項の規定により損害賠償の請求をする意思を明確に一一 債務の履行が不能であるとき。 一 債務の履行が不能であるとき。 一 債務の履行が不能であるとき。 を行に
- したとき 履行を拒絶する意思を明確に表示
- その契約が解除され、 ての契約が解除され、又は債務の債務が契約によって生じたもの が発生したと の不履行による契約のである場合において o o て、 解

(損害賠償の

目的とする。 目的とする。 目的とする。 9べき損害の賠の不履行に対す 賠償をさせることをそ る損害賠償の請求は、 Ò

を請求することができる。 の事情を予見すべきであったときは、) 特別の事情によって生じた損害であ いっても、 **|権者は、** そ でおがそ

方法)

銭をもってそ 損害賠償の 跋をもってその額を定めァ四一七条 損害賠償は、□ 別段の意思表示が は 金

(中間利息の控除

法

民

の請求権が生じた時点における法定利率により、これをすべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得す第四一七条の二 ① 将来において取得すべき利益について る

相当額を控除するときも、前項と同様とする。 定める場合において、その費用を負担すべき時までの にがる場合において、その費用を負担すべき時までの が表現していての損害賠償の 利息を

(過失相殺)

これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。は拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、第四一八条 債務の不履行又はこれによる損害の発生若して

(金銭債務の

って抗弁とすることができない。 第一項の損害賠償については、債の損害賠償については、債 ② 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をす約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。ただし、た最初の時点における法定利率によって定める。ただし、た最初の時点における法定利率によって定める。ただし、たる損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負っ第四一九条 ① 金銭の給付を目的とする債務の不履行につ第四一九条 ① 金銭の給付を目的とする債務の不履行につ

債務者は、 不可抗力をも

(3)

(賠償額の予定)

の額を予定することができる。 の額を予定することができる。 の請求又は解除権 債務の 不履行につ Ö 行使を妨げな

3

違約金は、

賠償額の予定と推定す

41

第四二一条 賠償に充てるべき旨を予定した場合に二一条 前条の規定は、当事者が金銭 について準用な Rする。 を損害

者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。ある物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務第四二二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的で

第四二二条の二 (代償請求権)

益の償還を請求することができる。 を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の 利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の のと同一の原因により債務の目的物の代償である権利又よ 第四二二条の二 債務者が、その債務の履行が不能となった。 の額のはた

第二款

第四二三条 ① 債権者(位権の要件) な 専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、 いう。)を行使することができる。あるときは、債務者に属する権利 債権者は、 自己の債権を保全するため必要 ただし、債務者の一身に(以下「被代位権利」と この限り ć

限りでない 利を行使することができない。ただし、保) 債権者は、その債権の期限が到来しない 債権者は、 保存行為に

きない きないものであるときは、 **」ないものであるときは、被代位権利を行使することが債権者は、その債権が強制執行により実現することの** でで

(代位行使の範囲)

おいてのみ、被代位権利を行使す(種利の目的が可分であるときは、・債権者は、被代位権利を行使す 9ることがで 自己の債権

をしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。 といて、被代位権利が金銭の支払又は引渡した自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対し、その支払又は引渡しを自己に対してするよのとをしたときは、相手方に対し、その支払又は引渡合において、被代位権利を行使する場合にお第四二三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合にお第四二三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合にお いて、被代位権利が金銭の支払又は動産の第四二三条の三 債権者は、被代位権利を行(債権者への支払又は引渡し)

(相手方の抗弁)

第四二三条の四 債権者が被代位権利を行使したときは、 相

(債務者の取立て

て、債権者に対抗することができる。手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもっ その 他の処分の

ても、債務者は第四二三条の五

なければならない。 提起したときは、遅滞なく、 第四二三条の六 債権者は、被 (被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知) 、債務者に対し、訴訟告知をし 被代位権利の行使に係る訴えを

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得要及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。 (登記又は登録の請求権を保全するための債権者代

第三款 詐害行為取消権

第 Ħ 詐害行為取消権 0 要件

為取消請求

適用, しない

3 る請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることがに基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定によし権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因

> できる できない[、] 債権者は、 いものであるときは、いものであるときは、 **、あるときは、詐害行為取消請求をすることがその債権が強制執行により実現することので**

対価を得てした財産の処分行為の特則

第四二四条の二(相当の対価を る場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすをした場合にはいて、受益者から相当の対価を取得していをした場合において、受益者から相当の対価を取得してい四二四条の二 債務者が、その有する財産を処分する行為 ることができる

その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有しての作為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、にさせるものであること。れを現に生じさせるものであること。れを現に生じさせるものであることとなる処分(以無償の供与その他の当該処分との代のののである。という。)をするおそれを現により、債務者において隠匿、との行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分との行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分

ていたこと。

する意思を有して **?る意思を有していたことを知っていたこと。 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の**)処分を

(特定の債権者に対す る担保の供与等の

第四二四条の三 為取消請求をすることができる。 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合について、供保の供与又は債務の消滅に関する行為について、供四二四条の三 ① 債務者がした既存の債務につい り、詐害行っ、債権者は、

ح 次項第一号において同じ。の時に行われたものであるこ一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、

同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取の時期が債務者の義務に属しないものである場合において、の時期が債務者の義務に属しないものである場合において、の時期が債務者の義務に属しないものであるよと。 を害する意図をもって行われたものであること。 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者 2

債務者が支払不能になる前三十日以内に

を害する意図をもって行われたものでこ その行為が、債務者と受益者とが通行われたものであること。 てわれたものであること。 でかれたものであることができる。 通謀 いして他 の債

であること。

(過大な代物弁済等の特則

第四二四条の四 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額に相当する条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一条に規定する要件に該当する行為取消請求をすることができる。

産を転得した者があるときは、次の各号球をすることができる場合において、受第四二四条の五 債権者は、受益者に対し(転得者に対する詐害行為取消請求) 対しても、 じ それぞれ当該各号に定める場合に限り その転得者が受益者から転得した者である場合しても、詐害行為取消請求をすることができる。 る場合に限り、その転得者において、受益者に移転した財おいて、受益者に移転した財益の分に応

その

でれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。 こ その転得者が他の転得者から転得した者である場合 こ その転得者がでの前に転得した全での転得者が、をれる場合は、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害 ことを知って いたとき。

第二日 詐害行為取消権 0 行使の 方法等

(財産の返還又は価額の償還の請求) (財産の返還又は価額の償還の返還を請求することがあるときは、債権者は、その価額の償還を請求することが困難であるときは、債権者は、受益者に対する許害行為取第四二四条の六 ① 債権者は、受益者に対する詐害行為取できる。

償還を請求することができる。 償還を請求することができる。転得者がその財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返債務者がした行為の取消しとともに、転得者に対する訴害行為取消請求において、

(2)

は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ第四二四条の七 ① 詐害行為取消請求に (被告及び訴訟告知) れぞれ当該各号に穴に係る訴えについて 定て

める者を被告とする。 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者

は、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならの 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したとき行為取消請求の相手方である転得者 への許害 である許さな その許害 である こうしょう に得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その許害

なは、

(詐害行為の取消しの範囲

合において、# 第四二四条の八 の額の限度においてのみ、その行為の取消しを 債務者がした行為の目的が可分であるときは (重な)。 債権者は、詐害行為取消請求をする場

と同様とする。 の償還を請求す 「還を請求する場合についても、前項-四条の六第一項後段又は第二項後段

(債権者への支払又は引渡し)

第四二四条の九 ① 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対してその支払又は引渡しを、由己に対してその支払又は引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対して価額の償還を請求の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求

(2)

民

する場合についても、 前項と同様とす Ź

第三目 詐害行為取消権の行使の効果

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。 第四二五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の

第四二五条の二 給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、そ対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受予四二五条の二 債務者がした財産の処分に関する行為(債 の価額の償還を請求することができる。給付の返還をすることが困難であるときは、

(受益者の債権の

債務者に対する債権は、これによって原状に復お給付を返還し、又はその価額を償還したときは、 Ź

第四二五条の四 債務者がした行為が転得者に対する許害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその権利を行使することができる。ただし、その転得者がその権利を行使することによって消滅した債権の価額を限から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限めらい。 第四二五条の

者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額て取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によっ第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場 の償還請求権 (第四百二十

四条の四 **『条の四の規定により取り消された場合を除く。)前条に規定する行為が取り消された場合(第四)**

その

第四目 詐害行為取消権の期間の 制限 務者に対する債権 でれたとすれば前条の規定により回復すべき受益者 でれたとすれば前条の規定により回復すべき受益者

の債

行為の時から十年を経過したときっ、『最上できな時から二年を経過したときは、提起することができな者を害することを知って行為をしたことを債権者が知者を害することを知って行為をしたことを債権者が知る。 いった権

第三節 多数当事者の 債権及び債務

第一款 総 則

それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、四二七条 数人の債権者又は債務者がある場合において、(分割債権及び分割債務)

第二款 不可分債権及び不可分債務

(不可分債権)

ついて準用する。 上不可分である場合において、数 第四百三十五条の規定を除く。) は 四二八条 次款 (連帯債権) て、数人の債権はく。) は、債権の1 惟者があるときに の目的がその性質 四百三十三条及び

(不可分債権者の一人との間の 更改又は免除

与されるべき利益を債務者に償還しなければならない。 は、その一人の不可分債権者がその権利を失わなけれて、他の不可分債権者がその権利を失わなけれて、他の不可分債権者は、第四二九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改 はければ分 において のにおいて

(不可分債務)

定を除く。) は、債務の第四三〇条 第四款(連 (連帯債務) の目的がその性質上で連帯債務)の規定(統 (上不可分であ) 一ある場合

第三款

連帯債権

において、

数人の債務者があるときについて準用する。

務者はその負担部分についてのみ履行の責任を負う。ことができ、不可分債務が可分債務となったときは、各者は自己が権利を有する部分についてのみ履行を請求す

431条~444条

巡三 条 権又は可分債務

分債権が可

分債権となっ

たときは、

水する 各債権

(への変更)

第四三二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯て、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯での債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために各債権を有するときは、各債権者に対して履行をすることができる。 第四三二条

第四三三条 (連帯債権者の一人との間の更改又は免除)

(連帯債権者の一人との間の相殺)

の相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ぎる場合において、その債務者が相殺を援用したときは、第四三四条 債務者が連帯債権を行っ人に対して債権をお の一人に対して債権を有 その効力を生ず そず Ź

第四三五条 債務者は、 連帯債権者の

(連帯債権者の一人との間の混同)

合を除き、連 第四三五条の二 ただし、他の連帯債権者の一人及ど責を全で リニーた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。た事由は、他の連帯債権者の一人の行為又は一人について生じ合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じ会を選手を表し、 第四百三十二条から前条までに規定する場所の三五条の二 第四百三十二条から前条までに規定する場所の (相対的効力の原則) 弁済をしたものとみなすの一人と債務者との間に

償者及び他の資力のある者の間で、

各自の負担部分に応じ

減縮する

(2)

れたときであっても、保証人の負担は加重されない。)主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重さ

② 前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部合で分割して負担する。 ある者の間で、等しい割合で分割して負担する。 かいことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務いことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務いことについて求償者に対して分担を請求することができない。 て分割して負担する

第四四九条

(取り消すことができる債務の保証)

る独立の債務を負担したものと推定する。
「関係を保証した者は、保証契約の時においてその取消しの場合においてこれと同一の目的を有するので、
「の場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を保証した者は、保証契約の時においてその取消しのの四九条
行為能力の制限によって取り消すことができる

3

第四四五条

(連帯債務者の一人との間の免除等と求償権)

ても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合におい配四五条 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、

第五款

第四百四十二条第一項の求償権を行使す

ることができる。

ばならない

第四五〇条

債務者が保証人を立てる義務を負う場合に

その保証人は、

(保証人の要件)

第一日 総則

有二頁の規定は、債権者が保証人を指名したれに代えることを請求することができる。 債権者は、同項各号においることができる。

た場合には

3

に こ項の規定は、

2

保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは

同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこ

弁済をする資力を有すること。 行為能力者であること。

(保証人の責任等

第四 1四六条 保証人は、 主たる債務者がその債務を履行

(他の担保の供与)

なして、前項の規定を適用する。 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。 しないときに、その履行をする責任を負う。

してこれに代えることができる。 する保証人を立てることができないときは、 第四五一条 債務者は、前条第一項各号に掲げ

他の担保を供

(保証債務の

(催告の抗弁

約金、損害 第四四七条 含する。 損害賠償その他その债)債務に従たるすべて のものな を遠

2 賠償の 保証人は、 額を約定することができる

第四四八条 (保証人の負担と主たる債務の目

法

民

て主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度。四四八条 ① 保証人の負担が債務の目的又は態様にお

定い をした後であっても 第四五三条 債権者が

であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告

その保証債務についてのみ、 的又は態様 違約金又は損害 定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限ことができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決に抵人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求する第四五二条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、 りでない。定を受けたとき、 (検索の抗弁)

第四款

の意思に従う 表示したときは、

当該他の連帯債権者に対する効力は、

そ

(連帯債務者に対する履行の請求)

第四四二条

財産をもって共同の免責を得たときは、その四二条 ① 連帯債務者の一人が弁済をし、

その連帯債務者をし、その他自己

(連帯債務者間の

の意思に従う

第四三六条 に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者のして債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者ので、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯四三六条 債務の目的がその性質上可分である場合におい四三六条 債務の目的がその性質上可分である場合におい

(連帯債務者の 一人についての法律行為の無効等)

は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかは、その免責を得た額が自己の負担部分に応じた額の求償権を有する。
② 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の技事の賠償を包含する。

効力を妨げられない。
効力を妨げられない。
の連帯債務者の債務は、その取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その取消しの原因があっても、他の連帯債務者の一人について法律行為の無効又は

(通知を怠っ

た連帯債務者の求償の制限

(連帯債務者の一人との間の更改)

たときは、債権は、 する。 債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅連帯債務者の一人と債権者との間に更改があっ

(連帯債務者の一人による相殺等)

第四四三条 ① 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者は、債権者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その真理帯債務者は、債権者に対抗したときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その責を情務者に対し、相殺によって消滅すべきで連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の債を請求することができる。

② 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、きは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。 連帯債務者の利益のために消滅する。 第四三九条 ① 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を 者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務

2

連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらそ) 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た

(連帯債務者の一人との間の混同)

債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯をって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯をの免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠っ

)間に混同

が

あ

第四四〇条 たときは、その 連帯債務者の 連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。債務者の一人と債権者との間に混同があ

(相対的効力の原 則

た事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。 条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じ第四四一条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項及び前

(償還をする資力のない者の負担部分の分担)

とみなすことができる

があるときは、1 その償還をすることができない部分は、連帯債務者の中に償還をする資力のない 求 者

なければならない。 な、債権者は、まご かつ、かつ、 げれず、 、債権者は、まず、 かつ、 主たる債務者の財 産について執行をし

執行が容易であることを証明

したとき

(催告の抗弁及び検索の抗弁の効果)

したときは、前二条の: 弗四五四条 保証人は、

前二条の権利を有しな

主たる債務者と連帯して債務を負担

(連帯保証の場合の特則)

度において、その義務を免れる。 第四五五条 第四百五十二条又は第四百五十三条の規定によが値ちに催告又は執行をすることを忘ったために主たる債務者かが催告又は執行をすることを忘ったために主たる債務者かが進告又は執行をすることを忘ったために主たる債務者かが重ちに催告又は証明があったにもかかわらず、債権者が重がしていて、その義務を免れる。

百二十七条の規定を適用する。 第四五六条 数人の保証人がある場合には、 (数人の保証人がある場合) 担したときで であっても、第四それらの保証人

(主たる債務者について生じた事由 1の効力)

- 第四五七条 由による時効の完成猶予及び更新は、保五七条 ① 主たる債務者に対する履行 保証人に対しても、 の請求その 他の
- 保証人は、主たる債務者が主張することができその効力を生ずる。
- 権者に対して債務の履行を拒むことができる。権者に対して債務を免れるべき限度において、保証人は、債権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債権を有するとうは、これらの権利の行使によって主たる債権を は 取消権又は解除 もって債権者に対抗することができる。

(連帯保証人について生じ た事由の

準用する。
準用する。
第四五八条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について

表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、そただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を

(個人貸金等根保証契約の元本確定期日

(3)

契約における第一項に規定する極度》 第四百四十六条第二項及び第三項

及額の定めに、 頃の規定は、^四

について準 個人根保

甪証

ば、その効力を生じない

個人根保証契約は、

前項に規定する極度額を定めなけ

ń

す

Ź,

る情報を提供しなけ

ればならな

合において、その利益を喪失したときょ、責権皆よ、ほ上第四五八条の三 ① 主たる債務者が期限の利益を有する場の提供義務)

民

第四五八条の三 ① 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

② 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失したは、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期時から同項の通知を現たするまでに生じた遅延損害金(期時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)

「係る保証債務の履行を請求することができない。

③ 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

(委託を受け た保証人の求償権)

第四五九条 ① 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済、その消滅行為」という。)をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主の財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主の財産の額を超える場合にあっては、その消滅した額)の求償権を額を超える場合にあっては、その消滅した額)の求償権を額を超える場合にあっては、その消滅した額)の求償権を額がそれた。 をした場合 第四五九条 有す

第四百四十二条第二項の規定は、 前項の場合につ いて準

(賞権)

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の

求

第四五九条の二 1 保証人が主たる債務者の委託を受けて

保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の法が、実たる債務者がその当時利益を受けた限度において求し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消るときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消るときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消るときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消るときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

含する。

3 これを行使す

(委託を受け

第四六〇条 して、 した場合に 、あらかじめ、 場合において、 ・

権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗す情務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。

2

渡しを受けたとき

(主たる債務者が保証人に対して償還をする場合)

とができる。 は保証人に対して自己に免責を得させることを請求するこけない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受

させ て、 その

(委託を受け ない保証人の

項の 、求償権は、 ることができない。 |僧権は、主たる債務の弁済期以後でなけれ

た保証人の事前の求償権)

求償権を行使することができる。 次に掲げるときは、主たる債務者に対 またる債務者の委託を受けて保証を が、主たる債務者の委託を受けて保証を

一 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言ることができない。

3

対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受第四六一条 ① 前条の規定により主たる債務者が保証人に

の義務を免れることができる。
し、担保を供し、又は保証人に免責を得し、担保を供し、又は保証人に免責を得 主たる債務者は、 ての償還

第四六二条 1 第四百五十 九条の二第一 項の規定は、

> 為をした場合につ る債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行 いて準用す る

3 合における求償権の行使について準用する。(保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場の関行を請求することができる。

た保証人の求償の

和殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求するこれで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者に対抗しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗をもってその場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対したときは、その保証人は、債権者に対したときは、その保証人は、債権者に対したときは、その保証人は、債権者に対抗したときは、その保証人は、債権者に対抗したときは、その履行を請求するこれで債務の履行を請求するこれで債務の履行を請求するこれで債務の履行を請求するこれで債務の履行を請求するこれで債務の履行を請求するこれで債務の履行を請求することに対抗している。 とができる。

保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務 行為を有効であったものとみなすことができる。 行為を有効であったものとみなすことができる。 行為をしたときは、その保証人が善意で債務 の消滅行為をしたときは、その保証人が善意で債務 の消滅行為をしたときは、その保証人が善意で債務 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合に

の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の消滅行為をした場合においては、保証人が債務の消滅行為をしたときも、ため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、ため、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

(連帯債務又は不可分債務の保証人の求償権

いて求償権を有する。 証をした者は、他の標 第四六四条 連帯債務者 連帯債務者又は不 債務者に対し、 可分債務者の そ **での負担部分のみにつ** 務者の一人のために保

する 個人貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とを生じない場合を含む。)には、その元本確定期日は、その幼りい場合(前項の規定により元本確定期日の定めがその効力)。個人貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがな

第四六五条 ① 第四百四十二条から第四百四十四条までの規定は、数人の保証人がある場合において、そのうちの一規定は、数人の保証人がある場合において、そのうちの一規では、数人の保証人がある場合において、そのうちの一角にの負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。

(共同保証人間の求償権)

③ 個人貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日の変更をする場合確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本本確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本本確定期日の変更をする目が後の日となるときは、その元において、変更後の元本確定期日がその変更をしたる場合において、変更後の元本確定期日の変更をする。 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、から五年以内の日となるときは、この限りでないれて、変更後の元本確定期日が変更前の元

を超える額を弁済したときについて準用する。
互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分
互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分
を超える額を弁済したときについて準用する。

互いに連帯しない保証第四百六十二条の場

第二目

個人根保証契約

変更後の元本確定期日とする変更を除く。) について準用す本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前の日を元の個人貸金等根保証契約の締結の日から三年以内の日を元根保証契約における元本確定期日の定め及びその変更(そ る 個人貸金等

(個人根保証契約の元本の 確定事由

1 14 4 eleman # 0 付前人の責任等)

「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であって保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」という。)でする利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全でのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

第四六五条の四 ① 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

立てたとき。

2

二 主たる債務者が破産手続開始のを申し立てたとき。 債権者 る債権についてのが 主たる債務者のB の強制執行又はの財産について て、 **保金銭** たとき のの 実行

0 決定を受け

民 法

ないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対て、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがて、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めが、四六五条の五 ① 保証人が法人である根保証契約におい(保証人が法人である権停証書系c Σ←材、 の効力を生じない

る根保証契約も、同様とする。 ない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれ係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じその根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期のにおいて、元本確定期のにおいて、元本確定期のにおいて、元本確定期のであってその主たる債務

3 い。根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しなれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しな保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含ま 前二項の規定は、 求償権に係る債務を主 たる債務とする

第三目 **則** 事業に係る債務につ ど n 保証契約の

第四六五条の六 ① 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。② 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。 (公正証書の 作成と保証の効力

それぞれ当該イ又はロ る者 が、 次の に定め んは口に る掲げ 項を る契

債権者及び債務者、 保証契約(口に掲げるもの 、損害賠償その他その債務に従た主たる債務の元本、主たる債務に 主たる債

(3)

、譲受人に限り、ならない。

- 日、保保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約 主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定の債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務の範囲、根保証契約における極度を設定した。 で元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すしくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すたる債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連続して債務を負担しようとする者が主たる債務者と連る意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連る意思(保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧による。
- させること。 した後、署名し、 保証人になろうとする者が、 印を押すこと。ただし、 できない場合は、公証人がと。ただし、保証人になろと。ただると、保証人になろ
- ح っ四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作 その事由を付記して、署名に代えることができる。 うとする者が署名することができない場合は、公証人が たものである旨を付記して、 これに署名し、 印を押すこ
- 場合には、 前二項の 適用しない規定は、 適用 はい。保証人になろうとす る者が法人であ

(保証に係る公正証書の方式の特則

(公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第四六五条の八 ① 第四百六十五条の六第一項及び第二項 第四六五条の八 ① 第四百六十五条の六第一項及び第二項 注述に前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務をする保証契約について準用する。主たる債務を範囲に事業の主たる債務者に対する求償権に係る債務を範囲に事業の主たる債務者に対する求償権に係る債務を範囲に事業の主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主たる債務を主に、第四十二条の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合に対している。 合には、

一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。第四六五条の九 前三条の規定は、保証人になろうとする者

たときは、その旨をその証書に付記しなければならない。 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作せに代えることができる。

(3)

(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過平数を他の株式 リアこの号において同じ。)の過平数を有する者 以下この号において同じ。)の過平数を有する者 さたる債務者の総株主の議決権(株主総会において 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において 対議をすることができない株式についての議決権を行 決議をすることができる事項の全部につき議決権を行 さんしょう

の議決権の過半数を有す 会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主 る者

34

- を有する者が有する場合における当該他の株式会社の会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を他の株式
- = 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号にけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合にお総株主の議決権の過半数を有する者
- (契約締結時の情報の提供義務)

が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者おいて同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者

- 第四六五条の一〇 ① 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲にする債務を主たる債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。 一 財産及び収支の状況 一 財産及び収支の状況 一 またる債務以外に負担している債務の有無並びにその項を求せている債務以外に負担している債務の有無並びにその項を求せている債務の有無並びにその項を求せている債務の有無並びにその
- とするものがあるときは、その旨及びその三 主たる債務の担保として他に提供し、額及び履行状況
- ② 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供したことを債権者が知り又は知ることと異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることとなる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることにする債務者がその事項について誤認をし、それによって保証契けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契ができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができたときは、保証人は、保証契約を取り消するという。 きる 内容
- 適用しない。 前二項の規定は、 保証をする者が法人である場合には、

3

第四節 債権の

(債権の譲渡性)

第四六六条 1 債権は、 譲り渡すことができる。

第四六六条の四 ① 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡第四六六条の四 ① 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履に対する強制執行をしたときは、債務者に対抗することで、適等を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することで、適等を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することで、対する強制、対する対抗する。 ができる。

の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたこ事者がした譲渡制限の意思表示は、第四百六十六条第二項野金に係る債権(以下「預貯金債権」という。) について当第四六六条の五 ① 預金回座又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力) の他の第三者に対抗することができる。とを知り、又は重大な過失によって知 又は重大な過失によって知らなかった譲受人そ

者については、適用しない。
前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、

きる

2 に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しな前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権

第四六六条の二 ① 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供入の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供入の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供入ることができる。

(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

(将来債権の譲渡性)

譲渡

その意思表示の時に債

- を当然に取得する。 譲受人は、
 議受人は、発生・
 Ó した債権)時に債
- る通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時間限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあって制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことをは、前条第一項)の規定を適用する。 前項に規定する場合にお いて、 譲渡人が次条の規定によ

(債権の譲渡の対抗要件

第四六七条 1 債権の譲渡 (現に発生していない債権の譲

た債権の差押え

ができな 承諾をしなけ 渡を含む。) は、

なければ、債務者以外の第三者に対抗することができな) 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によって

(債権の譲渡における債務者の抗弁)

第四六八条 ① 債務者は、対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六は、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用という。 時」とする。 時」とする。

(債権の譲渡における相殺権)

第四六九条 ることができる た譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗す四六九条 ① 債務者は、対抗要件具備時より前に取得し

- る債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときる債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。一対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権一対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権生原因である契約に基づいて生じた債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権の発していて、第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時間のである。 る債権であっても、その債権が次に掲げるものであるとき 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対す
- から供託の請求を受けた時」とする。 を以下、第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人るのは、「第四百六十六条の三の規定中「対抗要件具備時」とあるのは、第四百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の

(特定物の現状による引渡し)

第

款

併存的債務引受

債権者と引受人となる者との

契約に

務と同一の内で

容帯

の債務を負担する。の債務を負担する。 併存的債務引受は、 債務者が債権者に対して負担する債務と同条 ① 併存的債務引受の引受人は、債務 債務引受の要件及び効果)

③ 併存的債務引受は、第三者のた 前項の規定によってする併存的債務引受は、第三者のた に、その効力を生ずる。 この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時 に、その効力を生ずる。 この場合において、併存的債 よってもすることができる。この場合において、併存的債 よってすることができる。 3

することができた抗弁をもって債権者に対抗することが自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主第四七一条 ① 引受人は、併存的債務引受により負担し(併存的債務引受における引受人の抗弁等) で張た

行を拒むことができる。 信務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務者がそは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその。 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有すると 最務の履 るとき

款 免責的債

(免責的債務引受の要件及び効果)

第四 に対して負担する債務と同一の内容 に対して負担する債務と同一の内容 者は自己の債務を免れる。 者は の内容 .容の債務を負担し、債引受人は債務者が債権 務者

- ③ 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者が契約をし、した時に、その効力を生ずる。 この場合において、免責的債務 した時に、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、依債務引受は、債権者と引受人となる者との契約に の責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約に 知務に
- 3 債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによ もすることができる 5 てし

第四七二条の二 ができる。 主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することした自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が四七二条の二 ① 引受人は、免責的債務引受により負担 (免責的債務引受における引受人の抗弁等)

は、そのは

)債権は、

消滅する

債務者が債権者に対して債務の

弁済を

(弁済)

2 において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。行使によって債務者がその債務を免れることができた限度は、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利のは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の債権者に対して取消権又は解除権を有するとき

② 弁済をするについ第四七四条 ① 債務

だし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったは、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ため、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者の四七四条 ① 債務の弁済は、第三者もすることができる。

ときは、

この限りでない

(免責的債務引受における引受人の求償

て求償権を取得しない。 第四七二条の三 免責的債務引受の引受人は、 債務者に対

(3) 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。ないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは、動項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは、適用しない。

(免責的債務引受による担保の移転

第四七二条の四 ① 債権者は、第四百七十二条第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、耐受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

2 14 に引受人に対してする意思) 前項の規定による担保権 うる意思表を担保権の 公示によってしたの移転は、あら-こしなけ れめ んばならな

れば、その物を取り戻すことができなたときは、その弁済をした者は、更にに出て五条 弁済をした者が弁済として

できない。、更に有効な弁済をしなけどして他人の物を引き渡し

(弁済として引き渡した物の取戻し)

(3) 務者が免れる債務のほの規定は、は す る 、保証をした者があるときについて準用 第四百七十二条第一項の規定により債

第四七六条 前条弁済の効力等)

(弁済として引き渡した物の消費又は譲渡が

され

た場合

4 前項の場合において、 項において準用する第一 項 0 承

(5) して、同項の規定を適用する。 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみない 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってさ諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。

第六節 債権の消滅

の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求すよってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権第四七七条 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みに

(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)

(受領権者としての外観を有する者に対する弁済)

る権利を取得した時に、

効力を生ず

第一 款

第 目 総則

がないときは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物がができる。

第四七八条 受領権者 (債権者及び法令の規定又は当事者のかったときに限り、その効力を有する。

2

いてのみ、そ した弁済は、 第四七九条 前

その効力を有する。は、債権者がこれによって利益を受けた限は、債権者がこれによって利益を受けた限

は度にお

(受領権者以

外の

治に対す

,る弁済)

(受取証書の交付請求)

する者に対して受取証書の奈第四八六条が済をする者は、 の交付を請求することができる。は、弁済と引換えに、弁済を受領

(債権証書の返還請求)

度において更に弁済をすずに弁済をしたときは、差別の人一条 ① 差押えを要

に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することきは、差押債権者は、その受けた損害の限差押えを受けた第三債務者が自己の債権者

権

な

が。第三債務者からその債権者に対す

ん水質

権の行使を妨げた前項の規定は、

(代物弁済)

とができる。

第四

(差押えを受けた債権の第三債務者の

弁済)

四

八〇 条

削除

した者が全部の弁済をしたときは、その証書第四八七条 債権に関する証書がある場合にお することができる。 音の返還を請求れいて、弁済を

(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)

者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定するとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、弁済をするして提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないして提供した給付が全ての債務を負担する場合において、弁済と第四八八条 ① 債務者が同一の債権者に対して同種の給付 ことができる。

は、その給付は、弁済と同一の効力を有する。 て他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をした給付に代えいう。 が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えいう。 が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えいて、条件がをすることができる者(以下「弁済者」と第四八二条

でない がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者が、その受領の時に、その弁済を充当す弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すが、

状でその物を引き渡さなければならない。 状でその物を引き渡さなければならない。 状でその物を引き渡さなければならないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現ないできる場合において、契約その物を引き渡さなければならない。

する意思表示によってする。) 前二項の場合における弁済

法

民

第四

[八四条

1

弁済をすべ

き場所に

っ

て別段の意思表

(弁済の場所及び

時間

(数個の給付をすべ

る弁済 0 相手方に対

4 は第二項の規定による指定をしないときは、)弁済をする者及び弁済を受領する者がいず 次の各号の定りれも第一項又

- きは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当二 全ての債務が弁済期にあるものに先に充当する。 一 債務の中に弁済期にあるものに先に充当する。 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがめるところに従い、その弁済を充当する。 する。
- する。 が先に到来し 債務者 の た めに たも もの又は先に到来すべい弁済の利益が相等し ベじ きも ときは、 のに先に充当 弁
- の額に応じて充当する。 前二号に掲げる事項が のが相等し い債務の 弁済は、 各債務

(元本、 利息及び き場合の充当

- 第四八九条 ① 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。② 前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。

(合意による弁済の 充当)

あるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意が2四九○条 前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁

のに足りない のに足りない ない い給付をしたときは、前三冬、弁済をする者がその債務の一個の債務の弁済として数個

前三条の債務の

の全の の規定を準用ない給付をすべた

すせ るる き場合の充当)

な四 ないことによって生ず、四九二条 債務者は、な 弁済の提供 提供 を免の れ時 る。いから、 債務を履行

493条~503条

れば足りる。 お済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなれば足りる。 (弁済の提供の方法)

第二目

弁済 0

)目的物の

四三

弁済の提供をした場合にお 弁済者が供託をした時に、その債権は、gの目的物を供託することができる。こ○① 弁済者は、次に掲げる場合には、to いて、 債権者がその受領を 権は、消滅するこの場合には、債権者の

拒んだとき。

限りでない。 弁済者が債権者を確知することができないときも、一 債権者が弁済を受領することができないとき。 ただし、 弁済者に過失が あるときは、 こ前

の頃

(供託の方法)

第四 [九五条 (1) 前条の 規定による供託は、 債務 の履行地 0

管者の選任をしなければならない。 供託所にしなければならない。 供託所について法令に特別の定めが供託所の定めが 2 所の指定及び供託物めがない場合には、 物 の裁 保判

(3) 供託の通知をしなければならない。) 前条の規定により供託をした者は、 遅滞なく、 債権者に

(供託物の取戻し)

第四九六条 ① 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない問は、弁済者は、供託をしなかったものとみなす。 この場合においては、供託をしなかったものとみなす。 第四九六条

2

第四九七条 (供託に適しない物等) 弁済者は、

を得て、 弁済の目的物を競売に付し、 次に掲げる場合には、 、その代金を供託する合には、裁判所の許可

3

第一項の場合には、

前項の規定によるほ

か、

次に掲げる

38

財 は、

ところによる

とができる。

ことができる。

その物が供託に適しな 他の 事由 による価

損傷その

二 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。を譲り受けた者をいう。以下この項において同じ。」第三取得者(債務者から担保の目的となっている財

の第

その物を供 費用を要するとき。

んことが

三

三取得者に対して債権者に代位する。

対して債権者に代位する場合について準用する。
対して債権者に代位する場合について準用する。
て、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人ある
ときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。

場合には、債権者は、供託物の還付請求等) る 、債権者は、供託物の① 弁済の目的物型 初の還付を請求 前求することができい代金が供託された

Ŧî.

三号及び前号の規定を適用する。
三号及び前号の規定を適用する。
第三取得者から担保の目的となっている財
定を適用し、物上保証人から担保の目的となっている財
に、第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受

2 の給付をしなけ、権者の給付に対 いれば、供託物なれて弁済をする 物を受け を受け取ることへき場合には、

第三目 弁済による代位

(弁済に よる代位の要件)

第四九九条 る 債務者の ために弁済をした者は、 債権者に代位

第五〇〇 合を除く。) つ条 いて正当な利益を有する第四百六十七条の規定 につ ど 準用す する者が債権者に代位す規定は、前条の場合(弁 (弁済を る場

の効果)

権利を行使することができる。 債権の効力及び担保としてその 第五〇一条 ① 前二条の規定に — 条 一条の規定に 債権者が有していた一切のより債権者に代位した者は

2 に対して求償をすることができる範囲内)に限り、するこ自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることがで自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることがで自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることがで 自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる範囲内)に限り、することができる。

部弁済による代位

に応じて、 は、代位者 る **心じて、債権者とともにその権利を行使す代位者は、債権者の同意を得て、その弁びした。** ① 債権の一部について代位弁済 <u>の</u> の弁済をした価額 ることが でき

使することができる。 前項 Ó 場合であっても、 債権者は、 単独でその 権利を行

2

4 3 利に優先する

なければならない。 第一項の場合において、債務の不履行による契約の解除 第一項の場合においては、債権者のみがすることができる。この場合においては、債権者のみがすることができる。この場合において、債務の不履行による契約の解除

(債権者に よる債権証書の交付等)

第五〇三条 1 代位弁済によって全部 の弁済を受けた債権

債権に関する証書及び自己の占有する担保物を代位

者は、債権に関する証書及び自己の占有する担保物を占有する担保物の保存を代位者に監督させなければならない。 債権に関する証書にその代位を記入し、かつ、自は、債権に関する証書及び自己の占有する担保物を占有する担保物の保存を代位者に監督させなければならない。 ければならなかつ、自己のには、債権者

(債権者による担 (保の喪失等)

第五〇四条

款

(相殺の要件等)

第五〇五条 ① 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、との対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。

504条~513条

(相殺の方法及び 効力

法

民

には、条件又は期限を付 意思表示によってする。 第五○六条 ① 相殺は、 条件又は期限を付することができない公示によってする。この場合において、へいから相談は、当事者の一方から相 台において、その意思表示の一方から相手方に対する 宗る

> うにな った時にさかのぼってその、の意思表示は、双方の債務 てその効力を生ずるの債務が互いに相談 いに相殺に適す るよ

2

(履行地の異なる債務の相

第五〇七条 償しなければならない。 る当事者は、相手方に対し、これによって生じた損害を贈っても、することができる。この場合において、相殺をすっても、相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであれる。

殺をすることができる。 殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相 第五○八条 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相 (時効により消滅した債権を自働債権とする相殺)

者に対抗する 歩い。
・ でいる。
<p

(不法行為等により生じた債権を受働債権とす

る相殺の禁

に掲げるもの 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の悪意による不法行為に基づく損害賠償の を除く の債 債務 務

(差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止)

債務者は、 第五一○条 相殺をもって債権者に対抗することができな債権が差押えを禁じたものであるときは、そ ない。

することはできないが、差押え前に取得した債権による相え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗五一一条 ① 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押 (差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五

人の債権を取得したときは、抗することができる。ただし この限りでな

(相殺の充当) (相殺の充当) (相殺の充当) (相殺の充当) ② 前項の場合においって消滅する。

あって、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲その負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときで) 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権が 次に掲

「債権者が数個の債務を負担するけるところによる。 八条第四項第二号から第 るとき (次号に規定す 巡る

の規定を準用する。この場合においてはか利息及び費用を支払うべきときは一 債権者が負担する一個又は数個の債号までの規定を準用する。 「前条」とあるのは、「前条第四項第二号から第四号まで」 「前条」とあるのは、「前条第四項第二号から第四号まで」 はか利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条 ほか利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条 債務につ て元本

は、 前項 務がその有する債権の全部を消滅させる。第一項の場合において、相殺をする債と読み替えるものとする。 前項の規定を準用 する。 Bを消滅させるのに足りないとき 相殺をする債権者の負担する債

3

第五一二条の二 債権者が債務者に対して有する債権に、一ても、司様とする。 債権者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者でも、司様として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、司様とする。 同様とする

第三款 更改

一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの債務は、更改によって消滅する。の債務は、更改によって消滅する。第五一三条 当事者が従前の債務に代えて、新たな債勢(更改) かたときは、 新たな債務 従前

に対して求償権を取得しない

第三款

その他の記名証券

(2)

二までの規定は、第五二〇条の一八

記名式所持人払証券について準用する第五百二十条の八から第五百二十条の

(指図証券の規定の準用)

514条~520条の13 第五 従前の債権者が第三者と交替するもの

・ 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者 してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。 後に債務者となる者との契約によってすることができる。 後に債務者となる者との契約によってすることができる。 後に債務者となる者との契約によってすることができる。・ 債務者の交替による更改は、債権者と更改

第五 (債権者の交替による更改) 二五条

ることができる。 更改後に債権者となる者及び債務者の契約によ一五条 ① 債権者の交替による更改は、更改前 確定日付 いってす

てしなければ、第三者に対抗す 債権者の交替による更改は、 ることができな かできない。

第五一六条及び五一七条 削除

の債務へ の担 程保の移転)

第五

2

第四款

第 表 五 二九条 示したときは、 Jきは、その債権は、消滅する。 債権者が債務者に対して債務を免除する意思を

第五款

第五二〇条 債権及び債務が同一人に帰属したときは、 そ ò

的であるときは、この限りでない債権は、消滅する。ただし、その ただし、その債権が第三者の権利の目

第一款 指図証券

図証券の譲渡

第五二〇条の二 をして譲受人に交付 に交付しなければ、そ指図証券の譲渡は、 その効力を生じない。

(指図証券の裏書の方式)

第五二〇条の三 方式に関する規定を準用する 性質に応じ、 **手形法(昭和** 指図証券の譲渡につ 州七年法律第二十号)中蔵渡については、その時 中裏書の

図証券の所持 人の 何の推定)

第五二〇条の 法に有するものと推定する。 権利を証明するときは、その所持人は、一括図証券の所持人が裏書 証券上の権利を適音の連続によりその 証券上

第五二〇条の五 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりた者がある場合において、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人は、その証券を返大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。 第五二〇条の五

第五二〇条の六 指図証券の債務者は、その証券に記載したの証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもの証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。 ||〇条の六 指図証券の債務者は、その証券に図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限|

(指図証券の質入れ)

第五二〇条の七 指図証券を目的とする質権の設定について準用五二〇条の七 第五百二十条の二から前条まで の規定は、

(指図証券の弁済の場所)

おいてしなければならない。 第五二〇条の八 指図証券の弁済は、 債務者の 現在の住所に

(指図証券の提示と履行遅滞)

その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが第五二○条の一○ 指図証券の債務者は、その証券の所持人 時から遅滞の責任を負う。 第五二○条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行につ第元の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした。 (指図証券の債務者の調査の権利等)

(指図証券の喪失)

失があるときは、その弁済は、

無効とする。

第五二〇条の一一

(指図証券喪失の場合の権利行使方法)

において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合第五二〇条の一二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目 を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告 に従い履行をさせることができる。

第二款 記名式所持人払証券

(記名式所持人払証券の譲渡)

第五二〇条の一三 その証券を交付しなければ、その効力を生じない。き旨が付記されているものをいう。以下同じ。)の譲渡は、記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべ記載がされている証券であって、その所持人払証券 (債権者を指名する

(記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)

第五二〇条の二〇 無記名証券につ いて準用を 第 二款 (記名式所持人払証券) Ź 0) 規定は、

第五二〇条の

匹

計るものと推定する。 記名式所持人払証券の

所持人は、

証券上

権利を適法に有す

(記名式所持人払証券の善意取得)

第二章 契約

第一節

総則

第五二〇条の一五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人は、の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、が悪意又は重大な過失によりその症利を証明するときは、その所持人は、が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

第一款 契約 の成

第五二 (契約の締結及び内容の自由)

2 **ક**્ 自由に決定することができる 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容をさ、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

|五二〇条の一六||記名式所持人払証券の債務者は、を(記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の

制限)

第五二二条 し入れる意思表示(以下五二二条 ① 契約は、 ト「申込み」という。)、契約の内容を示して 内容を示してその に対 がして相手の締結を申

2 書面の作成その他の方式を具備することを要しない。) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、方が承諾をしたときに成立する。

準用する。 準用する。 準用する。

記名式所持人払証券を目的とする質権の一〇条の一七 第五百二十条の十三から前

-条の十三から前条まで

設定に

つの

が規定

(記名式所持人払証券の質入れ)

(承諾の期間の定めのある申込み)

第五二三条 承諾の期間を定めてした申込みは、 ただし、 申込者が撤回をする権利を留で定めてした申込みは、撤回す

知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。) 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通保したときは、この限りでない。

(承諾の 期間の定めのない (申込み)

る権利を留保したときは、この限りでない。
込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をするまでのでは、申、承諾の期間を定めないでした申込みは、申

法

(2)

第五

質権の目的とすることができる。

前

証券につ

券について準用する。 二十条の十一及び第五百二十条の

十二の規定は、

譲渡し、

方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡しは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定には、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に第五二〇条の一九 ① 債権者を指名する記載がされ

関するい

又 する の る

第五二四条

遅延した承諾を新たな申込みとみな

(遅延した承諾の効力

すことができる。

民

第四款

無記名証券

- 2 ことができる わらず、 **心らず、その対話が継続している間は、対話者に対してした前項の申込みは、** い同 いつでも撤回する。 るか
- この限りでない。 と記者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続といる間に申込者が外力を失う。ただし、申込者が対話のその申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話のその申込みは、その効力を失うない旨を表示したときは、終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示した。 を表示したときは、、申込者が対話の '対話が継続

(申込者の死亡等)

第五二六条 を有 しない

第五二七条 と認めるべき事実があった時に成立する。 の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示又は取引上の慣習により承諾 (承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

(申込みに変更を加えた承諾)

第五二八条 たときは、その申込みの、申込みに条件を付し、 Ó の拒絶とともに

(懸賞広告)

者に対してその報酬を与える義務を負う。 た者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、そのた者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その行為をした者に一定の報酬を与える旨を広第五二九条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広

五二九条の二 ① 懸賞広告者は、その指定した(指定した行為をする期間の定めのある懸賞広告)

第五二九条の二 し、その広告において撤回をする権利を留保したときは、る期間を定めてした広告を撤回することができない。ただ五二九条の二 ① 懸賞広告者は、その指定した行為をす ただ

② 前項の場合において、解除権が当事者のうちのとができる。 とができる。

いて消滅したときは、前項の場合において

他

他の者についても※、解除権が当事者の

ついても消滅する

る

人に

法

解除の

② 前項本文の場合において、会に、各当事者は、その相手方をは、各当事者は、その相手方をは、各の相手方を第五四五条 ① 当事者の一方が

んことは

その

子の相手方を原状に復させる義務を負う。 引事者の一方がその解除権を行使したとき

民

(2)

がないときは、そ② 前項の広告は、 その効力を失う。は、その期間内に指定した行為を完了する者

第五二九条の三 でした広告を撤回 に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでなでした広告を撤回することができる。ただし、その (指定した行為をする期間の は、その指定した行為をする期間を定めな懸賞広告者は、その指定した行為を完了 定めのない懸賞広告)

(懸賞広告の撤回の方法

第五三〇条 ことができる。ただし、その撤回は、これを知った者に) 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、すこれを知らない者に対しても、その効力を有する。 前の広告と同一の方法による広告の撤回 は

してのみ、その効力を有する 対る

(懸賞広告の 報酬を受ける権利)

- れを受けるものとしたときは、抽選でこれを受ける者を定質上分割に適しないとき、又は広告において一人のみがこ割合で報酬を受ける権利を有する。ただし、報酬がその性割 放入が同時に前項の行為をした場合には、各自が等しい めれ
- (3) 前二項の規定は、 適用しな 。 広告中にこれと異なる意思を表示した

(賞広告)

第五三二条 する。 の広告い)広告は、 、応募の期間、 **募の期間を定めたときに限り、2の優等者のみに報酬を与えるべき** 広告に定めた行為をした者が物 その効力を有か数人ある場合

- 応募者は、前項の判定に対して異議を述べることができする者を定めなかったときは懸賞広告者が判定する。であるかは、広告中に定めた者が判定し、広告中に判定をの前項の場合において、応募者中いずれの者の行為が優等
- 3

(4) 合につ ない 合について準用する。前条第二項の規定は、 数人の 行為が同等と判定された場

第二款 契約 の効力

『時履行の

同

いぶち中に見ない。

の履行(は 限りでな 限りでなハ。
現外的の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を拒むことがでむ。)を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことがでむ。)を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことがである。
ただし、相手方の債務が介済期にないときは、この履行(債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含めている。

第五三四条及び五三五条

危険負担等)

事由による によっ ○ 当事者双方の責めに帰することができない

権者に償還しなければならない。 (債権者は、反対給付の履行を拒むことができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を値権者は、反対給付の履行を拒むことができる 2

(第三者のためにす る契約)

第五三七条

第五三七条 ① 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務 おる給付をすることを約したときは、その第三者が 特定していない場合であっても、そのため にその効力を妨げられない。
③ 第一項の場合において、第三者の権利は、その第三者が 情務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。 2

(3)

(第三者の が権利の 確定

第五三八 条 1 前条の規定により第三者 の権利が発生

> きない 当事者は、 これを変更し、 又は消滅させることがで

> > 42

2 一 項 の の 契約を解除す 前条の規定により **・解除することができない。** 対契約の相手方は、その第三者の承諾を得なけ、第三者に対する債務を履行しない場合には、 第三者の 権利が発生し した後に、 れ同 ば条務者

第五三九条

く抗弁をもって、 弗五三九条 債務者 (債務者の抗弁) ることができる。 第三款 者は、 約 その の契約の利益を受けて、第五百三十七条第 0 位の 移 -七条第一 ける第三者に対抗す衆一項の契約に基づ

その第三者にな おの相手方がる を譲渡 第五三九条の二 ての第三者に移転する。 料の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、 上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契 五三九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約

第四款 契約の

第五四 ② 前項の意思表示は表示によってする。 解除権を有するときは、 - 0 条 ≥ときは、その解除は、相手契約又は法律の規定により 、相手方に対する意思により当事者の一方が

撤回することができな

(催告による解除)

第五四一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をも、とができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 第五四一条

(催告によらない 解除)

告をすることなく、第五四二条 ① 次に なく、直ちに契約の解 の解除をすることができには、債権者は、前条の

ならな こ。 きは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければ) 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還すると受領の時から利息を付さなければならない。

定型約款を契約の

内容とする旨

の合意をしたとき。

解除権の 行使は、 損害賠償 の請求を妨げ な

4

(契約の

1時履行)

第五四六条 第五四六条 第五百三十三 一条の 対規定は、 前 条の ソ場合につ いて

(催告による解除権の消滅)

相手方は、 第五四七条 の通知を受けないときは、解除権は、消滅する。 おっぱいときは、解除権は、消滅する。 この場合において、その期間内に解除をすることができる。この場合において、その期間を定めて、相手方は、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、相当の期間を定めて、知りに、解除権の行使について期間の定めがないときは、

2

次に掲げる場合には、かであるとき。

債権者は、

前条の

催告をす

ること

6 を行

しきる。

Ŧî.

達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履

깯

ることができないとき。

ないでその時期を経過したとき。 達することができない場合において、

又は一定の期間内に履行をしなければ契約を契約の性質又は当事者の意思表示により、

、債務者が履行をしば契約をした目的をにより、特定の日時

に表示

したとき

債務の全部 債務者がその債務の¢ 債務の全部の履行が−

の全部の履行を拒絶するか不能であるとき。

る意思を明

確

(3)

債務

において、

ことができないとき。これできないとき。

なく

債務者がその債務の一部の履行を拒絶する債務の一部の履行が不能であるとき。

る意思を明

に表示したとき

(解除権者の故意による目 的 物の損傷等による解除権の消

****の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することがでかったときは、この限りでない。 第五四八条 きなくなったとき、又は加工若しくは:契約の目的物を著しく損傷し、若しく:石四八条 解除権を有する者が故意若 しくは過失によって

よるものであるときは、債権者は、第五四三条 債務の不履行が債権者の

、前二条の規定による初の責めに帰すべき事由に

契に

の責めに帰すべ

由による

約

の解除をすることができない

(解除権の不可分性)

第五款 定型約款

(定型約款の合意)

するこ 契約

0

第五四八条の二 ① 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもは、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることは、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることは、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることは、定型約款(定型取引(ある特定の者が不特定多数第五四八条の二 ① 定型取引(ある特定の者が不特定多数第五四八条の二 ① 定型取引(ある特定の者が不特定多数)

- 2 合意をしなかったものとみなす

(定型約款の内容の表示)

- 第五四八条の三 ① 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を担んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(定型約款の変更)

- 第五四八条の四 ① 定型解認到中間 第五四八条の四 ① 定型解認到中間 第五四八条の四 ① 定型解認的内容を変更することができる。 と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。 と
 、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款
 は、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款
 は、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款
 は、定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合すると
- ものであるとき。 びその内容その仲 より定型約款の恋 変更の必要性、 定型約款の変更が、 この他の変更に係る事情に照らし、の変更をすることがある旨の空、変更後の内容の相当性、この 契約をした目的に反せず、
- 2 **?るときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更を**

第

節 贈与

- 力発生時期が到来するまでに同項の規定による周の 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、2周知しなければならない。
- る定型約款の変更については、適用しな) 第五百四十八条の二第二項の規定は、ければ、その効力を生じない。

知をし 前

な効

項 0

て、その効力を生ずる。 方に与える意思を表示し、 第五四九条 贈与は、当事者 当事者 相手方が受諾をすることによっの一方がある財産を無償で相手

ない贈与の解除)

この限りでない。 第五五〇条 書面によら ない 、履行の終わない贈与は、な やった部分については、各当事者が解除をする

することを約したものと推定する。 贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、宛五五一条 ① 贈与者は、贈与の目的である物マ 負担付贈与については、 て 売主と同じく担保の責任を負う 、贈与者は、 そ 負担

一の限度に

(定期贈与)

贈者の死亡によっ 第五五二条 定期の って、その効力を失う。の給付を目的とする贈 きゅう は、 贈与者又は受

(負担付贈与)

準用する。 第五五三条 、その性質に反しない四三条(負担付贈与につ 限り、双いては、 双務契 この 突約に関する規定なの節に定めるものの をの

(死因贈与)

四 も履行の追完を受ける見込みがないことが明らかである! 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしてをしないでその時期を経過したとき。

2

(3) 請求をすることができない。 の本語ときは、買主は、前二項の規定による代金の減額 の第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるも のの

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

(競売における担保責任等)

又は損傷したときも、

前項と同様とする

害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の第五六四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損 規定による解除権の 行使を妨げない 第五六八条 ① 民事執行法その他の法律の規定に基づく競第五六八条 ① 民事執行法その他の法律の規定は基づに受人は、第五百四十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百四十二条人で、第五百四十二条及び第五百四十二条の規定並びに対し、第五百四十二条人の規定がに対し、第五六八条 ① 民事執行法その他の法律の規定に基づく競第五六八条

主の担保責任 (移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売

第五六五条 人に属する場合においてその権利の一部を移転しないとき契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他宏六五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が を含む。)について準用する

(3)

2

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の 制限)

4

第五六六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。 第五六六条 第五六九条 ① 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、契約の時における資力を担保したものと推定する。 ② 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。
③ 前二項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知りながら申し出なかったとき、買受人は、これらの者知りながら競売を請求をすることができる。
に対し、損害賠償の請求をすることができる。
(4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

(目的物の滅失等についての危険の移転)

2

第五六九条

(債権の売主の担保責任)

書賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この 定したものに限る。以下この条において同じ。)を引き渡し た場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物 が当事者双方の責めに帰することができない事由によって が当事者双方の責めに帰することができない事由によって が当事者双方の責めに帰することができない事由によって が当事者双方の責めに帰することができない事由によって が当事者双方の責めに帰することができない。この 第五七〇条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

(抵当権等が

ある場合の買主による費用の償還請求)

法

民

第五五四条 する。 その性質に反しない限り、 >性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与につい

第三節 売冒

第一款 総則

じな

なり第一

項の規定によ

払うことを約することによって、その効力を生ずる。 移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支第五五五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に

(売買の一方の予約)

第五五六条

第五五六条 ① 売買の一方の予約は、その効力を失う。する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。 ② 前項の意思表示について期間を定めなかったときは、予 約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内 に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をするこ とができる。この場合において、相手方が売買を完結 をができる。この場合において、相手方が売買を完結 をができる。この場合において、相手方が売買を完結 をができる。この場合において、相手方が売買を完結 2

(手付)

目的である物又は権利を

又は移転

第五五一条

(贈与者の引渡義務等)

の履行に着手した後は、この限りでない。 の履行に着手した後は、この限りでない。 ただし、その相手方が契約約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約第五五七条 ① 買主が売主に手付を交付したときは、買主

しない。 前項の場合には、 適用

2

(売買契約に関す うる曹 角

第五五八条 する 売買契約に関する費用は、 当事者双方が等

(有償契約 こへの準 甪

準用する。ただし、2第五五九条 この節の切 ときは、この限りでない。 準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さない準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、売買以外の有償契約について

削除

第五七二条に

(代金の支払期限)

する。 は、代金の 第五七三条 代金の支払に 売買の目! いてもり物の でも同一の期間の引渡しに 期限を付したも ら いて期限が のと推定

きときは、

う。ただし、代金の支払について期限があるときは、その 実を生じたときは、その果実は、売主に帰属する。 実を生じたときは、その果実は、売主に帰属する。 第五七五条 ① まだ引き渡されていない売買の目的物が果 期限が到来するまでは、 利息を支払うことを要しない。

(権利を取得することができな い等のおそれが ある場合の

第五七六条 売買の目的について権利を主張する者があるこ第五七六条 売買の目的について権利を主張する者があることができる。ただし、売主が相部又は一部の支払を拒むことができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全あるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部とその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部とその支払の拒絶)

(抵当権等の登記が ある場合の買主による代金の支払の

の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる第五六〇条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買(権利移転の対抗要件に係る売主の義務) 義務を負う。

人の権利の売買におけ え 売主の 義務

他

第五六一条 売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。おけるその権利の一部を含む。を売買の目的としたときは、おけるその権利の一部を含む。を売買の目的としたときは、おける。

(買主の追完請求権)

第五六二条 ① 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足け、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。 第五六二条

をすることができない あるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるもので

2

(買主の代金減額請求権)

第

買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、五六三条 ① 前条第一項本文に規定する場合にお そい て、 程期

同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求す) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主 度に応じて代金の減額を請求することができる。 間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の ことができる。 前求する 買主は、

- 履行の追完が不能であるとき。
- ŧ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したと
- 三 達することができない場合において、売主が履行の又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目 契約の性質又は当事者の意思表示により、 売主が履行の追完 特定の 的 日時 を

めに帰することができない事由によってその目的物が滅失おいて、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主は、代金の支払を拒むことができない。 第五七一条

(代金の支払場所)

第五七四条 ない 売買の見 渡日 しの物 場所において支払わなければならいの引渡しと同時に代金を支払うべ

(果実の帰属及び代金の利息の支払)

絶

第五七七条 1 買 64 受け た不動産に っ いて契約 0 の内容に適

第二款

売買の効力

第六節

使用貸借

適合しない先取特権又は質権の登記がある場合について準適合しない先取特権又は質権の登記がある場合において、売主は、買主に対し、遅滞なくまる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。抵当権消滅計なの手続が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。

て代金の供託を請求することができる(売主による代金の供託の請求) 売主は、 買主に対し

第三款

第五七九条 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金(別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者がの解除をすることができる。この場合において、当事者がの解除をすることができる。この場合において、当事者がの利息とは相殺したものとみなす。

- 第五八〇条 は 、十年とする。い。特約でこれよりに これより長い期間を定めたときは、その期間買戻しの期間は、十年を超えることができ
- (2) 長することができな 買戻しについて期間を定めたときは、 その 後にこれを伸
- 買戻しをしなければならない。) 買戻しについて期間を定めな か 0 たときは、 五年

(買戻しの特約の 対抗力

- 第五八
- 2 を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。たる対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年の対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年の対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年に規定する。ときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。ときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。たる対したの権利を登記した。

でない、 売主を害する目的で賃貸借をしたときは、 この限り

に返還して、 買戻権を消滅させることができる

の実行)

代金及び契約の票第五八三条① ができない 費用を提供しなければ、買戻し売主は、第五百八十条に規定す **戻しをすること** 足する期間内に

2

の請求により、その償還について相当の期限を許与するこだならない。ただし、有益費については、裁判所は、売主は、第百九十六条の規定に従い、その償還をしなけれ、東王又は転得者が不動産について費用を支出したときは、 とができる。

(共有持分の買戻特約付売買)

2

第五八四条 不動産の共有者の一人が買戻しの特約を付してその持分を売却した後に、その不動産の分割又は競売があったときは、売主は、買戻しをすることができる。ただし、分又は代金について、買戻しをすることができる。ただし、売主に通知をしないでした分割及び競売は、売主に対抗することができない。

第五八五条 ① 前条の場合において、買主が不動産の競売における買受人となったときは、売主は、その不動産の全部の所有権を取得する。 他の共有者が分割を請求したことにより買主が競売における買受人となったときは、売主は、その持分のみについて買戻しをすることはできない。

第四節 交換

- 第五 の財 を生 財 R産権を移って 八六条 ① ずる 転することを約することによ交換は、当事者が互いに金 とによって、その効力いに金銭の所有権以外
- ることを約した場合に当事者の一方が他の 代金に関する規定を準 平用する。 におけるその金銭につい権利とともに金銭のix ついては、売買のの所有権を移転す

第五節

銭その他の物を受け取ることによって、その効力量の同じ物をもって返還をすることを約して相手量の同じ物をもって返還をすることを約して相手完工八七条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品 その効力を生ずる。 相手方から金

(書面です

- たときは、その効力を失う

3

なして、 たときは、 **なして、前三項の規定を適用する。** だときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみ消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされ

(準消費貸借)

場合において、当事第五八八条 金銭その のとみなす。 **ときは、消費貸借は、これによって成立したもいて、当事者がその物を消費貸借の目的とするこ金銭その他の物を給付する義務を負う者がある金銭その他の物を給付する義務を負う者がある**

借については、この限りでない。 (借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除をすることができる。ただし、書面に約五九三条の二 貸主は、借主が借用物を受け取第五九三条の二 貸主の貸主による使用貸借の解除) **・書面による使用貸を受け取るまで、契**)取るまで、

第五九四条 ばならない ょった用法に従い、四条 ① 借主は、 収益) 、その物の使用及び収益、契約又はその目的物の 収益をしなけれるの性質によっ

3 2 は、貸主は、契約の解除をすることができる。) 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益を) 借主が、資主の規定に違反して使用又は収益をごせることができない。 第三者に借用物の使 したとき

2

(貸主の引渡義務等)

がも

かできる。ものであるときは、

2 第五

物を受け取った日以後の利息を請求することができ。 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭そ息を請求することができない。

借主が金銭その

る 他 借主に対して利

(借用物の費用の負担)

外の費用について準田② 第五九五条 ① 借主は いて準用で 借主は、 二項の 保の規定は、借用物の通 、前項の通常の必要費以通常の必要費を負担する。

貸主は、知

の期間を定めて返還の催告をすることができ 当事者が返還の時期を定めなかったときは

(返還の

)時期) 相当

(2)

借主は、

も返還をすることが

することができる。 返還の時期の定めの有無にか

?かわらず、

いつ

で

る

(貸主の 引渡義務等)

用する。 第五九六条 第五 岩五十 条の規定は、 使用貸借につ

ときは、借主に対し、その賠償を請求することができる主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受け 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、

た借

(期間満了等による使用貸借の終了)

使用貸借は、そ第五九七条 ① 2 その目的には 使用及び収り る ての目的に従い使用及び収益を終えることによって終了す使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主が、当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。使用貸借の期間を定めたときは、五九七条 ① 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、

第五九二条 借主が貸主から受け取った物と種類、品質及び第五九二条 借主が貸主から受け取った物と種類、品質及びないない。

(価額の

使用貸借は、 借主 の死亡によって終了す

(3)

約することによって、その効力を生ずる。 用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを ことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使 第五九三条 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡す

民 法

(使用貸借の

めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をするこ② 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定る期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。 「項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足り第五九八条 ① 貸主は、前条第二項に規定する場合におい

3 とができる

借主は、 いつでも契約の 解除をすることが でき

- ② 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。 借主は、借用物を受け取った後にこれに附第五九九条 ① 借主は、借用物を受け取った後にこれに附第五九九条 ① 借主は、借用物を受け取った後にこれに附 2
- (現去することができない事由によるものであるときは、この場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷をあ場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を収去することができる。 3 の限りでない
- 2 第六〇〇条 た時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。 生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主 (損害賠償及び費用の償還の請求権について の期間の

第 款 総則

(賃貸借)

たときに返還することを約することによって、その効力をの賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了し益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してそ∴○一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収

第 は、次の各号に掲げる場合〇二条 処分の権限 **号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定め処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合に** を は、この限りでない。 を 信貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有して を は した は した 対抗することができない。 ただし、その解除の たときは、この限りでない。

い当て

賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、

賃貸人は、

(賃料の支払時期

季節の後に遅滞なく支払わなければならない。ただし、収穫の季節があるものについては、そらない。ただし、収穫の季節があるものについては、そらない。ただし、収穫の季節があるものについては毎月第六一四条 賃料は、動産、建物及び宅地については毎月

のなえ

期間とする。 を定めたときであっても、その期間は、る期間を超えることができない。契約で 動産の賃貸借 六箇月 一 建物の賃貸借 三年 一 がりに掲げる賃貸借以外の土地の では、一部では、1000円である。 1000円である。 1000円である 1000円である 1000円である 1000円である 1000円でのる

期間は、当該各号に定め 契約でこれより長い期

に定める。

三二

法

0 賃貸 借の

五年

賃貸借

车

(短期賃貸借の更新)

民

第六〇三条 のに ただし、 「更新をしなければならない。 べついては三箇月以内、動産については一箇月以内に、みがし、その期間満了前、土地については一年以内、建物のでした。 前条に定める期間は、更新することができる。 そ筋

(賃貸借の存続期間)

でも、その期間は、五十年とする。 第六○四条 ① 賃貸借の存続期間は、五十年 その期間は、 賃貸借の存続期間は、更新することができる。 更新の時から五十年を超えることができな

ただし、

2

第二款

効力

(不動産賃貸借の対抗力

することができる。 の不動産について物権を取得し の不動産の賃貸借は、 した者その他の第三者に対抗、これを登記したときは、そ

六〇五条の二 ① 前条、供(不動産の賃貸人たる地位の 移転

第六〇五条の二 されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡 十号)第十条又は第三十一条その他の法令の規定による賃 十号)第十条又は第三十一条その他の法令の規定による賃 ホベ〇五条の二 ① 前条、借地借家法(平成三年法律第九 人に移転する。

る地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たい。 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、

は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登 は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登 は、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位 はその承継人に移転する。 いた賃貸人たる地位は、人との間の賃貸借が終了 譲受人又

登記をし

(4) 第一項又は第二項後段の規定による情務は、項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、第一項又は第二項後段の規定による情務及び第六百二十二条の二第一による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の規定による情務及び第六百二十二条の規定により賃貸人たる地位が譲渡の規定により賃貸人たる地位が譲渡の規定により置け、 4

めたときであっ年を超えること

第六 できる。 げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることがに規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲六〇五条の四 不動産の賃借人は、第六百五条の二第一項(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第三者に対する妨害の停止の請求 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その

に対する返還の請求 いるとき その 第三者

(賃貸人による修繕等

事由によってその修繕が必要となった修繕をする義務を負う。ただし、賃借第六○六条 ① 賃貸人に ~~』 必要となったときは、この限りでただし、賃借人の責めに帰すべき、賃貸物の使用及び収益に必要な

(2) は、賃借人は、これを賃貸人が賃貸物のE を拒 保存に必要な行為をしようとす むことができない。 るとき

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六〇七条 解除をすることができる。 うとする場合にお 場合において、そのために賃借人が賃借をした目賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしよ 賃借人は、 契約

48

(賃借人による修繕)

ぶって 次に掲げるときは、 次に掲げるときは、 る。 賃借物の 個人は、その修繕が必 ての修繕をすることが必要である場合におい 合におい でき て、

二 急迫の事情があるとき。の期間内に必要な修繕をしない **(貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、** いか 賃貸人が相当

(賃借人による費用の償還請求)

第六○八条 ① 賃借人は、賃借物と 属する必要費を支出したときは、ほ の賃還を請求することができる。 賃借物に 5 入にいて に対し、直ちて賃貸人の負! 直ち にそ 担に

賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許与従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は人は、賃貸借の終了の時に、第百九十六条第二項の規定に人は、賃貸借の終了の時に、第百九十六条第二項の規定に することができる。 与は

(減収による賃料の減額請求)

可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その第六○九条 耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、 益の 額に至るまで、 賃料の 減額を請求すること こができる る Ō 収不

きは、契約の解除をすることができる。 力によって引き続き二年以上賃料より少第六一〇条 前条の場合において、同条の(減収による解除) 9少ない収益を得な来の賃借人は、不可 で得たと

(賃借物の 一部滅失等による賃料の 減額請求等

れが賃借人の責めに帰することができない事由によるもの用及び収益をすることができなくなった場合において、そ第六一一条 ① 賃借物の一部が減失その他の事由により使

賃貸人に通 通知しなければならない。ただし、 賃貸人が既に

2

百二十二条の二第一項に規定する敷金については、このその担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、第9 従前の賃貸借について当事者が担保を供していたときをすることができる。

この限

百二十二 その担保

(賃借人による使用及び

であるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができる。
さなくなった部分の割合に応じて、減額される。
(2) 賃借物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

(2)

第六一六条 第五百九十四条第 項の い規定は、 賃貸借につ

第三款 賃貸借の 終了

損害賠償の請求を妨げない。 来に向かってのみその効力を生ずる。この 第六二○条 賃貸借の解除をした場合には、

Ō

の場合において、

は将

(賃貸借の解除の効力)

は、これによって終了する。 (賃借物の全部減失等による賃貸借の終了) これによって終了する。

これによって終了する。

は、賃貸借
が収益をすることができなくなった場合には、賃貸借
六条の二 賃借物の全部が減失その他の事由により使

(賃借人の原状回復義務)

ができる。 は収益をさせたときは ができる。

きは、賃貸人は、契約の解除をす 規定に違反して第三者に賃借物の

を見て

の賃借権を譲り渡し、又は賃借物を第六一二条 ① 賃借人は、賃貸人の(賃借権の譲渡及び転貸の制限)

賃貸人の承諾を得なけれ

でば、

なそ

(期間の定めのな い賃貸借の解約の申入れ

第六一七条 ① 当事者が賃貸借の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合においては、次の各号に掲げる賃貸借は、解約の申入れの日からそれぞれ当該各号に定める期間を経過的の申入れの日からそれぞれ当該各号に定めるかったとき

年

第六一三条 ① 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸信に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人が賃借人に対してその権利を行使② 前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。

- 建物の賃貸借出地の賃貸借

りればな

第六一八条 当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、第六一八条 当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、 (期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保)

て、各当事者は、第六百十七条の規定により解約の申入れの使用又は収益を継続する場合において、賃貸人がこれを件で更に賃貸借をしたものと推定する。この場合において、賃貸人がこれをの、各件で更に賃貸借をしたものと推定する。この場合において、賃貸借の期間が満了した後賃借人が賃借物 (賃貸借の更新の)推定等)

法

(賃借人の通知義務)

民

を主張する者があるときは、第六一五条 賃借物が修繕を要

賃借人は、遅滞なくその旨

を利

賃借物が修繕を要し、

第六二 きは、この限りでない。 人の責めに帰することができない事由によるものであると きは、この限りでない。 じ。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同た損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗た二二〜条 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じ

(使用貸借の規定の準用)

また 東 大二二条 |項並びに第六百条の規定は、賃貸借につ。 第五百九十七条第一項、第五百九十九 九条第一 いて準用

第四款

第六二二条の二 ① 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃 借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

623条~636条

賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付 することができない。

第八節

雇用

第六二三条 えることを約することによって、その効力を生ずる。従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与忠二三条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に えることを約することによっ

第六二四条 (報酬の支払時期) 労働者は、

その約した労働を終わった後で

請求することができる。 動間によって定めた報酬は、その期間を なければ、報酬を請求することができない その期間を経過した後に、

2

飯に従事することができなくなったとき。使用者の責めに帰することができない事由によって労履行の割合に応じて報酬を請求することができる。第六二四条の二 労働者は、次に掲げる場合には、既にした (履行の割合に応じた報酬)

雇用が履行の中途で終了したとき

第六二五条 の権利を第三者に譲り渡すことができない (使用者の権利の譲渡の制限等) (1) 使用者は、 労働者の承諾を得なけれ ば そ

(3) 第三者を労働に従事させることができない。 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代 たときは、 たきは、使用者は、契約の解除をすることができる。労働者が前項の規定に違反して第三者を労働に従事させ

(2)

ゎ

5

7

(期間の定め ある雇用の解除)

第六二六条 いつでも契約の解除を不確定であるときは、 つでも契約の解除をすることができる 、当事者の一方は、五の期間が五年を超え、 五年を経過した後、ス、又はその終期が

> 間前に、 が使用者であるときは三箇月 e前に、その予告をしなければならない。 2使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは三週 前項の規定により契約の解除をしようとする者は、それ

(期間の定めのない雇用の解約の申入れ)

を経過することによって終了する。 この場合において、雇用は、解約の 各当事者は、いつでも解約の申入れ 第六二七条 て、雇用は、解約の申入れの日から二週間つでも解約の申入れをすることができる。当事者が雇用の期間を定めなかったときは

2 の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、の申系の解約の申入れば、次期以後についてすることができる。

、むを得な い事由による雇用の解除)

第六二八条 第六二八条 相手方に対して損害賠償の責任を負う。 が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、がも事者の一方の過失によって生じたものであるときは、そう事者が雇用の期間を定めた場合であっても、 ₹P

(雇用の更新の推定等)

第六二九条 に雇用をしたものと推定する。この場合において、各当事がら異議を述べないときは、従前の雇用と同一の条件で更がら異議を述べないときは、従前の雇用と同一の条件で更その労働に従事する場合において、使用者がこれを知りな六二九条 ① 雇用の期間が満了した後労働者が引き続き とができる。 者は、第六百二十七条の規定により /解約の申 入れをするこ

2 保証金については、この限りでない。その担保は、期間の満了によって消滅する。 ただ ただし、身元いたときは、

(雇用の解除の効力)

第六三〇 条 第六百] 条 の規定は、 雇用につ いて準 申す

第六三一条 (使用者について 使用者が破産手続開始の決定を受けた場合には、)の破産手 、続の開始による解約の申入れ)

> 雇用に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産雇用に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産雇用に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産できない。 第九節 請負

> > 50

(請負)

第六三二条 払うことを約することによって、その効力を生ずる。とを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支た三二条 - 請負は、当事者の一方がある仕事を完成するこ

第六三三条 (報酬の支払時期)

第六三四条 は、 第 け 受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を法三四条。次に掲げる場合において、請負人が既にした仕 (注文者が受ける利益の割合に応じ 第六百] 第六百二十四条第一項の規定を進ければならない。ただし、物の引三条 報酬は、仕事の目的物の引 定を準用する。物の引渡しを要しない物の引渡しを要しない)た報酬) いとき

報酬を請求することができる。 事を完成することができなくなったとき。注文者の責めに帰することができない。 事由によって仕

において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて

請負が仕事の完成前に解除されたとき

第六三五条 削除

(請負人の担保責任の制限

の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契合しない仕事の目的物を注文者の失した材料の性質又は注文とき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文とき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文とき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文と。(その引き返しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引着に一般である。 第六三六条

ときは、 料又は指 りの解除 (は指図が不適当であることを知りながら告げなかっ解除をすることができない。ただし、請負人がその この限りでない た材

その効力を生ずる相手方に委託し

á

方に委託し、

相

手方がこれを承諾することによっ

Ę

履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に第六三七条 ① 前条本文に規定する場合において、注文者 び契約の解除をすることができない

過失によって知らなかったときは、適用しない。(その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な時)前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時

第六三八条から第六四〇条まで 削除

(注文者による契約の解除)

つでも損害を賠償して契約の第六四一条 請負人が仕事を完 『を賠償して契約の解除をするこで請負人が仕事を完成しない間は、 **りることができる。** い間は、注文者は、 V

(注文者についての破産手続の開始による解除)

を完成した後は、この限りでない。 なったし、請負人又は破産管財人は、契約の解除については、仕事きる。ただし、請負人による契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除をすることができる。 注文者が破産手続開始の決定を受けたとき

団の配当に加入することができる。
の配当に加入することができる。
前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事

人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。に限り、請求することができる。この場合において、請負償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人償は、破産管財人が契約の解除によって生じた損害の賠

637条~650条

第十節

(委任)

民

法

第六四三条 委任は、 当事者の一方が法律行為をすることを

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限) 第六四四条 (受任者の注意義務) もって、 受任者は、 委任事

委任

0 本旨に従

V

善良な管理者の

務を処理する義務を負う

第六四四条の二) 代里雀とす。 選任することができない。 ということができない。 でなければ、復受任者を又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を表し 復受任者を

2 て、その権限の範囲内において、受任者と同る復受任者を選任したときは、復受任者は、 (の代理権を付与する委任において、受任者が) 受任者と同一の権利を有 委任者に対し 代理権を有す

(受任者による報告)

遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。も委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後第六四五条 受任者は、委任者の請求があるときは、い ほって

(受任者による受取物の引渡し等)

年者に移転しなければならない。 全任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委らない。その収取した果実についても、同様とする。 の任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければない。

(受任者の金銭の消費についての責任)

この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責は、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。利益のために用いるべき金額を自己のために消費したとき第六四七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその 任を負

(受任者の報酬)

て報酬を請求することができない。 第六四八条 ① 受任者は、特約がなけれ 委任者に対し

- ② 受任者は、報酬を受けるべき場合には、第六百二十四条第し、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第し、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第
- 二 委任が履行の中途で終了したとき。 任事務の履行をすることができない事由によって委 を任者の責めに帰することができない事由によって委 ができない事由によって委 3

(成果等に対する報酬)

- 第六四八条の二 が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果(六四八条の二) 委任事務の履行により得られる成果に
- 用する。 東西に その成果の引渡時に、支払わなければならない。 幸西に その成果の引渡時に、支払わなければならない。 委任事務の履行により得ら 0 いて準

(受任者による費用の前払請求)

は、委任者は、第六四九条 委任 ばならない。委任が 石は、受任者の請求による任事務を処理するに より、 て費 の前払をしなけれ

(受任者による費用等の償還請求等)

- 用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求す認められる費用を支出したときは、委任者に対し、そ第六五○条 ① 受任者は、委任事務を処理するのに必 とができる るのに必要と その費 á こ
- て、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当弁済をすることを請求することができる。この場合におい 務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその) 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債 の担保を供させることができる。
- ができる。 **-受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求すること 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害**

0

を除く

をも目的とする委任を解除

651条~664条 (委任の解除)

第六五一条 ることができる。 委任は、 各当事者が

つでもその解除をす

二 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるも合には、相手方に不利な時期に委任を解除したとき。 ー 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。 か 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場) 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場) V

第六五二条 (委任の解除の効力) 第六百二 十条の規定は、 委任について準用す

(委任の終了

事由)

第六五三条 受任者が後見開始の審判を受けたこと。委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。

(委任の終す 後の処分)

理することができるに至るまで、必要な処分をしなければ委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処るときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、第六五四条 委任が終了した場合において、急迫の事情があ 理することができるに至るまで、

をもってその相手方に対抗することができない。 き、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これ第六五五条 委任の終了事由は、これを相手方に通知したと (委任の終了の対抗要件)

第六五六条 ついて準用す この節の規定は、 法律行為でない 事務の 委託に

(準委任)

第十一節 寄託

返還をすることができる。の物を保管する場所を変更 物を保管する場所を変更したときは、 その 現在の場所で

第六六四

いけ いた時から一年を経過するまでの間は、前項の損害賠償の請求権については、 時効は、完成しな寄託者が返還を受

(委任の規定の準用)

寄託について準用する。 百四十九条並びに第六百第六六五条 第六百四十十 十九条並びに第六百五十 条並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、第六百四十六条から第六百四十八条まで、第六

が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得た第六六五条の二 ① 複数の者が寄託した物の種類及び品質 ときに限り、 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物ときに限り、これらを混合して保管することができる。

- 同じ数量の物の返還を請求することができる。
- を妨げない。 この場合においては、損害賠償の請求することができる。この場合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合に応じた数量の物の返還を請求ときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対とされている。

② 第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、前項に及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。 及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。 受寄者が契約により寄託物を消費する第六六六条 ① 受寄者が契約により寄託物を消費する ること 品質

(3) 金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用すの 第五百九十一条第二項及び第三項の規定は、預金又はする場合について準用する。 いて準用する。、預金又は貯

法

民

第六五七条 を相手方に委託し、 場六五七条 寄託は、 その効力を生ずる。 相手方がこれを承諾することによって、当事者の一方がある物を保管すること

2

(寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等)

į

第六五七条の二 寄託者に対し、その賠償を請求することができる。受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、まで、契約の解除をすることができる。この場合において、また、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除を受け取る。

3 この限りでない をすることができる。ただし、書面による寄託につ 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、 託については、契約の解除

ことが し、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をするい場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をを経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さなを経過したにもかかわらず、寄託物を受け取るべき時期とる寄託の受寄者に限る。) 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面に) 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面に できる。

(寄託物の使用及び第三者による保管)

事由があるときでなければ、寄託物を第二 ② 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、P 託物を使用することができない。 寄託者の承諾を得なけ れば、 寄

ことができない 再受寄者は、 寄託者に対して、 寄託物を第三者に保管させる その権限 又は やむを得な 内にお

2

受寄者と同 一の権利を有し、 義務を負 0

(無報酬の受寄者の注意義務)

一の注意をもっ 無報 **どもって、寄託物を保管する義務を負う。** 無報酬の受寄者は、自己の財産に対するの

(受寄者の通知義務等)

第六六〇条 ① 寄託物について権利を主張する第三者が既にこま者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこ託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

) 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返寄託物を引き渡したときは、この限りでない。 るものを含む。)があったときであって、その第三者にそのすべき旨を命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有す 要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、

も、その賠償の責任を負わない。き渡したことによって第三者に損害が生じたときであってき渡したことによって第三者に損害が生じたときであって

3

(寄託者による損害賠償)

第六六一条 又は受寄者がこれを知っていたときは、この限りでない。者が過失なくその性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、た損害を受寄者に賠償しなければならない。ただし、寄込六六一条 寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によって生ど って生じ

(寄託者による返還請求等)

であっても、 第六六二条 ① ができる。 寄託者は、いつでもその!
シ 当事者が寄託物の返還 返還を請求すること

は、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたとき 前項に規定する場合において、 受寄者は、 寄託者がその

(寄託物の返還の時期)

第六六三条 る たときは、 · 受寄者は、 ・ 受寄者は、 E者は、いつでもその返還をすることができ 当事者が答託物の返還の時期を定めなかっ

返還の 事 がなければ、その期限前に返の時期の定めがあるときは、 期限前に返還をす 受寄者は、 ることができな やむを得な

(寄託物の返還の場所)

ければならない。ただし、※第六六四条 寄託物の返還は、 受寄者が正当な事由によってそい、その保管をすべき場所でしな

第十二節

事業を営むことを約することによって、第六六七条 ① 組合契約は、各当事者が 組合契約は、各当事者が出資をして共同

(組合契約)

(2) 出資は、 労務をその目的とすることができる。 その効力を生ず えめ

他のの 組合員の債務不

第六六七条の二 ない。 と理由として、組合契約を解除することができり組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行を別には、組合契約にの組合員が組合契約に基づく債務の履行を規定は、組合契約については、適用しない。 第五百三十三条及び第五百三十六条の

2

(組合員の一人についての意思表示の無効等)

合契約は、その効力を妨げら取消しの原因があっても、他第六六七条の三 組合員の一人 第六六七条の三 げられない。 、他の組合員の間におい 一人について意思表示の げられ、他の V) 0 い無効又は

(組合財産の共有

第六六八 条 各組合員 á の出資その 他の 組合財産は、 総組合員

(金銭出資の不履行の責任)

ほか、損害の賠償をしなければならない。がその出資をすることを怠ったときは、その第六六九条 金銭を出資の目的とした場合にお の利息を支払うおいて、組合員

(業務の決定及び執行の方法)

により、一人又は数人の組合員又は第三者に委任すること② 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところ② 組合の業務の決定及び執行する。

3 ができる。 業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執組合の業務を決定し、これを執行する。この場合にお》 前項の委任を受けた者(以下「業務執行者」という。 の過半数をもっ 、各業務執行者がこれを執行する。この場合において、いれを執行する。この場合において、 という。) ては

前項に規定

- を妨げの 前項 い同意によ の規定に な よって決定し、 又は総組合員が執行すること組合の業務については、総組
- (5) この限りでない。この限りでない。単名項の規定にかかわらず、各組合員又は業務執行者が異議を述べたとき、完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたとき、よりである。この限りでない。 を述べたときは、その 各組合員又

合において、 六七〇条の二 組合員の 《の過半数の同意を得たときは、各組合員は、組合の業務を執行 組合の業務を執行す 他 の組場

2

- 業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代業務執行者の過半数の同意を得たときは、各業務執行者は、務執行者のみが組合員を代理することができる。この場合務執行者があるときは、業合員を代理することができる。 理することができる。
- とができる は は、組合の常務を行うときは、前二項の規定にかかわらず、 単独で組合員を代理するこ各組合員又は各業務執行者

(委任の規定の準用)

第六七一 る の業務を決定し、一条 第六百四十 又は執行する組へ-四条から第六百五 る組合員について準用す六百五十条までの規定は 五十

(業務執行組合員の辞任及び解任)

第六七二条 い。 組合員は、 人 谷員は、正当な事由がなければ、辞任することができなどの組合員に業務の決定及び執行を委任したときは、その、七二条 ① 組合契約の定めるところにより一人又は数

2 員前項 の の 一致によって解任するの組合員は、正当なる 正当な事由がある場合に限り、 ることが でき 他

財産状況に関する検査)

組合の業務及び

第六七三条 状況を検査することができる。権利を有しないときであって 各組合員は、 いときであっても、その業務及び組合財産組合員は、組合の業務の決定及び執行をす 産の Ź

②ができる。

第六百九十

条

小の権利

ö.

行使を妨げ

(終身定期金の遺贈)

元する

条

この節の規定は、

終

身定期金

0

)遺贈につ

第六七四条 その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。きは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。きは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。第六七四条 ① 当事者が損益分配の割合を定めなかったと (組合員の損益分配の割合)

674条~688条

利を行使することができる。第六七五条 ① 組合の債権を (組合の債権者の 権利の行使) 債権者は、 組合財産についてその

② 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することが失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することが失力担の割合又は等しい割合でその権利を行使することがよる。 (2)

第六七六条 (組合員の持分の 処分及び組合財産の分割

分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした七六条 ① 組合員は、組合財産についてその持分を処

- (2) 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができいての権利を単独で行使することができない。組合員は、組合財産である債権について、その持分につた第三者に対抗することができない。
- な 組合員は、

を行使することができない。 第六七七条 組合員の債権者は、 (組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止) 組合財産についてその 権利

(組合員の加入)

又は組合契約の定めるところにより、新たに第六七七条の二 ① 組合員は、その全員の同 させることができる。 新たに組合員を加入 貝の同意によって、

2 責任を負わない。) 前項の規定により組合の債務については、これを弁済すの加入前に生じた組合の成立後に加入した組合員は、 そ á

(組合員の脱退)

第六七八条 (1) 組合契約で組合の存続期間を定めなかっ た

組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、不利な時期に脱退することができない。不利な時期に脱退することができない。不利な時期に脱退することができない。

やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

2

第六七九条 て脱退す 脱退する。 前条の場合のほか、 組合員は、 次に掲げる事由

りたこと。

破産手続開 の審判を受けたこと。

後見開始の な

の組合員に対抗することができない。 他の組合員にその旨を通知しなければ、これをもってそもの組合員の一致によってすることができる。ただし、除第六八〇条 組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、第六八〇条 組合員の除名)

第六八〇条の二 又は組合に対して自己に免責を得させることを請求するこを受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済た組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済へ八〇条の二 ① 脱退した組合員は、その脱退前に生じ とができる。

たときは、

(脱退した組合員の持分の (払戻し)

ならない は

そ 金

(3)

(脱退した組合員の責任等)

たきは、組合に対して求償権を有する。 脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済し

2

第六八一条 脱退の時における組合財産の状況に従ってしなければ、一条 ① 脱退した組合員と他の組合員との間の計算

脱退した組合員の持分は、 の出資の種類を問 わず、

了後に計算をすることができる。

) 脱退の時にまだ完了していない事項については、

銭で払い戻すことができる。 その完

第六八二条 (組合の解散事由)

(1) 条 組合は、次に掲げる事由の発生 組合契約で定めた存続期間の満了 組合契約で定めた存続期間の満了

総組合員の同意

ニーン辛女を青水することができる。第六八三条 やむを得ない事由があるときは、4(組合の解散の請求) 各組合員 ほ

効力

第六八四条第六百二(組合契約の解除の対 条の規定は、 組合契約について準

(組合の清算及び清算人の選任

が共同して、マ第六八五条 ① 返任は、組合員の過半数で決する。又はその選任した清算人がこれをせる。組合が解散したときは、清算は、 をす 総組合員 る

清算人の選任は、

2

百七十条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について第六八六条 第六百七十条第三項から第五項まで並びに第六(清算人の業務の決定及び執行の方法) 準用する

第六八七条 準用する。 *六八七条 第六百七十二条の規定は、組合契約の定め *六八七条 第六百七十二条の規定は、組合契約の定め 第六百七十二条の規定は、ある清算人の辞任及び解任) いると

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法) る

第六八八条 債権の取立て及び債務の弁済現務の結了 清算人の 、職務は、 次の いとおり

- 三二
- 切の行為をすることができる。 清算人は、 **賞人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一残余財産の引渡し**
- 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

3 2

(和解)

生ずる。 ・いをやめることを約することによって、 ・条 和解は、当事者が互いに譲歩をして。 ことを約することによって、その効力を当事者が互いに譲歩をしてその間に存

第六八九条

(終身定期金契約

第十三節

終身定期余

その効力を生ずる

を相手方又は第三者に給付することを約することによっ手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の宋八八九条 終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、

て物相

第六九六条 当事者の一方に移転し、又は消滅したもの解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したもの解によってその当事者の一方が従来その権利を有するものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しな解によってその当事者の一方が和解によって争いの目的である第六九六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である 第六九六条

第三章 事務管理

事務管理

第六九一条 ① 終身定期金債務者が終身定期金の元本を受領した場合において、その終身定期金の給付を怠り、又はその他の義務を履行しないときは、相手方は、元本の返還と前求することができる。この場合において、相手方は、匹に受け取った終身定期金の形合での元本の利息を控除した残額を終身定期金債務者に返還しなければならない。② 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第六九一条

(終身定期金契約の解除

第六九〇条

終身定期金は、

日割りで計算す

á

(終身定期金の計算)

第六九七条 ならな の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、者(以下この章において「管理者」という。) は、その事務れ、九七条 ① 義務なく他人のために事務の管理を始めた その事務の管理 (以下 「事務管理」という。) をしなければ

2 知することができるときは、 しなければならない 管理者は、 かできるときは、その意思に従って事務管理を本人の意思を知っているとき、又はこれを推

準用する。

第五

百三十

三条の規定は、

条の

場合に っ

-

(終身定期金債権の存続の宣告)

(終身定期金契約の解除と同時履行

(緊急事務管理)

終身定期金債権が相当の期間存続することを宣告すること 料所は、終身定期金債権者又はその相続人の請求により、 当所は、終身定期金債権者又はその相続人の請求により、 裁宗八九三条 ① 終身定期金債務者の責めに帰すべき事由に

た損害を賠償する責任を負わない。 されによって生じ意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じ意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

(管理者の通知義務)

知っているときは、この限りでない。 人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを第六九九条 管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本

(管理者による事務管理の継続

法

第十四節

民

第七〇〇条 きは、 意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであると続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継年し○条 管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代 この限りでない

(委任の規定の準用)

第 は、七〇 事務管理について準用する る ら第六百 远 七条まで の 規定

(管理者による費用の償還請求等)

- 第七〇二条 る。 」。 したときは、 た 本人に対し、 その償還を請求することができ本人のために有益な費用を支出
- 第六百五十 条第二項の規定は、 管理者が本人のために有
- 3 人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の) 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、益な債務を負担した場合について準用する。 0

第四章 不当利得

(不当利得の返還義務)

度において、これを返還する義務を負う。の章において「受益者」という。)は、その利益の存する限利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下こ利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下これ

(悪意の受益者の返還義務等)

第七〇 があるときは、その賠償の責任を負う。て返還しなければならない。この場合におての選しなければならない。この場合においる。 において、なお損害を利益に利息を付し

(債務の不存在を知ってした弁済)

したものの返還を請求することができない。いて債務の存在しないことを知っていたときは、第七○五条 債務の弁済として給付をした者は、≥ そ その給付

706条~720条

第七〇六条 債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、債権者は、これによって得た利益を返還しなけれてきない。ただし、債務者が錯誤によってその給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することがならない。 第七〇六条 債務者は、 (期限前の弁済)

… (4系者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によってその債権を失ったときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない。 第七〇七条 前項の規定は、 人の債務の弁済 弁済をした者から債務者に対する求償権

0) 行使を妨げない。

第七〇八条 い。 な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでなな原因が受益者についてのみ存したときは、こただし、不法したものの返還を請求することができない。ただし、不法も几条 不法な原因のために給付をした者は、その給付い。

2

第五章

(不法行為による損害賠償)

第七〇九条 賠償する責任を負う。 護される利益を侵害した者は、 利益を侵害した者は、これによって生じた損害を善故意又は過失によって他人の権利又は法律上保

七一〇条 他人の身体、(財産以外の損害の賠償)

外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。ず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問われて一〇条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合

(近親者に対する損害の賠償)

第七一一条他人の生命を侵害した者は、 偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場や一一条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配

合においても、

損害の賠償をしなければならない。

でない。

ったときは、 自己の行為の また一二条 未

一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。の賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によっての賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって第七一三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識す

|任無能力者の監督義務者等の責任|

第七一四条

項の責任を負う

13

2 う 使用者に代わって事業を監督する者も、 前項の責任を負

?ない。 使用者又は監督者から被用者に対する

2

② 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合にたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。したときは、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。 七一七条① 土地の工作物の設置又は保存(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

対して求償権を行使することができる。任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、前二項の場合において、損害の原因について仲ついて準用する。 **有は、その者にいて他にその責**

3

第七一八条 ① 動物の占(動物の占有者等の責任) りでな に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質 提書を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に一八条 ① 動物の占有者は、その動物が他人に加えた

占有者に代わって動物を管理する者も、 前項の責任を負

第七一九条 ① 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任なして、前項の規定を適用する。 七一九条 ① 数人が共(共同不法行為者の責任)

2

(正当防衛及び緊急避難)

第七二〇条 し、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償す加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。や補害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。やおしては第一位の表別のでは、自己又は第一位の表別のでは、 を妨げない する損害賠償の請求任を負わない。ただ任を負わない。ただのことができるため、かむを得いる。

ためその物を損傷した場合について準用する。) 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避ける

(七二一条 胎児は、損害賠償の請求権につ(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

損害賠償の請求権については、

既に生

三親等内の

)姻族

第七二一条

まれたものとみなす (損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第七二二条 は、 、損害賠償の額を定めることができる。、 損害賠償の額を定めることができる。 第四百十七条及び第四百十七条の二の規定 1二条 ○ 第四百十七条及び第四百十七条の二の規定

2

第七二六条

1

(親等の

定める。

(名誉毀損における原状回復)

第七二三条 ともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることがで被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償と光二三条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、 きる

第七二四条 る場合には、 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知っ場合には、時効によって消滅する。| 四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲法行為による損害賠償請求権の消滅時効) 次に掲げ

不法行為の時から二十年間に時から三年間行使しないとき。 た

十年間行使しない

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求

第七二四条の二権の消滅時効)

適用については、同号中「三年損害賠償請求権の消滅時効につ **世の消滅時効についての前条第一号の規定の人の生命又は身体を害する不法行為による** とあるのは、 **「五年間」**

第四 編 族

第一章 総則

(親族の範囲)

一 六親等内の血族 第七二五条 次に掲げる者は、

配偶者

親族とする。

きは、その行為について賠償の責任を負わない。行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなか条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、

第七一四条 ① 前二条の規定により責任無能力者を監督する者も、前任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損養務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前 2

第七一五条 ① あな (使用者等の責任) 意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでな事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注明者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償

求償権の行使を妨げな 前二項の規定は、使

3

第七一六条 指図についてその注文者に過失があったときは、この限り加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又はポー六条 注文者は、請負人がその仕事について第三者に

(重婚の禁止)

親等は、 親族間の 世代数を数えて、 これを

るまでの世代数による。 から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人又はその 一人に下

(縁組による親族関係の発生)

第七二七条 ずる。 子縁組の日から、 養子 、血族間におけるのと同いと養親及びその血族との **両一の親族関係を生の間においては、養**

② 夫婦の一 関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とす。 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族や七二八条 ① 姻族関係は、離婚によって終了する。(離婚等による姻族関係の終了) る

(離縁による親族関係の終了)

第七二九条 って終了する。 その配偶者と養親及びその血族との親族関係は、雕縁によその配偶者と養親及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びました条。養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及び

第七三〇条 **いればならない。** □三〇条 直系血族及び同居 0)親族は、 耳. いに扶け合わな

(親族間の扶け合い)

第二章 婚姻

第一款 婚姻の要件

第一節

婚姻の成立

(婚姻適齢)

第七三一条 婚姻をすることができな 男は、 十八歳に、 女は、 十六歳にならなければ、

第七三二条 きない 配偶者のある者は、 重ねて婚姻をすることがで

(再婚禁止期間)

第七三三条 ない して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができ七三三条 ① 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算

場合 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかっ前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 た

女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

(近親者間の婚姻の禁止)

第七三四条) 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後.族との間では、この限りでない。 婚姻をすることができない 1 Jができない。ただし、養子と養方の傍系血直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、

2 前項と同様とする。

第七三五条 第七三二条 係が終了した後も、同様とする。第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族関第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族の間では、婚姻をすることができない、(直系姻族間の婚姻の禁止)

(養親子等の間の婚姻の禁止)

第七三六条 |七百二十九条の規定により親族関係が終了した後でも、 しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、 宋七三六条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑屈 姻をすることができな た後でも、婚の直系卑属若

(未成年者の婚姻についての父母の同意)

第七三七条 たつない。 未成年の子が婚姻をするには、

2 その意思を表示することができないときも、同様とする。 父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又は足りる。父母の一方が知れないときは、他の一方の同意だけでを得なければならない。

人の同意を要しない第七三八条 成年被後 第七三九条 (婚姻の届出) - 一 号 成年被後見人が婚姻をするには、 の定めるところにより届け出ることによ① 婚姻は、戸籍法(昭和二十二年法律

名した書面で、又は ② 前項の届出は、当

738条~754条

(2)

又はこれらの者から口頭で、

璵で、しなければなの証人二人以上が署

当事者双方及び成年の

らない

民 法

(成年被後見人の婚姻)

第七四〇条

、受理すること十一条から

2

とができない

(外国に在る日本人間の婚姻の方式)

第七四一条 定を準用する。出をすることが iをすることができる。この場合においては、前二条の1、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその2四一条 外国に在る日本人間で婚姻をしようとすると

規届き

第七四二条

(婚姻の無効)

が第七百三十 当事者が婚姻の届出をしないとき。

ときは、 婚姻は、

第七四三条 (婚姻の取消 Ü

よらなけ

第_款 婚姻の無効及び取消

思がないとき 人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意11一条 婚姻は、次に掲げる場合に限り、無効とする。

は、そのためにその効力を妨げられない。一九条第二項に定める方式を欠くだけである一

その成年後見 第七四四条 (不適法な婚姻の取消し)

58

だし、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請ら、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。た規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官か規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官かれて四四条 ① 第七百三十一条から第七百三十六条までの

求することができない。 |又は前配偶者も、その取消| |十三条の規定に違反した婚

いって、

2

しを請求することができる。 姚については、当事者の配偶者又は前配偶者も、 娘については、当事者の配偶者又は前配偶者も、 ができる。

第七四五条 (不適齢者の婚姻の取消し)

不適齢者が適齢に達したときは、その取消しを請求するこ七四五条 ① 第七百三十一条の規定に違反した婚姻は、

た後に追認をしたときは、この限りでない。 姻の取消しを請求することができる。ただし、姻の取消しを請求することができる。ただし、

(再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)

は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求するこの解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又第七四六条 第七百三十三条の規定に違反した婚姻は、前婚 とができない。

(詐欺又は強迫による婚姻の取消し)

若しくは強迫を免れた後三箇月を経過し、又は追認をした② 前項の規定による取消権は、当事者が、詐欺を発見し、の婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。第七四七条 ① 詐欺又は強迫によって婚姻をした者は、< ときは、 又は追認をした

(婚姻の取消しの効力)

第七四八条 効力を生ず ź 婚姻の取消しは、 将来に向か って Ō みその

2 益を受けている限度において、その返還をしなければならかった当事者が、婚姻によって財産を得たときは、現に利) 婚姻の時においてその取消しの原因があることを知らな ない

月間は、その婚 は妻の氏を称する。 第七五〇条 夫婦は、 第七四九条 2 第七五一条 婚姻の取消しについ八百十九条第二項、八百十九条第二項、 は ときは、これに対して損害を賠償する責任を負う。 ればならない。この場合において、相手方が善意であったいた当事者は、婚姻によって得た利益の全部を返還しなけいた当事者は、婚姻によって得た利益の全部を返還しなけ (生存配偶者の復氏等) (夫婦の氏) (離婚の規定の準用) 第七百六十 婚姻前の氏に復することができる。 五一条 ① 夫婦の一方が死亡したときは、 第一節 婚姻の効力 ·ついて準用する。 「項、第三項、第五項及び第六項の規定は、「項、第三項、第五項及び第六項の規定は、「立、第七百九十条第一項ただし書並びに第4百十八条第一項、第七百六十六条から第5百二十八条第一項、第七百六十六条から第5百二十八条第一項、第七百六十六条から第5百十八条第一項、第七百六十六条が10円では、10 従 婚姻の際に定めるところに従

v; 夫又

生存配偶者

場合について準用する。土石百六十九条の規定は、 前項及び第七 頁 八条第二

第七五二条 (同居、 協力及び扶助の義務) 互.

夫婦は同居し、 いに協力し扶助

ń

そ

(婚姻による成年擬制)

第七五三条 年に達したも たものとみなす。 未成年者が婚姻をし したときは、 これによって成

の権利を害することはできない。の一方からこれを取り消すことができる。心七五四条 夫婦間でした契約は、婚姻中、 (夫婦間の契約の取消権) ただし、笹 第三者

第三節 夫婦財産制

?れば、取り消すことができない。 婚姻は、次条から第七百四十 - 七条までの規定に

第 款 総則

(夫婦の財産関係)

めるところによる。 段の契約をしなかったときは、その財 の契約をしなかったときは、その財 その財産関係は、次款に定前に、その財産について別

第七五六条 七五六条 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたとき(夫婦財産契約の対抗要件) る は

継人及び第三者に対抗することができない。 婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦

承

に属するものと推定する

第四節

離婚

2

) 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、単独で有する財産をいう。) とする。

その

)共有

ることによって、離婚の際に称していた氏を称することがの日から三筒月以内に戸籍法の定めるところにより届け出の日から三筒月以内に戸籍法の定めるところにより届け出の離婚によって婚姻前の氏に復する。 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議第七六七条 ① 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議

第七六二条

し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務

3

だによる定めを変更し、その他子の監護について相当な処家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規

姻中自己の名で得た財産は、七六二条 ① 夫婦の一方が (夫婦間における財産の帰属)

産は、その特有財産(+一方が婚姻前から有する

一(夫婦する財

帰産及び婚

(離婚による復氏等)

4

) 前三項の規定によっては、分を命ずることができる。 定による定めを変更し、

監護の範囲外では、

父母

Ó

利義務に変更を生じない。

第七五七条 削除

(夫婦の財産関係の変更の制限等)

第七五八条 夫婦の財産関係は、 婚姻の届出後は、

変更

(協議上の離婚)

第一款

協議上の

第七六三条

夫婦は、

その

協議で、

離婚をす

ることができる。

2

第七六八条(財産分与)

できる。

することができない

(2)

第七六四条

第七百三十

、協議上の離婚について独百三十八条、第七百三十二

ついて準用する

九条及び第七百四

七条の規定は、

(婚姻の規定の準用)

(3) 請求することができる。

(離婚の届出の受理)

3

をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与)前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力

(財産の管理者の変更及び共有財産の分割の対抗要件)

第七五九条 第三者に対抗することができない。 らいて上上丘。 ときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及より、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をして五九条 前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果 融人及び おま果に

っても、離婚は、そのためにその効力を妨げられない。 ② 離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときであ でなければ、受理することができない。 でなければ、受理することができない。 でなければ、受理することができない。

第 款 法定財産制

第慮 七

(婚姻費用の分担)

六〇条 婚姻から生ずる費用を分担する。 夫婦は、その資産、収入その

他

切

の事情を考

おいた。 ① 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、

護をすべき

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

ないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が百九十七条第一項の権利を承継すべき者を定めなければならない。継すべき者を定めなければならない。継すべき者を定めなければならない。第七六九条 ① 婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、第八第七六九条 ① 婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、第八

2

これを定める。

百九十七冬

(離婚による復氏の際の権利の承継)

2

前項の協議が調わないとき、

ないときは、

家庭裁判所が、

同項の事項を定める。 又は協議をすることができ

(日常の家事に関する債務の連帯責任)

法

民

第七六一条 夫婦の一 方が日常の家事に関して第三者と法律

(裁判上の離婚

第

款

裁判上

(後見人が被後見人を養子とする縁組)

第七九三条

七九三条 尊属又は年長者は、これを養子(尊属又は年長者を養子とすることの禁止)

これを養子とす

ることがで

きない

第七九二条

成年に達した者は、

養子をすることができる

(養親となる者の年齢)

第 節

款

縁組

0

養子

法

民

第七九五条

ある者が未成年者を養子とする縁組 配偶者のある者が未成年者を養子とするには

は、

裁判上の離婚について準用する。

第七七一条

第七二

六条から第七百六十九条まで

の規定

(協議上の離婚の規定の準用)

婚の訴えを提起することができる。

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、

離

とき 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込一配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。配偶者に不貞な行為があったとき。 見込みがな

(2) 当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。る場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相。 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由があ Ŧî. その他婚姻を継続し難い重大な事 があるとき

民

第三章 親子

第一節 実子

第七七二条 ① (嫡出の推定)

する 1 妻が婚 姻中に懐胎した子 は 夫の子と推定

中に懐胎したもの若しくは取消しの **早しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻の城立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消** のと推定するのと推定する

第七七三条

(父を定めることを目的とする訴え)

現代を定めることができないときは、裁判所が、これを定の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。 (嫡出の否認) て、 夫は、 子が 嫡

出であることを否認することができる第七七四条 第七百七十二条の場合にお 第七百七十二条の場合にお °V

(嫡出否認の訴え)

ないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければ好に対する嫡出否認の訴えによって行う。親権を行う母が第七七五条 前条の規定による否認権は、子又は親権を行う ならな

2

父又は母は、死亡した子でも、

ない

らない。
り、認知することができる。こに限り、認知することができる。こに限り、認知することができる。こ

、その承諾を得なければな、この場合において、その、その直系卑属があるとき

(嫡出の承認)

第七七六条 とを承認したときは、その否認権を失う。 だして、 嫡出であるこ

第七八

(認知の効力

でずい る。 条。 条。

ただし、窓知り

第三者が既に取得した権利を害することは、出生の時にさかのぼってその効力を生

できない

(嫡出否認の訴えの出訴期間)

第七七七条 <u>ら</u> 年以内に提起しなければならない。3七条 嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知 5 た時か

先ができな! 場七八五条 型

認知をした父又は母は、

)認知を取

(認知の取消しの

禁止)

第七七八条 時から起算する 後見開始の審判の取消しがあった後夫が子の出生を知った、七七八条 夫が成年被後見人であるときは、前条の期間は、

(認知)

事実を主張することができる。 第七八六条 子その他の利害関係人は、

認知に対して反

対

(認知に対する反対の事実の主張)

第七七九条 ることができる 嫡出でない子は、 その父又は母がこれを認知す

(認知の訴え)

(認知能力)

母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父又は第七八七条 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人

被後見人であるときであっても、第七八○条 認知をするには、父▽ 要しない ても、その法定代理人の同意を父又は母が未成年者又は成年

(認知の方式)

出ることによってする。 第七八一条 ① 認知は、 戸籍法の定めるところにより

準正

父が認知した子は、

そ

の父母

の婚姻によ

2 認知は、 遺言によっても、 することがで

(成年の子の認知)

第七八二条 することができない。 第七八二条 成年の子は、 そ ò 承諾がなければ、 これを認知

(胎児又は死亡した子の認知)

第七八三条 できる。この場合においては、母の承諾を得なければなら、七八三条 ① 父は、胎内に在る子でも、認知することが

第七九〇条 3

ついて準用する。 第七八八条 第七戸 第七百六十六条の規定は、

(認知後の子の監護に関する事項の定め

父が認知す

等

② 婚姻中父母が認知した子は、この で嫡出子の身分を取得する。 父が認知した子は、こ の身分を取得する そ の認知の 時 から、 嫡出子

前二項の規定は、 Ź 子が既に死亡して いた場合に 0 いて準

(子の氏)

1 嫡出である子は、 父母 の氏を称する。

することができない場合は、この限りでない。出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡

) 嫡出でない子は、母の氏を除する。 る父母の氏を称する。 し、子の出生前に父母が離婚したときは、

離婚

の際にお

it

(配偶者のある者の縁組)

ない場合は、この限りでない。
和をする場合又は配偶者がその意思を表示することができ
和をする場合又は配偶者がその意思を表示することができ
の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁
第七九六条
配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者

は、家庭裁判所の許可を得て、一切ができる。

こによって、その父又は母の氏を称すること別の許可を得て、戸籍法の定めるところによ子が父又は母と氏を異にする場合には、子

第七九一条

(子の氏の変更)

(十五歳未満の者を養子とする縁組)

第七九七条 とができる。 その法定代理人が、 が、これに代わって、縁組の養子となる者が十五歳未満で の承諾をするこ

3

て、 ないで、

② 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にすないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。

る場合には、子は、父母の婚姻中に) 父又は母が氏を改めたことにより

2 を停止されているものがあるときも、同様とする。の同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権の同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権となる者の父母で親権となる者の父弟定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父

ることによって、従前の氏に復することができる。
した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出
は代わって、前二項の行為をすることができる。

(未成年者を養子とする縁組)

属を養子とする場合は、この限りでない。 を得なければならない。ただし、自己又は配偶者の直系卑第七九八条 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可

(婚姻の規定の準用)

縁組について準用する。 第七九九条 第七百三十二 八条及び 第七百三十 九条の 対定は、

(縁組の届出の受理)

めた後でなければ、受理することができない。前条までの規定その他の法令の規定に違反しないことを認第八○○条 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二条から

(外国に在る日本人間の縁組の方式)

まだその管理の計算が終わらない間も、同様とする。の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、第延裁判所第七九四条 後見人が被後見人(未成年被後見人及び成年被

九条において準用する第七百三十九条の規定及び前条の規比をすることができる。この場合においては、第七百九十は、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届第八○一条 外国に在る日本人間で縁組をしようとするとき

定を準用

第 款 縁組の 無効及び取消

(縁組の無効)

- 八〇二条 一 当事者が縁組の届出をしないとき。思がないとき。 人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意)二条 縁組は、次に掲げる場合に限り、無効とする。
- ためにその効力を妨げられない。項に定める方式を欠くだけであるときは、縁組が第七百九十九条において準用する第七百三十 ただし、 縁組は、 その届出 九条第二 その

(縁組の取消し)

第 八〇三条 縁組は、次条から第八百八条までの規定によら

(養親が未成年者である場合の縁組の取消し)

月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。することができる。ただし、養親が、成年に達した後六箇又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求界八○四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親

(養子が尊属又は年長者である場合の縁組の取消し)

事者又はその親族から 第七百九-ることができる。 ら、その取消しを家庭裁判所に請十三条の規定に違反した縁組は、 に請求す

(後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消し

- 養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限り請求することができる。ただし、管理の計算が終わった後、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に第八〇六条 ① 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、
- 管理の計算が終わった場合には、: ③ 養子が、成年に達せず、又は行 能力を回復した後にしなければ、! 3 でない 前項ただし書の追認は、養子が、 又は行為能力を回復しなれば、その効力を生じな 5行為能力を回復しない間に、い、その効力を生じない。 メール・ス 成年に達し、又は行為

第

一項ただし書の期間

な

第八〇六条の二 ① 第七百九十六条の規定に違反した縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭が、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭が、
第八〇六条の二 ① 第七百九十六条の規定に違反した縁 縁組等の取消し を家庭 縁庭裁組 を裁組

② 詐欺又は強迫によって第七百九十六条の同意をした者は、
ただし、その者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れたただし、その者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、
ない。 2 六条の同意をした者は、 なた

(子の監護をすべ き者の同意のない縁組等の取消し

第八〇 認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が追た縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しをポ〇八条の三 ① 第七百九十七条第二項の規定に違反し 七条第二項の同意をした者について準用する。
前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によって第七百九十し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。

(3)

(養子が未成年者である場合の無許可縁組の取消し)

第八〇七条 をしたときは、この限りでない。 をしたときは、この限りでない。 をしたときは、この限りでない。 をしたときは、この限りでない。 をしたときは、この限りでない。 をしたときは、この限りでない。

しについて準用する 第七百六十 九条及び第八百十六条の規定は、 縁組の取

えるものとする。 十七条第二項中「三箇月」は、縁組について準用する

八〇

て条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」 縁組について準用する。この場合において、 D八条 ① 第七百四十七条及び第七百四十八

月」と読み替-八条の規定

(婚姻の取消し等の規定の準用)

第八

八七条

第七百六十

九条の規定は、

離縁につ

いて準用

す

0

る場合は、

2場合は、この限りでない。 2遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由

日があ

第四

章

親権

第五款

第三款 縁組の効力

又は行為能力を回復した時から起算

第八○九 (嫡出子の身分の 〇九条 Ź, 養子 縁組の日 」から、 養親 の嫡出子の

)身分を

(養子の氏)

べき間は、この限りでない。 常八一○条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によめた氏を称す。 で氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称する。

第四款 離縁

(協議上の離縁等)

第八 できる。 条

2 をする 子の離縁後にその法定代理人となるべ 五歳未満であるときは、 その離縁 べき者との協議でこれその離縁は、養親と養 ば、

前項の協議が調わないとき、Vでき者と定めなければならない。でき者と定めなければならない。前項の場合において、養子の必 の難縁後にその親の父母が離婚して の親権者となるしているときは、

(5) 4 判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

6 ることができる。

2

京の限りでない。 第八一一条の二 養親が夫婦である場合において未成年者と の限りでない。 養親が夫婦である場合において未成年者と

縁組の当事者は、 その協議で、 離縁をする

しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これをす) 縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁を養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者を選任する。

(夫婦である養親と未成年者との離縁)

月」と読み替えるものとする。
「月」と読み替えるものとする。
「大鶴」とあるのは、「六鶴」といいで、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇」といいで準用する。この場合において、「海大道」と読み替えるものとする。

(離縁の届出の受理)

(裁判上の離縁) (裁判上の離縁)

 \equiv

2

第八一四条 ① 縁組の当事者の一方は、次に掲げる場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。 一 他の一方の生死が三年以上明らかでないとき。 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。 こ その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。 第七百七十条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に関げる場合について準用する。

(養子が十五歳未満である場合の離縁の訴えの当事者)

又はこれに対して、離縁の訴えを提起することができる。規定により養親と離縁の協議をすることができる者から、第八一五条 養子が十五歳に達しない間は、第八百十一条の

(離縁による復氏等)

八一六条 ただし、 配偶者とともに養子をした養親の一 (① 養子は、離縁によって縁組前 一方のみと離縁間の氏に復する。

していた氏を称することができる。② 縁組の日から七年を経過した後に前項の規定といるところにより届け出ることによって、無定めるところにより届け出ることによって、無定めるところによりは、この限りでない。 、離縁の以外に戸 規定により縁組 際に称

(離縁による復氏の際の権利の承継)

(子の利益のための特別の必要性

認めるときに、これを成立させるものとする。 情がある場合において、子の利益のため特に必要があると情がある場合において、子の利益のため特に必要があると 外別の手があるともに、これを成立させるものとする。

(監護の状況)

(特別養子縁組の成立) (特別養子縁組)という。)を成立させることの款において「特別養子縁組」という。)を成立させることの款において「特別養子縁組」という。)を成立させることの款において「特別養子縁組の成立)

第八一七条の を考慮しなすればならない。となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護 る者を六箇月以上の期間監護した状況特別養子縁組を成立させるには、養親

2 ※ 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時かを考慮しなければならない。 あるときは、この限りでない。ら起算する。ただし、その請求前の

(養親の夫婦共同縁組)

七百九十八条の許可な前項に規定する請求

許可を得ることを要しる請求をするには、第

要しない。 第七百九十二

四条又は第

(実方との親族関係の終了)

第八十七条の三 ① 養業となる場合は、この限りでない。 は出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除め出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除め、ただし、夫婦の一方が他の一方のとなることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方のとなることができない。

との親族関係については、この限りでない。
七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族
保は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十
第八一七条の九
養子と実方の父母及びその血族との親族関

高ときは、この限りでない。
第八一七条の四 二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達している。

(養親となる者の年齢)

第八一七条の一〇 ① において、 ぎ・ において、 ぎ・ は、 を・ したいで 第八一七条の一○ ① 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。 一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。 こ 実父母が相当の監護をすることができること。

2 ができない。

第 節 総則

(親権者)

の親権に服する。

父母の一方が親権を行うことができないときは、他② 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。第八一八条 ① 成年に達しない子は、父母の親権に ただし、 の 方

第

議で、その一方を第八一九条 ① 父 その一方を親権者と定めなければならない。 ル条 ① 父母が協議上の離婚をするときは、 又は認知の場合の親権者)

2 者と定める 裁判上の離婚の場合には、 裁判所は、 父母の 方を親権

¹。ただし、子の出生後に、父母子の出生前に父母が離婚した場 の協議で、父を親権者と合には、親権は、母が行

協議で父を親権

4

父又は母

(4) 文が認知とができる。 (4) 文が認知とができる。 (4) 文が認知とができる。 (5) 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議ですることができないときは、家庭裁判所は、父又は母議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母議でよって、協議に代わる審判をすることができる。 (6) 子の利族の計求によって、親権者を他の一方に変更することができる。 一方に変更す家庭裁判所

6

第__節 親権の効力

(監護及び教育の権利義務)

第

び教育をする権利を有の人二〇条 親権を行う 親権を行う者は、 義務を負 子 Ó 利益 0 ために子 Ó `監護及

所を定めなける(居所の指定) なければ、 はならない。親権を行う者が指定した場所に、 そ

民 法

を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思第八一七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の(父母の同意)

関係と同一の親族関係を生ずる。 第八一七条の一一 養子と実父母及びその血族との

した親族

(離縁による実方との親族関係の回

817条~821条

(養子となる者の年齢)

親となる者に監護されている場合は、この限りでない。歳に達している者は、養子となることができない。ただし、歳に達している者は、養子となることができない。ただし、第八一七条の五 第八百十七条の二に規定する請求の時に六

第八二二条 護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができ次八二二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監 (懲戒)

法 (2)

民

を取り消し、

又はこれを制限することができる

る (職業の許可

第八二三条 親権を行う者は、第六条第二項職業を営むことができない。 1 子は、 親権を行う者の許可を得なけ の場合には、 前項 の許 れば

(財産の管理及び代表)

本人の同意を得なければならない。 し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、 の財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただの財産と関する法律行為についてその子を代表する。ただの財産を管理し、かつ、そ

(父母の一方が共同の名義でした行為の効力)

第八二五条 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わって法律行為をし又はの一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、を妨げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

(利益相反行為)

- 第八二六条 ならない ばに相
- ことを家庭裁判所に請求しなければならない。親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任すて、その一人と他の子との利益が相反する行為について 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合にお るはい

(財産の管理における注意義務)

第八二七条 注意をもって、 親権を行う者は、 その管理権を行わなければならない。権を行う者は、自己のためにするのと同 O

(財産の管理の計算)

第八三三条 親権を行う者は、

その親権に服する子に代わっ

64

(子に代わる親権の行使)

て親権を行う

第八二八条 益と相殺したものとみなす。 その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収 その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収 足滞なくその管理の計算をしなければならない。ただし、遅滞なくその管理の計算をしなければならない。ただし、 スパニ八条 子が成年に達したときは、親権を行った者は、

第八二九条 る第 、これを適用しない。 三者が反対の意思を表示したときは、その財産についた人へ 前条ただし書の規定は、無償で子に財産を与え

ては、

第八三〇条

第八三〇条 ① 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。② 前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかったときは、家庭裁判所は、子、その親族又は検察官の請求によって、その管理者を選任する。 2

第

3 様とする。 様とする。 第三者が管理者を指定したときであっても、 ッる。 第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様で消滅し、又はこれを改任する必要がある場合においが消滅し、又はこれを改任する必要がある場合においる。

4 について準用す 第二十七条から第二十 á 九条までの が規定は、 前二項の場合

(委任の規定の準 甪

ついて準用する。 親権を行う者がヱ 第八三一条 第六百 第六百五 者が子の財産を管理する場合及び前条の場合に第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、

(財産の管理について生じた親子間の債権の消滅時効)

(三二条 ① 親権を行った者とその子との間に財産の管外三二条 ① 親権を行った者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅した時から五理について子に法定代理人がないときは、時項の期間は、その子いて子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から起算する。

(親権喪失の審判 第三節 親権の喪失

因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。 というでは、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人との他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当第八三四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるとき第八三四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるとき (親権停止の審判)

止の審判をすることができる。 ・ 公又は母による親権の行使が困難又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停 ・ 現は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人 ・ 大成年後見、その父又は母について、親権停 ・ 大成年後見を書するときは、家庭裁 ・ 大成年後見、本成年後見を書するときは、家庭裁 ・ 大成年後見を書するときは、家庭裁 ・ 大の後のできる。

えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の 家庭裁判所は、親権停止の審判をす **るときは、** 子の心身の 二年を超の心身の状

2

(管理権喪失の審判)

第

官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、八三五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当 判をすることができる。

親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所第八三六条 第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し)

(親権又は管理権の辞任及び回復)

第八三七条 の許可を得て、親権又は管理権を回復することの 前項の事由が消滅したときは、父又は母は、を辞することができる。 家庭裁判所の許可を得て、親権を行う父又は母は、気 やむを得な 親権又は管理やむを得ない事 権由

2 親権又は管理権を回復することができる 家庭裁判所

第五章

第|節 後見の開始

一 未成年者に対して親権を行う者がないとき、 一 未成年者に対して親権を行う者がないとき、第八三八条 後見は、次に掲げる場合に開始する。 いとき、 又は親権

後見開始の審判があったとき

第節 後見の機関

第一款

(未成年後見人の 指定)

遺言で、も 未成年後見人を指定することができる。 未成年者に対して最後に親権を行う者は、 ただし、

(3)

② 親権を行う父母の一方が管理権を有しない者は、この限りでない。 ② 親権を行う父母の一方が管理権を有しないと 一方は、前項の規定により未成年後見人の指定 ができる。 2 の指定をするないときは、 んこと

(未成年後見人の 選任

第八四〇条 ① 前条の規定により未成年後見人を選者がないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により未成年後見人となるべき第八四〇条 ① 前条の規定により未成年後見人となるべきの場合であると認めるときは、前条の規定により未成年後見人となるべきの場合である。 者がないb 第八四○条 2

任することができる。 年齢

法

民 (3) 未成年後見人を選任するには、 未成年被後見人の

心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見そ被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見そ被後見人との利害関係の有無)、未成年後見人となる者が法人であるときは、その事被後見人との利害関係の他一切の事情を考慮しなければならない。

後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。 後見人の選任を家庭裁判所に請求しなけれ、遅滞なく未成年 を要失の審判があったことによって未成年後見人を選任す権要失の審判があったことによって未成年後見人を選任す など若しくは母について親権要失、親権停止若しくは管理 (父母による未成年後見人の選任の請求)

第八四二条

(成年後見人の選任)

第八四三条 は 成年後見人が欠けたときは、家庭は、職権で、成年後見人を選任する。 家庭裁判所は、 後見開始の審判をするとき

) 成年を引し、『こことの他の利害関係人の請求により又は人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は

(2)

は成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁 所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若 所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若 の成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁 更に成年後見人 家庭裁判

4 しなけ ればならない

第八四四条 一言で得て、 **)得て、その任務を辞することができる。後見人は、正当な事由があるときは、.** 家庭裁判

> 第八四五条

(後見人の解任)

により又は職権で、これを解任することができる。の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見第八四六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見

(後見人の欠格事由)

第八四七条 未成年者 次に掲げる者は、 後見人となることができな

家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、 保佐人又は補助

破産者

五 行方の知れない者 偶者及び直系血族 Ŧî. 四 Ļ 又はした者並びにその配

第二款 後見監督人

(未成年後見監督人の指定)

言で、未成年後見監督人を指定することができる。第八四八条 未成年後見人を指定することができるも できる者は、

(後見監督人の選任)

第八四九条 第八四九条 後見監督人を選任することができる その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被

(後見監督人の欠格事由)

見監督人となることができな第八五〇条 後見人の配偶者、 直系血族及び 兄弟姉妹は、 後

(後見監督人の職務

第八五一条 する行為について被後見人を代表すること 後見監督人の職務は、

所に請求すること。 後見人が欠けた場合に、 後見人の事務を監督すること

次のとおりとする。

後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。 遅滞なくその選任を家庭裁判

(委任及び後見人の規定の準用)

五条、第八五二条 は遅気 成年後見監督人について準用する

民 法

第三節 後見の事務

きは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じなに着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、そのに着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その居録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。(財産の調査及び目録の作成) 第八五三条 に着手し、

2 いきは、

(財産の目録の作成前の権限)

これをもって善意の第三者に対抗することができない。 急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、 第八五四条 後見人は、財産の目録の作成が終わるまでは、

(後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務) (後見人の被後見人に対し、債権を有し、 対産の調査に着手する前に、これを後見監督人にあるときは、 財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に対し、債権を有し、

れを申し出ないときは、その債権を失う。)後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこ

第八 が包括財産を取得した場合について準用する。 八五六条 前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人 人が包括財産 した場合につ いての

(未成年被後見人の身上の

第八五七条 未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十年和義務を有する。ただし、親権を行う者と同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。 未成年後見人は、第八百二十条から箆俊見人の身上の監護に関する権利義務)

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

してその権限を行使する第八五七条の二 ① 未成 未成年 後見人が数人あるとき ū 共同

あるときは、家庭裁判所は、職権で、 きことを定めることができる。 ③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、 対産に関する権限について、財産に関する権限のみを行使すべ

(3))家庭裁判所は、職権で、前二宮べきことを定めることができる。

4 消すことができる。 前二項の 規定による定めを取り

(5) その一人に対してすれば足りる 未成年後見人が数人あるときは、 第三者の 意思表示は、

**・/ ユータ 成年後見人は、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活ので理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の生活、療養看護 第八五八条

(財産の管理及び代表)

第八五九条 1 後見人は、 被後見人の財産を管理し、 かつ、

> 準用する。 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合につ。 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合につ。 いて る。

> > 66

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

2 きる。 判所は、 を分掌して 八五九条の二 職権で、 その権限を行使すべきことを定めることがでいて、数人の成年後見人が、共同して又は事務一 ① 成年後見人が数人あるときは、家庭裁

すことができる 家庭裁判所は、 職権で、 前項の規定による定めを取り消

0 成年 人に対してす 後見人が数人あるときは、 ħ ば足り 第三者の 意思表示は、 そ

3

する。ただし、終 別六〇条 第八五 (利益相反行為) 八百二十 後見監督人がある場合は、公百二十六条の規定は、後目 は、この限りでない。後見人について準用

(成年後見人による郵便物等の

第八六〇条の二 定めて、成年被の請求により、 ができる。 等」という。)を成年後見人に配達すべき旨を嘱託すること第二条第三項に規定する信書便物(次条において「郵便物の信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者によ の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、を行うに当たって必要があると認めるときは、成年 家庭裁判所は、 成年後見人がその事務 成年後見人 期間を

きない 前項に規定する嘱託の期間は、 六箇月を超えることが で

に変更を生じたときは、) 家庭裁判所は、第一章 第一項の規定による審判があった後事 成年被後見人、 成年後見人若しく

3

では成年後見監督ノの言ュー 「項に規定する嘱託を取り消さなければならない。 「項に規定する嘱託を取り消さなければならない。 「項に規定する嘱託を取り消さなければならない。 「項に規定する嘱託を取り消さなければならない。 2ハては、引引りとことができる。ただし、又は変更することができる。ただし、同項に規定す

郵便物等を受け取第八六〇条の三 (きる 敢 ① 5 ったときは、これた 成年後見人は、t を開 所いて見ることが平被後見人に宛て でた

4

第

成年後見人は、 その受け いは、速やかに成年被後見人に交い取った前項の郵便物等で成年後

(3) ③ 成年被後見人は、成年後日付しなければならない。 成年後見人に対し、

取っ に交付されたものを除く。) た第一項の郵便物等 く。)の閲覧を求めることができる。等(前項の規定により成年被後見人年後見人に対し、成年後見人が受け

(支出金額の予定及び後見の事務の費用)

◎ 後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見年支出すべき金額を予定しなければならない。 見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎見八六一条 ① 後見人は、その就職の初めにおいて、被後

人の財産の中から支弁する。

を後見人に与えることができる。 他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報第八六二条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力そ 酬の

後見の 事務の監督

を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出の大に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出の大い六三条 ① 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、 調査することができる。 八六三条 を出

ことができる。 ま庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親 gな処分を命ずる 性で、被後見人の にしくはその親族

民 法

(後見監督人の同意を要する行為)

に掲げる元本の領収については、この限りでない。 十三条第一項各号に掲げる行為をし、及は監督人があるときがこれをすることに同意するには、後見監督人があるとき第八六四条 後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第

は、家庭裁判所において伸長することがでよ計算」という。) をしなければならない。ため相続人は、二箇月以内にその管理の計算の相続人は、二箇月以内にその管理の計算

。 ただし、この期間可算(以下「後見の

、この期間 ト「後見の

る。

したときは、

後見人又はそ

第八六五条 第八六五条 (2))前項の規定は、第百二十一条から第百二十六条までの規できる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。意を与えた行為は、被後見人びは後見人が取り消すことが、公六五条 ① 後見人が、前条の規定に違反してし又は同 定の適用を妨げない

第八七二条

未成年被後見人が成年に達した後後見の計

(未成年被後見人と未成年後見人等との間

契約等の取

立会いをもってしなけい人七一条後見の計算

9ってしなければならない。 後見の計算は、後見監督人があるときは、

その

間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との

者

が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も

(被後見人の財産等の譲受けの取消し)

を取り消すことができる。この場合においては、第二十条する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これ第八六六条 ① 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対 の規定を準用する。

2

第二十条及び第百二十一

条から

第百

子

六条までの規定

前項の場合につ

v て準用す 同様とする。

定の適用を妨げ 定の適用を妨げない。 前項の規定は、第百二 十 一条から第百 六条までの規

第八七三条

後見人が被後見人に返還す

、後見の計算が終了還すべき金額及び被

(返還金に対する利息の支払等)

2

(未成年被後見人に代

第八六七条 て親権を行う。 未成年後見人は、未成人に代わる親権の行使) 未成年被後見人に代わ · ->

(を見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了と、 (を見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

2

条から前条までの規定は、第八百五十三条から第八百 前項 n の場合について準用する。七条まで及び第八百六十

2

成年後見人は、第八六八条 親権 (財産に関する権限のみを有する未成年後見人) 八は、財産に関する権限のみを有す親権を行う者が管理権を有しない しない場合には、 未

第八七三条の二

成年後見人は、

(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)

することができる。ただし、第三号に掲げる行為をするにすることができる。ただし、第三号に掲げる行為を産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為を意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財合において、必要があるときは、成年被後見人が死亡した場外八七三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場

見について 第八六九条 第六百四十四条及び 第八百三十 条の規定は、 後

は、家庭裁判所の許することができる。

相続財産に属する債務(弁済期が到来している相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行家庭裁判所の許可を得なければならない。

(委任及び親権の規定の準用) いて準用する

第四節

(後見の計算

その死体の火葬又は埋葬に関する契約 0 締結その 限る。)

の弁済

他相

るも

あに

為

(前二号に掲げる行為を除

874条~876条の10 後見について準用する。 第八七四条 第六百五十

(委任の規定 で準用) 四条及び第六百五十五

条の規定は

(2) 為を取り消した場合には、その取消しの時から起算する。 前項の消滅時効は、第八百七十二条の規定により法律行の消滅時効について準用する。 監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権 八七五条 ① 第八百三十二(後見に関して生じた債権の 消滅時効

りる。 を 行

民

第六章 保佐及び補助

第 節

(保佐の開始)

咒七六条 保佐は、 保佐開始の審判によって開始する

(保佐人及び臨時保佐人の選任等)

ときは、職権で、保第八七六条の二 ① 保佐人を選任する 家庭裁判所は、 保佐開始の審判をす

2

- (2) する。 条から第八百四十七条までの規定は、保佐人に) 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第 八百四十 甪点
- る場合は、この限りでない。判所に請求しなければならない。. 名行為については、保佐人は、臨 (3) 刊所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反す

(保佐監督

八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第は職権で、保佐監督人を選任することができる。は職権で、保佐監督人を選任することができる。第八七六条の三 ① 家庭裁判所は、必要があると認めると第八七六条の三 ① 家庭裁判所は、必要があると認めると

五十九条の二、第八百四十七条 見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後項及び第八百六十二条の規定は、保佐監督人について準用 する 保佐人がこれをすることに同意する」と読み替えるものと -七条、 第八百五十九条の三、第八百六十一条、第八百五十九条、第八百五十条、 一条第二 第八百

(保佐人に代理権を付 与する旨の審判)

第八七六条の四 ① 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。 永庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によって、同家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。 第八七六条の

2

3

(保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)

第八七六条の

第八七六条の五 ① 保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。② 第六百四十四条、第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十一条及び第八百六十一条及び第八百六十一条及び第八百六十一条及び第八百十十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十一条及び第八百七十二条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた情権について準用する。

(3)

第二節

(補助の開始)

第八七六条の六 補助は、 補助開始の審判によって開始する。

八七六条の七 (補助人及び臨時補助人の選任等) 職権で、 家庭裁判所は、 補助開始の審判をす

- する。 条から第八百四十七条までの規定は、補助人につい)第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百ときは、職権で、補助人を選任する。 、石四十四
- 3 る場合は、この限りでない。 だだし、補助監督人があ利所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁る行為については、補助人は、臨時補助人との利益が相反する者と被補助人との利益が相反す

2

補助人がこれをすることに同意する」 と読み替えるも あと

② 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項のとは、前項のでは一次を付与する旨の審判をすることができる。を付与する旨の審判をすることができる。
② 第八百七十六条の内 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に第八七六条の人 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に第八七六条の人 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に第八十六条の人 一項本文に第八十六条の人 一項本文に
第八百七十六条の人 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に

2

(補助の事務及び補助人の任務の終了等

の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項二、第八百六十九条の五第一項第八七六条の一〇 ① 第六百四十四条、第八百五十九条の

2

第七章 扶養

(扶養義務者)

第八七七条 る義務がある。 直系血族及び兄弟姉妹は、 互いに扶養をす

- 2 る場合のほか、三② 家庭裁判所は、 負 わせることができる。 三親等内の親族間にお |親等内の親族間においても扶養の義務を特別の事情があるときは、前項に規定す
- (3) きは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。)前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたと

(扶養の順位

第八七八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合においても、同様とする。

(扶養の程度又は方法)

考慮して、家庭裁判所が、これを定める。 抗養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を 扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を 第八七九条 扶養の程度又は方法について、当事者間に協議

2

(扶養に関す る協議又は 審判の変更又は取消

あった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、そ順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判第八八〇条 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者 のがの ② 第 八

法

民

協議又は審判の 変更又は取消しをすることができる

第八八 条 扶養を受け る権利

は

処分することができな

(扶養請求権の処分の禁止)

第五編

(相続開始の原因)

第一章

総則

第八八二条 相続は、 死亡によって開始す

第八八三条 (相続開始の場所) 相続は、 被相続人の住所において開始する。

(相続回復請求権)

ないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使し第八八四条 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理 十年を経過したときも、 ź

(相続財産に関す ,る費用)

がい。 新ける。 ない。 。ただし、相続人の!! 条 相続財産に関す? 八の過失によるもの。 のは、 産 ے 0 の中 い限りで

第二章 相続人

(相続に関する胎児の 権利能力

第八八六条 前項の規定は、 胎児は、 胎児が死体で生まれたときは、 相続については、 既に生まれたも 適用

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、) 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又:3八八七条 ① 被相続人の子は、相続人となる。

又は

Ŧî.

この限りでな 相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して ただし、

3 は第八百九十一条 その 代襲相続権を失っ 一 条 代襲者が、 の規定に該当 た場合について準用する。 定に該当し、若しくは廃除によって、 発が、相続の開始以前に死亡し、又

八八八 八条

の順位に従って相続人となる。 より相続人となるべき者がない場合 まの順位に従って相続人となるべき者がない場合 おい場合には、次日は、第八百八十 次に掲げる順序八十七条の規定に

被相続人の直系尊属。ただし、 親等の異なる者の間で

2 いて準用する。 二 被相続人の兄弟姉妹 二 被相続人の兄弟姉妹 が規定は、 前項第二号の場合につ

(配偶者の相続権)

人となるべき者があるときは、その者と同順位とする場合において、第八百八十七条又は前条の規定により第八九○条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。 対相続の

(相続人の欠格事由)

- 八九一条 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは、一条 次に掲げる者は、相続人となることができ
- 깯

Ź

(推定相

0)廃除)

ることができる。 合に相続人となるべき者をいう。 八九二条 遺留分を有する推定相 **へとなるべき者をいう。以下同じ。)が、被相続人遺留分を有する推定相続人(相続が開始した場**

(遺言による推定相続人の

の 原除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を 表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた 後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求 後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求 を可能でする意思を 第八九三条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を 生 の 廃除 は

(推定相続人の廃除の取消し)

- の咒 前条の規定は、推定相続人の廃除の取消しについい利にを家庭裁判所に請求することができる。 被相続人は、いつでも、推定相続人 への廃除
- 2 する しについて準 甪

(推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理)

- 第八九五条 ① 推定相続人の廃除又はその取消しの請求が第八九五条 ① 推定相続人の廃除の遺言があったときも、同様とする。在定相続人の廃除の遺言があったときも、同様とする。を庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によっ家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によっ家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によっなの職員の解除の遺言があったときは、前項の規定によった後名の取消しの請求が第八九五条 ① 推定相続人の廃除又はその取消しの請求が第八九五条 ① 推定相続人の廃除又はその取消しの請求が第八九五条 ① 推定相続人の廃除又はその取消した。
- 用する。

第三章 相続の

第一節

(相続の一般的効力)

第八九六条 一身に専属したものは、この限りでない。に属した一切の権利義務を承継する。ただ八九六条 相続人は、相続開始の時から、 ただし、 だし、被相続人の財産、被相続人の財産

(祭祀に関する権利の承継) (祭祀に関する権利の承継) (祭祀に関する権利の承継) (祭祀に関するを担いて慣習が明らかでないときは、同を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。 を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。 を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。 を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。 祭祀 への規

一とする。

四分の

三とし、兄弟姉妹の相続分は姉妹が相続人であるときは、

相続分は、

配偶者の

配偶者及び兄弟 とする。 相続分は、

三分の二とし、

直系尊属

の相続分は、

配偶 三分

一 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、各二分の一とする。

子及び配偶者が

相続人であるときは、

子の相続分及び

70

次の各号の定めるところによる

同

くする兄弟姉妹の相続分の二分の一とみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、相続分は、相にいものとする。ただ

▽兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。 『じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じ』は、相等しいものとする。ただし、父母の一方の/は、相等しいものとする。ただし、父母の一方の直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の

(共同相続の効力)

有に属する。 。 相続人が数人あるときは、 相続財 産は、 そ の共

の権利義3 第八九九条)権利義務を承継する。 バカ九条 各共同相続人は、 その 相続分に応じて被相続人

(代襲相続人の相続分)

② 前項の規定は、第八百八十七条第二項又は第三項の規定により兄弟けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。た部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。た部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

2

登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗する、規定により算定した相続分を超える部分については、登記、規定によりものかどうかにかかわらず、次条及び第九百一条の第八九九条の二 ① 相続による権利の承継は、遺産の分割(共同相続における権利の承継の対抗要件) ことができない

遺言で、♯

(遺言による相続分の指定)

被相続人は、

?を定め、又はこれを定める?前二条の規定にかかわらず、

るこ

② 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の分割の内容)を明らかにして債務者に必の承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

共同相続人の相続分は、前二条の規定により定める。のみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他ののみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他心とを第三者に委託することができる。とを第三者に委託することができる。

他 他続の分

第 二節

(法定相続分

第九〇〇条 同順位の相続人が数人あるときは、 その相続分

> 人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一合であっても、各共同相続人に対し、第九百条及び第九百合であっても、各共同相続人に対し、第九百条及び第九百条の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場策九〇二条の二 被相続人が相続開始の時において有した債 (相続分の指定がある場合の債権者の権利の

認したときは、 この限り でな

(特別受益者の相

続分

ない。 の価額

- は、 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したとき その意思に従う
- 思のに他を遺つの 思を表示したものと推定する。の規定を適用しない旨の意の遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、そ他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地を表示したものと推定する。
- 第九〇 状のままであるものとみなしてこれを定める。減があったときであっても、相続開始の時においてなおよって、その目的である財産が滅失し、又はその価格のまって、その目的である財産が滅失し、又はその価格のまって 原増に

第九〇四条の二 ① 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。 ② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与分を対できないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。 第九〇

903条~911条

民 法 (2)

> (3) の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができ) 寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

4 きる あった場合又は第九百十条に規定する場合にすることがで) 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求が

(相続分の取戻権)

- ができる。
 ① 共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を譲り受けることの価額及び費用を償還して、その相続分を譲り付ることの価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。
- 前項の権利は、 箇月以内に行使しなければなら な

第三節 遺産の分割

(遺産の分割の基準)

状況その他一切の事情を考慮してこれをする。 及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活 第九○六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種 活の

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺

- 分された場合であっても、共同相続人は、その全員により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産存在するものとみなすことができる。 ② 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又はより同項の財産が処分されたときは、当該共同相続いて人又はいいては、同項の同意を得ることを要しない。 第九〇六条の二産の範囲) これた財産が遺産の分割時に遺産としていても、共同相続人は、その全員の同意遺産の分割前に遺産に属する財産が処
- **共同相続人につ** 一人又は数人に

(遺産の 分割の協議又は審判等)

き、又は協議をすることができないときは、各共同相続人の全部又は一部の分割をすることができる。の全部又は一部の分割をすることができる。の全部又は一部の分割をすることができる。 共同相続人は、次条の規定により被相続人第九○七条 ① 共同相続人は、次条の規定により被相続人

裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭一部の分割については、この限りでない。一部の分割については、この限りでない。大同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することは、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求すること

3 その分割を禁ずることができる

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

第九〇八条 ずることができる。 ずることができる。

(遺産の分割の効力)

の効力を生ず! きない力 遺産の る ただし、 第三者の の権利を害する。 ること ってそ

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第九〇九条の二

による支払の請求権を有する。 続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみ遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相よの開始後に認知された者の価額の支払請求権)

第九一一条 (共同相続人間の担保責任 各共同相続人は、 他の共同相続人に対して、 売

法

(2)

第九三〇条

(期限前の債務等の弁済)

まけ三〇条 ① 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

民

共同相続人が遺産の分割によって受けた債権について、第九一二条 ① 各共同相続人は、その相続分に応じ、他(遺産の分割によって受けた債権についての担保責任) 力を担保する。 は、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の) 弁済期に至らない債権及び停止条件付きの債権についの分割の時における債務者の資力を担保する。

第九 他の共同相続人に対して分担を請求することができない。分に応じて分担する。ただし、求償者に過失があるときは、分に応じて分担する。ただし、求償者に過失があるときな、子のない者があるときは、その償還することができない部カのない者があるときは、その償還することができない部カルー三条 担保の責任を負う共同相続人中に償還をする資 (資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担)

を表示したときは、適用しない。 第九一四条 前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思

(遺言による担保責任の定め)

第四章

相続の承認及び放棄

第一節

(相続の承認又は放棄をす べき期間

② 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産のたとを知った時から三箇月以内に、相続について、単純たことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純を成業判所において仲長することができる。 家庭裁判所において仲長することができる。 家庭裁判所において仲長することができる。 第九 か が あ だ 純 だ

調査をすることができる。 0

第九一六条 ために相続の開始があったことを知った時から起算する。たときは、前条第一項の期間は、その者の相続人が自己の介入一六条 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡し

> 第九一七条 知った時から起算する。 年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことをは、第九百十五条第一項の期間は、その法定代理人が未成よ、第九百十五条 相続人が未成年者又は成年被後見人であるとき

資で

その

第九一八条 ① 相(相続財産の管理) 2 だし、相続の承認又は放棄をしたとさいこの限りでない。たの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。たの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。たの注意をもって、相続人は、その固有財産におけるのと同一 いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることがで)家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、

(3) て準用 より家庭裁判所 第二十七条から第二十 が相続財産の管理人を選任した場合についら第二十九条までの規定は、前項の規定に

きる

続の承認及び放棄の撤回及び取消し

項の期間内でも、 相 相続の承認及び放棄は、 第九百十五条第一

(現の期間内でも、撤回することができない。) 項の期間内でも、撤回することができない。 はり 相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。 面頂の取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。相続の承認では、時間内でも、撤回することができない。 3 2

ならな しようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければ第二項の規定により限定承認又は相続の放棄の取消しを

4

第節

第 二款 単純承認

純承認の効力

第九二〇! 単純承 継す 単純承認をしたときは、 無限に被相

(法定単純承認)

相続の承認

)権利義務を承継)条 相続人は、

第九二一条 次に掲げる場合には、 相続人は、 単純承認をし

たものとみなす

- 二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は賃貸をすることは、この限りでない。 たし、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。た
- 相続の放棄をしなかったとき。
- 三 相続人が、限定承認又は相続の承認をした後は、も、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後であってこの限りでない。

第二款 限定承認

第九二三条 (限定承認)

て、相続の承認をすることができる。 てのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保が九二二条 相続人は、相続によって得た財産の限度にお

続人の限定承認)

|全員が共同してのみこれをする **うることが** 限定承認は、 ^できる。

九百十五条第一項の期第九二四条 相続人は、(限定承認の方式) ならない 家庭裁判所に提出し、 期間 限定承認をする旨を申述しなければ別問内に、相続財産の目録を作成して限定承認をしようとするときは、第

したときの権利義務)

第九二五条 相(限定承認を) に対して有 こした権利義務は、消滅しなかったものとみなす。相続人が限定承認をしたときは、その被相続人

(限定承認者による管理)

第九二六条 同一の注意 、 ・ ○ 限定承認者は、 ・ ○ 限定承認者は、 相続財産の管理を継続しなけれる認者は、その固有財産における ばなと

(受遺者に対する弁済)

第九三一条

(2)

前項の場合について準用する。
放び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、

ができない。権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすること権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をした後になって各相続債 (弁済のための相続財産の換価)

第九二七条

すべての相続債権者(相続財産に属する債務の債権者|七条 ① 限定承認者は、限定承認をした後五日以内

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九三二条 前三条の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競産を売却する必要があるときば、限定承認者は、これを競産を持つできる。 第九三二条

なければならない。この場合において、その期間は、二箇と及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しをいう。以下同じ。) 及び受遣者に対し、限定承認をしたこ

月を下ることができない

(相続債権者及び受遺者の換価手続 への (参加)

おいては、第二百六十条第二項の規定を準用する。 財産の競売又は鑑定に参加することができる。この場合に第九三三条 相続債権者及び受遣者は、自己の費用で、相続 相続債権者及び受遺者は、 自己の費用で、

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。各別にその申出の催告をしなければならない。各別にその申出の催告をしなければならない。各別にその申出の催告をしなければならない。とができない。の場所による公告は、官報に掲載してする。

を付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れの期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨 前項の規定による公告には、相続債権者及び受遣者がそ

相続債権者及び受遺者に対して第九二八条 限定承認者は、前条(公告期間満了前の弁済の拒絶)

1権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる1条 限定承認者は、前条第一項の期間の満了前に

゜は

(3)

4

(不当な弁済をした限定承認者の責任等)

第九百二十九条から第九百三十一条までの規定に違反してたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 たときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 たときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 限定承認者は、第九百二十七条の公告若し第九三四条 ① 限定承認者は、第九百二十七条の公告若し 2 第九三四条

妨げない 者又は受遺者に対する他の相続債権者又は受遺者の求償を)前項の規定は、情を知って不当に弁済を受けた相続債権弁済をしたときも、同様とする。

第九二九条 第九百二十七条第一項の期間が満了した後は、 開定承認者は、相続財産をもって、その期間内に同項の申 限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に同項の申 はをした相続債権者その他知れている相続債権者に、それ といる相続債権者をある。

第九二九条

後の弁済

(3) 第七百二十四条の規定は、 前二項の場合につ いて準用す

第九三五条 者は、この限りでない。
お九三五条 第九百二十七条第一項の期間内に同項の申出をかった相続債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかしなかった相続債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかが、三五条 第九百二十七条第一項の期間内に同項の申出を (公告期間内に申出をしなかっ た相続債権者及び受遺者)

- 相続人の中から、相続財産の管理人を選任し第九三六条 ① 相続人が数人ある場合には、(相続人が数人ある場合の相続財産の管理人) な 相続財産の管理人を選任しなければならに続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、
- 為をする わ やって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な前項の相続財産の管理人は、相続人のために、 **公一切の行** これに代
- 3 は、「その相続財産の管理人の選任があった後十日以内」とニ十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるの産の管理人について準用する。この場合において、第九百産の管理人について準用する。この場合において、第九百産の相続財 読み替えるものとする。は、「その相続財産の管理人の

(法定単純承認の事由がある場合の相続債権者)

第九三七条 とができなかった債権額について、当該共同相続人にときは、相続債権者は、相続財産をもって弁済を受け その いて第九百二十 相続分に応じて権利を行使することができる。 百二十一条第一号又は第三号に掲げる事由がある限定承認をした共同相続人の一人又は数人につ 、当該共同相続人に対し、

第三節 相続の放棄

(相続の放棄の方式)

裁判所に申述しなければならない。 、九三八条 相続の放棄をしようとする者は、 その旨を家庭

(相続の放棄の効力)

相続に関して

第九四〇条 初めから相続人とならなかったものとみ第九三九条 相続の放棄をした者は、その (相続の放棄を なす

第九四〇条 ① 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産の管理を継続しなければならない。 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、 2

第五章

権者又は受遺者の請求による財産分離)

財産分離

同様とする。 相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後も、ることを家庭裁判所に請求することができる。相続財産がら三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離すら三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離すた四一条 ① 相続債権者又は受遣者は、相続開始の時か ら三筒月以内に、相読人のナート ら三筒月以内に、相読人のナート ら三には受遺者は、

② 家庭裁判所が前項の請求によって財産分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及は、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及ができない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

前項の規定による公告は、 官報に掲載してする。

産分離の効力

第九四二条 続人の債権者に先立って弁済を受ける。により配当加入の申出をした者は、相続財産について、相究九四二条 財産分離の請求をした者及び前条第二項の規定

て準用 できる。 より家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合につい) 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定に

第九四三条

相続財産の管理について必要な処分を命ず |条 ① 財産分離の請求があったときは、

9ることが 家庭裁判

(財産分離の

請求後の相続財産の管理)

所は、

離の 相続人は、電影後の相続し 人による管理)

第九四四条 ① 相続人は、単純承認をした後でも、財産分第九四四条 ① 相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるの離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるの離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるの離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるの離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるの離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるの様に、財産分額が開発している。 第九四四条

2 する。

> 第九四五条 第九四五条 九四五条 財産分離は、不動産について(不動産についての財産分離の対抗要件) 第三者に対抗することができな 不動産については、 その登記をし

(物上代位の規定の準用)

準用する。 第三百四条の規定は、 財産分離の場合について

第九四七条 ① 相続人は、第九百四十一条第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遣者に対して弁済を拒むことができる。 (相続債権者及び受遺者に対する弁済)

② 財産分離の請求があったときは、相続人は、第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害するようならない。 (3)

第九五二条

人又は検察官の請求によって、却九五二条 ① 前条の場合には、

相続財産のは、家庭裁判で

の管理人を選任し刊所は、利害関係

利害関係

場合について準用する 第九百三十条から第九百三十 ・四条までの規定は、 前項の

(相続人の固有財産か らの

第九四八条 の債権者は、その者に先立って弁済を受けることができる。利を行使することができる。この場合においては、相続人きなかった場合に限り、相続人の固有財産についてその権となかった場合に限り、相続人の固有財産についてその権した者は、相続財産をもって全部の弁済を受けることがでした者及び配当加入の申出を

(財産分離の請求の防止等) 限りでない。を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、

(相続人の債権者の請求による財産分離)

第九五〇条 1 相続人が限定承認をすることができる間又

とができる。 の債権者は、家庭裁判所に対して財産分離の請求をするこは相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、相続人

る。 る。ただし、第九百二十七条の公告及び催告は、財産分離及び第九百四十八条の規定は、前項の場合について準用す百三十四条まで、第九百四十三条から第九百四十五条まで 第三百四条、 第九百二十五条、 から第九

第六章 相続人の不存在

請求をした債権者がしなければならない

(相続財産法人の成立)

財産は、対第九五一条 (相続財産の 法人とする 相続人の 管理人の選任 あることが明 らかでない ときは、 相続

家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなけれ。) 前項の規定により相続財産の管理人を選任なければならない。 んだときは、 ればならな

(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

第九五三条 続財産の管理人」という。)第一項の相続財産の管理人 第二十 七条から第二十 八(以下この章におい第二十九条までの世 につ おいて単にの規定は、立 前条

(相続財産の管理人の報告)

第九五四条 報告しなければならな請求があるときは、そ るときは、その請求をし 相続財産の管理人は、 っ ない その した者に相続財産の状況を、相続債権者又は受遺者の

(相続財産法人の不成立)

妨げない。
がよりない。
がよりない。
からない。
からない。
がし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力をだし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力をだし、相続財産の管理人がその権限のでした。
がけない。

(相続財産の管理人の代理権の消滅)

第九五六条

に対して管理の計算をしなければならない。) 前項の場合には、相続財産の管理人は、遅滞なく相続人続の承認をした時に消滅する。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったとき第九五七条 ① 第九百五十二条第二項の公告があった後二

く。)の規定は、 前項の場合について準用する

第九五八条 前条第一項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。 第九五八条

な い場合)

ことができない。 前条の期間内に相続人としての権利を行使すれなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使すれなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を主第九五八条の二 前条の期間内に相続人としての権利を主 る知張

(特別縁故者に対する相続財産の分与)

956条~969条

すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。 すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。 被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁 被相続人を強力所は、被相続人と生計を同じくしていた者、第九五八条の三 ① 前条の場合において、相当と認めると 前項の請求は、 第九百五十八条の期間の満了後三箇月以

法

民

内にしなければならな

(残余財産の国庫への帰属)

二項の規定を準用する。 二項の規定を準用する。この場合においては、第九百五十六条第第九五九条 前条の規定により処分されなかった相続財産は、

第七章 遺言

第|節 総則

(遺言の方式)

することができない第九六〇条 遺言は、 遺言は、 い。 れば、

(遺言能力)

第九六一条 十五歳に達した者は、 遺言をすることができる。

第九六二条 遺言については、 第五条、 第九条、 適用しない 第十三条及び第十 七条の規定

第九六三条 しなけ ればならな 遺言者は、 遺言をす ん時にお いてそ 能力を有

全部又は一部を処分することができる(包括遺贈及び特定遺贈) 特定の名義で、 その

(被後見人の遺言の制限)

第九六五条

っ 第八百八十二

Ź

六条及び第八百九十

条の

(相続人に関する規定の準用)

第九六六条 ① 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。 ② 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。

第二節 遺言の

第 款 普通の方式

たし、特別の方式によること 公正証書又は秘密証書によ

(自筆証書遺言)

ければならない。 九六八条 日付及び氏名を自 日付及び氏名を自書し、こ自筆証書によって遺言をす これに印を押さなするには、遺言者

として相続財産(第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を変更しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。 日筆証書(前項の目録を含む。)中の加除その他の変更は、ぞの両面)に署名し、かつ、その変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。 2 前項の規定にかかわらず、 自筆証書にこれと一体のもの

公正証書によって遺言をするには、 次に掲げ

授す ること。

遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。 これを遺言者及び

ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押する正とができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。 とびし、署名に代えることができる。 ただし、遺言者が署とは、公証人がその事由を付記して、これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署とは、公証人がその事由を付記して、これに署名し、印を押するという。 四

Ŧî.

第九七二条

第九七六条

た者が遺言をしようとするときは、

らしようとするときは、証人三人以上の立会疾病その他の事由によって死亡の危急に迫

76

大の職務は、領事が行う。
善又は秘密証書によって遺言をしようとする
善力は秘密証書によって遺言をしようとする

しようとするときは

苯

2

で人が公正証で人が公正証

(外国に在る日本人の遺言の方式)

法

第九

(造言の効力の発生時期)

遺言者の死亡の

時 からその

対力を

第三節

遺言の効力

民

(公正証書遺言の方式の特則)

(3)

たときは、 たきは、その旨をその証書に付記しなければならない。公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作っ

第九 七〇条 秘密証書によって遺言をするには、

- 二 遺言者が、その証書を封じ、三 遺言者が、その証書に署名し、 げる方式に従わなければならない。 てこれに封印すること。
- \equiv 提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者一 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に 及び住所を申述すること。
- 四

遺言の証人又は立会人となる

第九七七条

(伝染病隔離者の遺言]

もって遺言書を作場所に在る者は、

□書を作ることができる。 ☆者は、警察官一人及び証人一人以上の立会い 伝染病のため行政処分によって交通を断たれ

をた

て遺言書を作

0 第九百六十八条第三項の規定は、 いて準用する 印を押すこと。 秘密証書による遺言に

血族

公証人の配偶者、

四親等内の

親族、

書記及び使用人

人二人以上の立会いをもって遺:第九七八条 船舶中に在る者は、

週言書を作る

ffることができる。 は事務員一人及びff

(在船者の遺言)

名し、

する。 (方式に欠ける秘密証書による遺言としてその効力を有けるものがあっても、第九百六十八条に定める方式を具備けるものがあっても、第九百六十八条に定める方式に欠第九七一条 秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠ける秘密証書遺言の効力) 第九七一条 有備欠

を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこ 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者 、証書に用いた印章をも、し、印を押すこと。 の筆者の氏名の前に封書を 次に掲 れに署 て精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。 ② 遺言に立ち会った医師は、遺言者が豊いがなければならない。 成年被後見人が事理を発免した時において遺言をするには、医師のでは、はいればならない。 3 2 第九七四条 第九七三条 第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、らない。 ことができない 九七四条 次に掲げる者は、(証人及び立会人の欠格事由) 第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。公証人は、その旨を封紙に記載して、第九百七十条第一 (成年被後見 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系 人の遺言)

は、医師二人以上の立埋を弁識する能力を一

立会

② 口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。 第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読いによりで、遺言の趣旨を通訳人の通訳によりでの遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに、

後、これに署名し、印を押さなければならない。又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した

者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、ることができる。この場合においては、その口授を受けたいをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをすいをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをす

④ 前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。 家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

(5)

第九七五条

遺言は、

二人以上の者が同

の証書ですること

第九七九条

(船舶遭難者の遺言)

(共同遺言の禁止)

(秘密証書遺言の方式の特則)

(死亡の危急に迫った者の遺言

3 2

第二款

特別の方式

③ 前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨をに在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。 ② 口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、をもって口頭で遺言をすることができる。

第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準を得なければ、その効力を生じない。は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認等記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又 2 からその効力を生ずる。
者の死亡後に成就したときは、遺言は、冬者の死亡後に成就したときは、遺言は、冬 条件 条件が成就した時、その条件が遺言

(遺贈の放棄)

用する。

第九八六条 贈の放棄をすることができる 受遺者は、遺言者の) 死亡後、 64 ・つでも、 遺

2 力を生ずる。 遺言者の 死亡の 時にさ ゕ ر ص ぼ てその効

印を押さなければならない。 遺言者、筆者、立会人及び証 第九八○条 第九百七十七条8

筆者、立会人及び証人は、 第九百七十七条及び第十

七条及び第九百

、各自遺言書に署名し、九百七十八条の場合には

しには

(遺言関係者の署名及び押印

(署名又は押印が不能の場合)

(受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の催告

その意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみないう。以下この節において同じ。) その他の利害関係人は、受遣者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この場合において、受遣者がその期間内に遺贈の履行をする義務を負う者を第九八七条 遺贈義務者(遺贈の履行をする義務を負う者を第九八七条 遺贈義務者(遺贈の履行をする義務を負う者を 第九八七条 遺贈

(受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄)

での規定による遺言について準用する。 第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条ま第九八二条 第九百六十八条第三項及び第九百七十三条から

(普通の方式による遺言の規定の準用)

第九

(特別の方式による遺言の効力)

力を生じない。
カを生じない。
から八高月間生存するときは、そのきるようになった時から六箇月間生存するときは、そのきるようになった時から六箇月間生存するときは、そのかが、過言は、遺言者が普通の方式によって遺言をするという。

効でた

の遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。の承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がそたときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、遺贈第九八八条 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡し

第九八 (遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し) 九条 遺贈の承認及び放棄は、 撤回することがで

きない び放棄につ 第九百十 いて準用する。・九条第二項及び第三項の規定は、 遺贈の承認及

第九九〇条 (包括受遺者の権利義務) 包括受遺者は、

相続人と同

の権利義務を有す

る

義務者に対して相当の担保を請求することができる。第九九一条 受遣者は、遣贈が弁済期に至らない間は、 (受遺者による担保の請求) 停遺

> 同様とす る

につ 果実を収取するために支出した通常の必要費は、いついて準用する。

価格を超えない限度で、 その償還を請求することができ る

したときは、 その効力を生じない。
 遺贈は、遺言者の延 死亡以前に受遺者が死亡

2 就前に死亡したときも、前項と同様とする。ただし、遺言 停止条件付きの遺贈については、受遺者がその条件の成 遺言に別段の意思を表示したときは、 その意思に

(遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属)

言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。ったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺っったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺第九九五条 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄に

第九九七条 が前条ただし書の規定により有効であるときは、九九七条(① 相続財産に属しない権利を目的 1 い権利を目的とする遺贈 遺贈義務

条件付きの遺贈につ いてその条件の成否が未定である間 ŧ

(受遺者による果実の取得)

の意思を表示したときは、その意思に従う。 時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段第九九二条 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる

(遺贈義務者による費用の償還請求)

第九九三条 言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を支出、九九三条 ① 第二百九十九条の規定は、遺贈義 用を支出した場合、遺贈義務者が遺

2 果実の

(受遺者の死亡による遺贈の失効)

第九九四条

従う。

(相続財産に属しない権利の遺贈)

表れ用 ればならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなけとができないとき、又はこれを取得するについて過分の費とができないとき、又はこれを取得するについて過分の費 者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。 その意思に従う。

(遺贈義務者の引渡義務

第九九八条 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その常定した時)の状 態で引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従 がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従

(遺贈の

のと推定する。
① 遺言者が、遺贈の目的物の減失若しくは変第九九九条
① 遺言者が、遺贈の目的物の減失若しくは変第九九九条
① 遺言者が、遺贈の目的物の減失若しくは変

な 0) お したものと推定する おいて、遺言者が第二百遺贈の目的物が、他の 8つたときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的と現定により合成物又は混和物の単独所有者又は共有者といて、遺言者が第二百四十三条から第二百四十五条まで遺贈の目的物が、他の物と付合し、又は混和した場合に

第一〇〇〇条 削除

(債権の遺贈の物上代位

財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物がなお相続第一〇〇一条 ① 債権を遺贈の目的とした場合において、 定す

あは、 のっても、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。は、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときでな、相続財産中にその債権を遺贈の目的とした場合において金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合において

(負担付遺贈)

第一〇〇二条 る責任を負う 価額を超えない限度においてのみ、負担した一〇〇二条 ① 負担付遺贈を受けた者は、 負担した義務を履行すいた者は、遺贈の目的の

3

ならない

とするときは、

Jするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければ 遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そう

(遺言執行者の任務の開始)

2 者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思にべき者は、自ら受遺者となることができる。ただし、遺言の 受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受ける

遺言の内容を相続人に通知しなければならない。
② 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なくちにその任務を行わなければならない。

遅滞なく、

(負担付遺贈の受遺者の免責)

第一〇〇三条 だし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その減少の割合に応じて、その負担した義務を免れる。たは遺留分回復の訴えによって減少したときは、受遺者は、は遺留分回復の訴えによって減少したときは、受遺者は、 その意思に従う

て確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾する対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾する対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾するにいいの八条 相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に

(遺言執行者に対する就職の催告)

第四節 遺言の執行

第一○○四条 ① 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認をでいる。 過言書の保管者は、相続の開始を知った

3 2 な

は、家庭裁判所は、利害関係:第一〇一〇条 遺言執行者がな

利害関係人の請求によって、これを選行者がないとき、又はなくなったとき

任することができる。

第一○○九条 未成年者及び破産者は、

遺言執行者となるこ

(遺言執行者の欠格事由)

の代理人の立会いがなけ) 封印のある遺言書は、 いれば、開封することができない。家庭裁判所において相続人又はそ

(過料)

第一〇〇五条 においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外の五条 前条の規定により遺言書を提出することを怠

第一〇一一条 ① 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の日録を作成して、相続人に交付しなければならない。 録を作成して、相続人の前求があるときは、その立会をもって相続財産の日録を作成して、相続人に交付しなければならない。

人にこれを作 、その立会い

2

第一〇一一条

(相続財産の目録の作成)

(遺言執行者の指定)

第一〇〇六条 | 執行者を指定し、 | 執行者を指定し、 できる。 **又はその指** 指定を第三者に委託することが、遺言で、一人又は数人の遺言

2 指定をして、

遺言執行者の

これを相続人に通知しなければならない何の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、 その

第 ∞

権利義務)

2 をする権利義務を有す 一〇二二条 (遺言執行者の 相続財産の管理その **5理その他遺言の執行に必要な一切の遺言執行者は、遺言の内容を実現す** á 行為た

遺言執行者がある場合には、 遺贈の履行は、 遺言執行者

(3) で及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用す。 第六百四十四条、第六百四十五条から第六百四十七条まのみが行うことができる。

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

- 第一〇一三条 ことができない 相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき。一〇一三条 ① 遺言執行者がある場合には、 へき行為をすれ ただし、 á
- 3 が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。 前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む。) 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし

(特定財産に関する遺言の執行)

- 第一〇一四条 する。 特定の財産に関する場合には、 前三条の規定は、 その)財産についてのみ適用遺言が相続財産のうち
- する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができ者は、当該共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下の対策の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産 る

2

- 電影を債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に 預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に 同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの 同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの が関係を表する。 が開始の目的である場合には、遺言執行者は、 のが関係を表する場合には、遺言執行者は、 限る。
- 思を表示したときは、 前二項の規定に かかか その意思に従う わらず、 被相続人が遺言で別段の 意

(遺言執行者の行為の効果)

第

(委任の規定の準用)

遺言執行

- 匹条及び第六

ハ百五十五

全条の

が規定は、

の効力を生ずる。
の効力を生ずる。
の効力を生ずる。

法

民

(遺言執行者の復任権)

とする。

ただし、

これによって遺留分を減ずることができ

な

第一〇一六条 言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。の任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺の任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺

2 相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負についてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、前項本文の場合において、第三者に任務を行わせること

(遺言執行者が数人ある場合の任務の執行)

第一〇一七条 ○ 各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。 務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその その 遺言

することができる。 保存行為を

(遺言執行者の報酬)

第

だし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この即事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。 不一〇一八条 ① 家庭裁判所は、相続財産の状況その他 できる。たたの他の

の二の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合につい。 第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条でない。

(遺言執行者の解任及び辞任)

第

新可を得て、その任務を辞することができる。 ② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、窓庭裁判所に請求することができる。 庭裁判所に請求することができる。 めるときは、利害関係人は、その解任を家遺言執行者がその任務を怠ったときその

2 家庭裁判所の

遺言執行者の任務が終了より一〇二〇条第六百五十四

第一〇二二条 (遺言の執行に関する費用の負担) 遺言の執行に関する費用は、 相続財産の 負扣

第五節 撤回及び取消

(遺言の撤回)

その遺言の全部又は一部を撤回することができる。

(前の遺言と後の遺言との抵触等)

第一〇二三条 その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回へ一〇二三条 ① 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、

為と抵触する場合につい② 前項の規定は、遺言がしたものとみなす。 遺言が遺言後の生前処分その他の法律行 いて準用す Ź

2

(遺言書又は遺贈の目的物 の破棄)

遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とすの破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。 る

(撤回された遺言の効力)

ただし、その行為が錯誤、詐欺又は強迫による場合は、くなるに至ったときであっても、その効力を回復しない。撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じ撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じ 限りでない な

第一〇二六条 遺言者は、その(遺言の撤回権の放棄の禁止))遺言を撤 回す る権利を放棄す

ることができない。

履行しないときは、相続人は、相当の期間第一〇二七条 負担付遺贈を受けた者がその 間内に履行がないときは、行の催告をすることができ (負担付遺贈に係る遺言の取消し) 内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取らの催告をすることができる。この場合において、その期行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履〇二七条 負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を

消しを家庭裁判所に請求することができる。

章

偶者

居住

0

第

節

第一〇二八条 ① 被相続人の配偶者(以下この章において 単に「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物 に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号の いずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下 この節において「居住建物」という。)の全部について無償 で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者 居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開 始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合に あっては、この限りでない。 (配偶者居住

- れたとき。
- ③ 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺屬でも、他の者がその共有持分を有するときは、配っても、他の者がその共有持分を有するときは、配っても、他の者がその共有持分を有するときなった基立、配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。 の遺贈につ た場合で 配偶者居の場合であ
- (3)

よる配偶者居住 権の 取得

- 第一〇二九条 を定めることができる。に掲げる場合に限り、日 遺産の 分割の 配偶者が配偶者居 『者が配偶者居住権を取得する旨語求を受けた家庭裁判所は、次
- について合意が成立しているとき。共同相続人間に配偶者が配偶者居住 権を取得す んこと
- 一 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の

(配偶者居住権の

第一〇三〇条 おいて別段の定めをしたときは、その定めるところによる。の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判に間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段

(配偶者居住権の登記等)

- に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。)第一〇三一条 ① 居住建物の所有者は、配偶者(配偶者居 う
- 2 いて準用 の四の規 平用する。 の規定は配偶者居住権 六百五条の規定は配佣 |権の設定の登記を備えた場合につ| |偶者居住権について、第六百五条

配偶者は、

- 32
- 第一〇三二条 ① 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管第一〇三二条 ① 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管第一〇三二条 ① 配偶者は、議論することを妨げない。分について、これを居住の用に供することを妨げない。分について、これを居住の用に供することを妨げない。② 配偶者居住権は、譲渡することができない。② 配偶者居住権は、譲渡することができない。 1 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権者は、当該公よい。 4 を消滅させることができる。

第

- 〇三三条 配偶者は、 a。 居住建物の 使用 及び)収益に必
- 者は、その修繕をすることができる。 当の期間内に必要な修繕をしないときは、当の期間内に必要な修繕をしないときは、要な修繕をすることができる。 2 いて、 、居住建物の所有いて、配偶者が相
- 3 いて権利を主張する者があるときは、昭者が自らその修繕をするときを除く。)、居住建物が修繕を要するとき(第一章 、配偶者は、居住建物。)、又は居住建物につ一項の規定により配偶

きは、 :、この限りでない。 ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているとただし、居住建物の所有者が既にこれを知っていると

(居住建物の Fの負担)

- 一〇三四条 Ź 1 配偶者は、 居住 建物 通常の 必要費を負
- 2 担 外の費用につい 一条第二項 準用 Ź D 規定は、 前項の 通常の必要費以

、居住建物の

- 第一〇三五条 (1) 配偶者居住権が消滅したとき第一〇三五条 (1) 配偶者は、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物の返還を求めることができない。 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に関盟は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に関盟は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に関係。
- 2

(使用貸借及び賃貸借の規定の 準用)

第

住権について準用する。 第六百十三条並びに第六百十六条 第二百九十七条第二 ポー項ア 配偶者居、

第一節 配偶者短期居住権

第一〇三七条 ① 配偶者は、被相続人の財産に属した建物 第一〇三七条 ① 配偶者は、被相続人の財産に属した建物 という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者物」という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者物」という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者物」という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者のよいで「居住建物の得者」という。)に対し、居住建物について無償で使用する権利。以下この節において「居住建物」という。)に対し、以下この節において「配偶者短期の一部のみを無償で使用していた建物(以下この節において「配偶者短期)という。 (配偶者短期居

- 他の方法により居住建物取得 刀法により配偶者の注建物取得者は、答 石の居住 第三者
- (3) がか の申入れをすること掲げる場合を除くほ

- 第一〇三八条 ① 配偶者(配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。)は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。 ② 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。 Rをしな 別を 記に 従
 - 第三者
- (3) 第

第一〇三九条 配偶者短期居住権は、消滅する。配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得

(居住建物の返還等)

2

- か、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申③ 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げに対する居住建物の譲渡その他の方法によに対する居住建物の譲渡その他の方法によら、箇月を経過する日

(配偶者による使用)

- | 配偶者短期居 | 居住建物取得

(配偶者居住権の 取得による配偶者短期居住権 の 消滅)

住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をし配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をし配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をし配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をし

民 法

傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後にの規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条めることができない。

使 |用貸借等の規定の準用|

第 十四条の規定 ・四条の規定は、 第千二 **には、配偶者短期居住権について準用する。** 衆千三十二条第二項、第千三十三条及び第千三 第五百九十七条第三項、第六百条、第六百十

第九章 遺留分

(遺留分の帰属及びその割合)

- 第一〇四二条 ① 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。 一 直系尊属のみが相続人である場合 三分の一 一 商号に掲げる場合以外の場合 三分の一 一 二 前号に掲げる場合以外の場合 三分の一 これらに第九百条及び第九百一条の規定により算定したこれらに第九百条及び第九百一条の規定により算定した。
- その各自 その各自 の相続分を乗じた割合とする

- 贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその、一〇四三条(① 慰留分を算定するための財産の価額は、(遺留分を算定するための財産の仮額に、
- 刊所が選任 条件付き 近した鑑定人の証の権利又は存む 評 続 期 に従って、その価格を定める。間の不確定な権利は、家庭裁

2

- 第一〇四四条 ① 贈与は、相続開始前の一年間にしたもでは、一年前の日より前にしたものについても、同様ときは、一年前の日より前にしたものについても、同様ときは、一年前の用途によりその価額を算入する。当事者に限り、前条の規定によりその価額を算入する。 ついても、同様と知って贈与をした入する。当事者双一年間にしたもの
- 2 第九百四 |条の 規定は、 前項に規定する贈与

の価

- 3 のとつ
- の価額から負担の価額を控除した額とする。十三条第一項に規定する贈与した財産の価額は、一〇四五条 ① 負担付贈与がされた場合におけ その目 的应
- 2 留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限) 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方 当該対価を負担 の価額とする負担付贈与とみなす 当事者双方が遺 ŋ

(遺留分侵害額の請求)

- ることができる。 贈者に対し、 を受けた相続人を含む。 (特定財産承継遺言により財産を承継 0 四六条 し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求相続人を含む。以下この章において同じ。)又は生承継遺言により財産を承継し又は相続分の指案 ① 遺留分権利者及びその承継人は、受遺)又は受 指遣者
- **げる額を加算して算定する。** 第一号及び第二号に掲げる額を控除し、 通留分侵害額は、第千四十二条の規: 除し、これに第三号に掲の規定による遺留分から
- 遺留分権利者が受け た遺贈又は第九百三条第一 一項に規

(受遺者又は 受贈者の負担

|額につい 額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。)○おいて同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の形式いて同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の事ところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承集)○四七条 ① 受遺者又は受贈者は、次の各号の定め 。 の 章 承 め の 価 に 継 る

所有者に対し、遅滞なくその旨を通知し

民

遺留分侵害額を負担する。 て当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、 ては、当該価額から第千四十二条の規定による遺留分とし 目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっ

受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担す

は、その意思に従う。 ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したとき 者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。 おいてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺 受贈者が複数あるとき(前号に規定する場合を除く。) 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合に 後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈

準用する。 定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について 第九百四条、第千四十三条第二項及び第千四十五条の規 者が負担する。

消滅した当該債務の額の限度において消滅する。 当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、 担する債務を消滅させることができる。この場合において、 分権利者に対する意思表示によって第一項の規定により負 為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留 権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行 前条第一項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分

分権利者の負担に帰する。 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留

期限を許与することができる。 定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第一項の規

(遺留分侵害額請求権の期間の制限

第一〇四八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、 とする。 消滅する。 とを知った時から一年間行使しないときは、時効によって 相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったこ 相続開始の時から十年を経過したときも、同様

(遺留分の放棄

2 第一〇四九条 続人の遺留分に影響を及ぼさない。 家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、 相続の開始前における遺留分の放棄は、 他の各共同相

第十章 特別の寄与

第一〇五〇条 ができる。 条において「特別寄与料」という。)の支払を請求すること において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続 は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条 相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又 増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、 の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は 人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この 被相続人に対して無償で療養看護その他

は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでな 開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又 分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の きは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処 に協議が調わないとき、又は協議をすることができないと 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間

別寄与料の額を定める。 及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、

とができない。 した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えるこ 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有

4

3

該相続人の相続分を乗じた額を負担する。 額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当 相続人が数人ある場合には、各相続人は、 特別寄与料の

(5)

最新改正 平成三〇年法律七二号